

第5次てだこ障がい者(児)プラン

(第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画)



令和6年3月
沖縄県浦添市

はじめに



本市では、令和3年3月に「第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」を策定し、「人間尊重」を基本理念として掲げ、各種の障がい者施策に取り組んでまいりました。

この度、「第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>」が令和5年度末をもって計画期間終了となるため、これまでの取り組みを点検・評価しつつ、国の動きや考え方を踏まえ、「第5次てだこ障がい者(児)プラン」を策定いたしました。

この間の大きな動きとしましては、令和5年3月に国の「第5次障害者基本計画」が策定され、令和5年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が告示され、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進等の新たな方向性が示されています。

本計画では、保健・医療・教育・保育・就労・社会参加・生活環境などのあらゆる分野において、本市が取り組むべき障がい者(児)施策に関する基本的な考え方、方向性を示しています。

この計画を着実に実行していくため「社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いに認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。」を基本理念として、4つの基本目標と6つの重点施策を設定し、障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現を目指し、積極的な施策を展開していくこととしております。

本市においては、令和3年度に浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」を開所しているところですが、今後とも、障がい者(児)福祉施策の更なる充実・強化を図ってまいりますので、てだこ障がい者(児)プランの推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました浦添市福祉保健推進協議会・障がい者(児)プラン策定専門部会委員の皆様、アンケート調査でご協力をいただきました市民の皆様、そして関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

令和6年3月
浦添市長 松本 哲治

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の法的根拠等.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 計画の対象者.....	5
6 計画の期間.....	5
第2章 総論.....	7
1 計画の見直しのポイント(国の動向).....	7
2 計画課題の整理.....	11
3 計画の基本理念・基本目標.....	14
4 施策の体系.....	20
5 重点施策.....	21
6 基本目標ごとの取り組みの評価指標について.....	23
7 計画を推進するために.....	26
第3章 具体的な取り組み.....	27
基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実.....	28
基本目標2:子ども期からの一貫した支援の推進.....	43
基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進.....	49
基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進.....	56
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	63
1 令和8年度(2026年度)の成果目標.....	63
2 障害福祉サービス利用見込み量等について.....	69
3 相談支援サービス利用見込み量等について.....	81
4 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて.....	83
5 地域生活支援事業の見込み量等について.....	87
6 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備.....	99
資料編.....	1

【本計画における「障がい」用語の定義について】

浦添市では、障がいのある方の人権を尊重するとともに、ノーマライゼーションに対する市民の意識高揚を図る取り組みの一環として、『「障がい」の表記に関する方針』を定め、『障害』という言葉が、前後の文脈から人を表す場合は、『害』の漢字をひらがな表記することを定めています。なお、人を表す場合でも、固有名詞や法令で規定されている用語等はこの方針から除きます。

例：「障がい者」「身体に障がいのある方」「発達障がい児支援」
「障害者計画」「身体障害者手帳」「発達障害者支援法」

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

計画策定の背景としては、国において、「障害者の権利に関する条約」に署名した平成19年以降から、「障害者基本法」の改正(平成23年8月施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立(一部を除き平成25年4月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年5月施行)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)など、法制度が整備されるなど、障がい者施策の充実が図られています。

また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年5月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)など、さらなる法制度等の整備が進んでいます。

令和5年3月には、今後の障がい者施策の充実化の方向性として、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念とする「第5次障害者基本計画」が策定され、令和5年5月には、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」が行われ、障がいのある方等に対する虐待の防止や障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通の推進等の新たな方向性が示されています。

本市においては、令和3年度に『第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>』を策定し、「ともに支え合い、ともに喜び輝く、てだこの都市(まち)」を基本理念とし、障がい者施策の基本的方向を取りまとめた、市町村障害者計画と、障害福祉サービス等の提供体制の確保について定めた「第6期浦添市障害福祉計画」、「第2期浦添市障害児福祉計画」を一体期に策定し、障がいのある方が安心して、いきいきと暮らせる都市(まち)を目指し、各種施策の展開とサービスの提供に努めてきました。

今回、『第4次てだこ障がい者(児)プラン<改訂版>』(第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画含む)が令和5年度末で計画期間満了となることから、本市のこれまでの計画で位置付けた施策や福祉サービスの取り組み状況や当事者の方からのご意見、国が定める基本指針や県の計画等を踏まえて『第5次てだこ障がい者(児)プラン』(第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画含む)を策定しています。

2 計画の法的根拠等

(1) 計画の法的根拠と計画内容

第5次てだこ障がい者(児)プランは、「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」の3つの計画が一体的に策定された計画で、各計画の法的根拠や計画の主な内容は、以下のとおりです。

計画名	根拠法	内容
市町村障害者計画	障害者基本法 (第11条第3項)	障がい者施策の基本的方向について定める計画
市町村障害福祉計画	障害者総合支援法 (第88条第1項)	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (3年1期とした計画)
市町村障害児福祉計画	児童福祉法 (第33条の20第1項)	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画 (3年1期とした計画)

3 計画の位置づけ

第5次てだこ障がい者(児)プランと、本市の各種計画との位置づけについては、最上位計画である「第五次浦添市総合計画」及び保健福祉分野の上位計画である「第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画」、その他保健福祉分野の部門別計画との整合を図った、市町村障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を一体化した計画として策定します。

【本市の最上位計画】

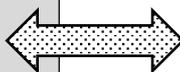
第五次浦添市総合計画

【保健福祉分野の上位計画】

てだこ・ゆいぐくるプラン
(第6次地域福祉計画・第7次地域福祉活動計画)

第5次てだこ障がい者(児)プラン

- ・第5次浦添市障害者計画
- ・第7期浦添市障害福祉計画
- ・第3期浦添市障害児福祉計画



【保健福祉関連計画】

てだこ高齢者プラン

てだこ親子プラン

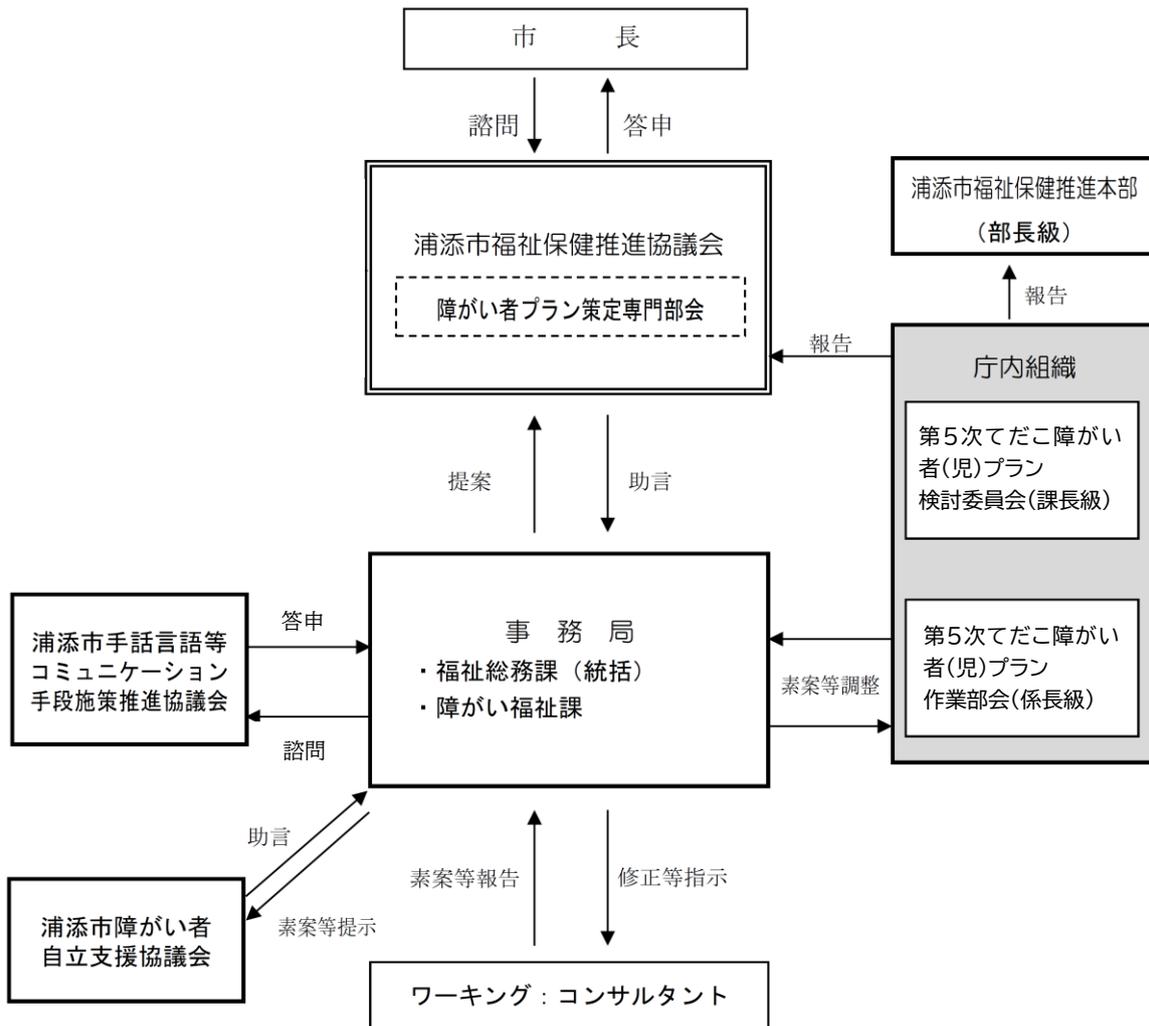
健康・食育うらそえ21

【その他関連計画】

教育、防災、まちづくり計画
など

4 計画の策定体制

第5次てだこ障がい者(児)プランの策定に関する検討・審議については、行政内部の「プラン検討委員会」「プラン作業部会」で検討を行った内容を、外部・有識者等で構成される「福祉保健推進協議会」「障がい者プラン専門部会」「手話言語等協議会」「障がい者自立支援協議会」で審議していくものであります。



5 計画の対象者

この計画の対象者は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の3障害に該当している方及び難病等により障害福祉のサービスを利用している方となります。

【障がい者】

- ・身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」18歳以上の方
- ・知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の方
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の方(発達障がい者を含む)

【障がい児】

- ・児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童(発達障がい児を含む)

6 計画の期間

第5次てだこ障がい者(児)プランの「市町村障害者計画」部分についての計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間の基本とし、必要に応じて中間年での見直しを行います。

また、障害福祉サービスの量の見込みや確保方策を整理する「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」については、令和6年度～令和8年度の3年間の1期として、令和9年度からは次期計画がスタートとする計画期間となります。

	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
市町村障害者計画						
市町村障害福祉計画及び 市町村障害児福祉計画						

1 計画の見直しのポイント(国の動向)

(1)第5次障害者基本計画の概要

◆基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

◆計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

◆計画の各論の主な内容(11 の分野)

【①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

<社会のあらゆる場面における障害者差別の解消>

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

【②安全・安心な生活環境の整備】

<移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進>

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

【③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

<障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進>

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

【④防災、防犯等の推進】

＜災害発生時における障害特性に配慮した支援＞

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

【⑤行政等における配慮の充実】

＜司法手続や選挙における合理的配慮の提供等＞

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

【⑥保健・医療の推進】

＜精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消＞

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

【⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進】

＜意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実＞

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

【⑧教育の振興】

＜インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備＞

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進

【⑨雇用・就業、経済的自立の支援】

＜総合的な就労支援＞

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

【⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興】

＜障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備＞

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

【⑪国際社会での協力・連携の推進】

＜文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進＞

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正概要

【基本指針の主な見直し事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 計画課題の整理

第5次てだこ障がい者(児)プランの策定にあたり、障がい者(児)及び一般市民へのアンケート、現計画の施策実施状況と評価、関係機関ヒアリング、国の動向などを踏まえ、以下の8つを障がい者施策の主な課題として整理しました。

①障害者差別の解消及び市民等の障害への理解の促進

- 国の第5次障害者基本計画の11の施策分野の最初に位置付けられており、最も基本的で重要な項目となります。また、今回実施した障がい者(児)アンケートにおいて「社会や行政への要望」の設問で「社会が障がい者に理解と関心をもってほしい」との回答が上位となっていることから、今後とも障害者差別の解消及び理解の促進に向けて、周知啓発をはじめとする取り組みの充実化が求められています。
- 市民等への障害への理解については、当事者及び関係団体ヒアリングにおいても、地域との交流が重要であるとの認識をもっているものの、中々踏み出せない状況も伺えることから、当事者をはじめ、自治会関係者、一般市民との交流の機会の充実が求められています。

②相談支援体制の充実・強化

- 障がい者が、住み慣れた地域で自らの意思や決定に基づき、自立した生活を送っていくためには、身近な地域で相談支援を受けることのできる相談支援体制の充実が、必要不可欠なものだと考えます。
- 本市では、障がい者(児)に対する幼少期から成人期までの一貫性のある継続支援及び地域の相談支援強化を目指し、障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」が建設され、相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターの設置はじめ、相談支援事業所による様々な相談対応が実施されているところです。今後とも関係機関等との連携強化を図り、さらなる相談支援体制の充実が必要となっています。
- 「高齢、障害、子ども、生活困窮」の各制度における相談や参加支援、地域づくり関連の事業・仕組みについて、属性・世代を問わないで実施する体制構築を図ることを目的とした「重層的支援体制整備事業」については、県内市町村においても取り組みが進みはじめているところです。本市においても、現在、体制構築に向けた取り組みが進められており、一層の推進が必要となっています。

③「地域生活支援拠点等」の機能の充実化

○障害福祉計画において、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能からなる「地域生活支援拠点等」は整備が行われ、今後は機能の充実化に向けた取り組みの推進が必要となっています。

④情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう取り組んでいくことが求められています。

○本市では、ホームページ等において伝わりやすい表現や音声変換への対応、声の広報をはじめ、意思疎通支援事業、手話奉仕員やきこえのサポーター、音訳ボランティアなどの人材育成などの取り組みを進めてきているところです。今後とも円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、取り組みの充実化が必要となっています。

⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○本市においては、精神障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい生活をおくることができるよう「医療」、「障害福祉」、「介護」、「住まい」、「社会参加（就労）」、「地域の助け合い」、「教育」が包括的に確保されたシステムの構築を目指していくため、「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」を図ることを目標として意見交換などの取り組みを進めていましたが、未設置の状況であるため、設置に向けた取り組みを推進することが求められています。

⑥成年後見制度の利用促進に向けた体制等の充実

○成年後見制度は、認知症をはじめ、その他障がいによって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を成年後見人が行う仕組みであり、本市においては、適切な取り組みを進めていくため、令和4年3月に「浦添市成年後見制度利用促進計画」を策定しています。

○今後は、策定した計画に基づき、地域連携ネットワークの中核となる中核機関の設置をはじめ、中核機関を事務局とした協議会の開催を図っていくなど、取り組みを推進していくことが求められています。

⑦就労支援・地域移行に対する支援等、障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスについては、関係団体ヒアリングにおいて「特に遅れているとは感じない」との回答もあり、必要とするサービスを利用できる状況が構築されてきています。
- 地域生活への移行については、居宅生活を支えるサービスや居住サポート事業などに取り組み、福祉施設から地域生活への年間移行者数は、「令和5年度に10人」の目標に対し、「12人」となっています。また、一般就労の移行に対する支援については、「令和5年度には福祉施設から一般就労への移行者の伸びが令和元年度の1.04倍」との目標を掲げていましたが達成できていない状況であるなど、今後ともさらなる取り組みの充実化が必要となっています。
- 障がい当事者へのアンケートにおいては、働いていない理由として、「障がいにより、できる仕事がない」との回答割合が多く見られる一方で、「求職中・職場訓練中」または「働きたいがどこに相談していいのかわからない」といった就業意欲の高い方も一定数見られます。また、働くための環境整備としては「経営者・職場の人が障害に理解があること」との回答が最も多くなっていることから、今後も、浦添市障がい者自立支援協議会の部会等を通し、就労に関する関係機関との連携の強化を図るとともに、市内の企業や関係団体への周知などの取り組みを推進していく必要があります。
- 障がい者の地域移行の推進を図るためには、安心して暮らせる住まいの確保は重要な要素であることから、「居住サポート事業」や「市営住宅を活用した住まいの確保」に取り組んでいるところですが、市営住宅はほとんど空きがない状況となっていることから、今後もさらなる取り組みの充実化が求められています。

⑧防災対策の充実

- 障がいのある方は、その特性から災害時に自身で避難することが難しい方も多いことから、安心して地域で暮らしていくためには防災対策の充実が求められています。
- 本市の防災対策は、「浦添市地域防災計画」に基づき、危険箇所の把握・周知をはじめ、避難所の指定(福祉避難所含む)・周知、自主防災組織の育成、意識啓発、備蓄の推進、災害発生時の対応など総合的な取り組みが進められており、今後とも計画的で継続した取り組みが求められています。
- 現在、災害時に自身で避難することが難しい方を対象とした避難支援に関する取り組みを整理する「避難行動要支援者避難支援計画」の策定に向けた取り組みが進められており、今後はこの計画に基づいた避難支援に関する具体的な取り組みの推進が必要となっています。

3 計画の基本理念・基本目標

(1)計画の基本理念(めざす姿)

1)上位計画等での位置づけ

障がい者(児)を取り巻く社会的な動向を踏まえ、上位計画等では、以下のような方向性が示されています。

①障害者基本法(第1条目的)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

②国の第5次障害者基本計画の基本理念

基本的人権の尊重を前提としつつ、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

③本市の総合計画における位置づけ

本市における最上位計画である総合計画においては、まちづくりの基本理念を「人間尊重」・「自立」・「平和」とし、福祉部門のまちづくりの方向として、「やさしさあふれる健康福祉都市～ともに生き、支え合う・認め合う心豊かなまち」と位置付けられています。

2)第5次てだこ障がい者(児)プランの基本理念

障害者基本法をはじめ、国の障害者基本計画、本市の上位計画などの動向を踏まえて、設定していくものとします。

◆上位計画等のキーワード

法制度及び国の計画:「基本的人権の尊重」、「共生社会の実現」、「自己の意思に基づく決定」、
「自立と社会参加の促進」、「社会的障壁の除去」
本市上位計画:「人間尊重(基本的人権の尊重)」、「ともに生き、支え合う・認め合う」

上記の上位計画等のキーワードを踏まえ、本計画の基本理念(計画の土台となる考え方・方向性、めざす姿)を以下のとおりとします。

<基本理念>

社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。

◆基本理念の語句の意味

「社会的障壁を除去しつつ」とは

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような「①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)」「②制度(利用しにくい制度など)」「③慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)」「④観念(障がいのある方への偏見など)」をなくし、住みよい環境づくりを推進していくことを意味しています。

「すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いに認め合いながら」とは

障がいの有無に関わらず、一人の人間として人権が尊重され、障がいがあるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、お互いを尊重しあえる地域社会をめざすことを意味しています。

「安心して生活ができ」とは

障害の種類や状況に関わらず、生活に必要な情報が容易に入手できるとともに、気軽に相談できる環境があり、その人の状況に応じた医療やサービスなどの支援を活用しながら、自らの意思で自立した生活を送ることができる地域社会をめざすことを意味しています。

「育ち、学び」とは

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることが大切であるとともに、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成育段階に応じた一貫した支援が行われることが重要となることから、子ども期からの切れ目のない支援を推進していくことを意味しています。

「働き、楽しみ、参画し」とは

たとえ障がいがあっても、それぞれの個性や能力を発揮して働き、スポーツ・文化芸術活動などの趣味や余暇活動などの楽しみをもち、地域活動などへ参画することができる環境づくりを推進していくことを意味しています。

「互いに支えあえる地域社会」とは

障がいの有無により、「支える側」「支えられる側」という立場に分けることなく、それぞれの個性や能力に応じて、できる範囲で互いに協力しあって、暮らしていける地域づくりを推進していくことを意味しています。

(2)基本目標

「社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。」という基本理念のキーワードである「安心して生活できる環境(暮らし)」「子ども期からの支援(育ち・学び)」「働き、楽しむ、参画する」「互いに支えあえる地域社会」の4つを基本目標として位置付けます。

また、障がい者(児)及びその家族の各ライフステージにおける生活の視点となる「暮らす」「育ち・学び」「働く」「楽しむ」「参画する」の5つの視点との関連も整理しています。

1	安心して暮らせる生活基盤の充実 ～情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの充実、権利擁護など～ 【生活の視点:暮らす】
	<p>障がい者(児)及びその家族が安心して暮らしていくため、障がいの種別や障がいの特性に配慮し、必要な情報が容易に入手できるよう、多様な媒体・手段を活用することで情報アクセシビリティの向上をはじめ、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供体制及び意思疎通支援体制の充実を図るとともに、生活上での不安や悩みを解消したりできるよう、基幹相談支援センター「てだこの森」を中心に、関係機関と連携した身近な所での相談体制の充実を図ります。</p> <p>加えて、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るために、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスを活用できるよう、福祉サービス事業者などの関係機関との連携のもと、福祉サービスの充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供においても、関係機関と連携し体制を強化していきます。</p> <p>また、障がいのある方の意思決定支援の在り方や、成年後見制度利用促進計画に基づいた、中核機関の設置など、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを推進するとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止について、関係機関との連携を図っていきます。</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住まいの確保は重要な要素であることから、居住支援に関する取り組みの充実を図ります。</p> <p>これらの取り組みを推進し、本市に暮らす障がい者(児)が、どんなに重い障害があっても地域で生活できるよう、暮らしを支える生活基盤の充実を図ります。</p>

2	子ども期からの一貫した支援の推進 ～早期からの支援から療育・保育・教育の充実～ 【生活の視点:育ち・学び】
<p>発達の遅れや偏り、障がいのある子ども(医療的ケア児含む)にとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは、健やかに発達を促しつつ、自立した社会生活を送る上で重要であることから、発達の遅れや偏りなどの早期発見から支援へのつながりがスムーズにいくよう、福祉や教育などの関係機関と連携した体制の充実を図ります。</p> <p>障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、学校卒業後までの各ライフステージにおいて、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、保育・療育・教育環境の充実を図るとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制強化を図ります。</p> <p>これらの取り組みの充実化を図り、発達の遅れや障がいのある子どもについて、早期からの一貫した支援の推進を図ります。</p>	

3	働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進 ～雇用・就労の取り組みの充実から地域活動などの社会参加の促進など～ 【生活の視点:働く、楽しむ、参画する】
<p>障がいのある方が自立した生活を送るとともに、社会参加をする上で、雇用・就労の促進は重要な要素となります。働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、就業相談機能の充実や、教育機関をはじめ、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携のもと、一般就労を希望する方には、可能な限り一般就労ができるよう支援を図るとともに、一般就労が難しい方においては、福祉的就労の場の確保をはじめ、訓練の機会の確保など、障がいのある方の就労に向けた必要な支援や、職場への定着の支援など、サポート体制の充実を図ります。また、市をはじめとする公的機関における雇用の促進をはじめ、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある方にとって、学習や、スポーツ、文化芸術、趣味や余暇活動、地域活動などでの交流を通して、仲間づくりや、いきがいづくりにもつながることから、活動機会や活動拠点の充実をはじめ、スポーツ大会への派遣支援や生涯学習内容の充実を図るなど、各種活動への支援を推進していきます。</p> <p>これらの取り組みの充実化を図り、障がいのある方が、個々の特性や能力に応じて希望する働き方で働き、スポーツや趣味を楽しみ、地域活動などへ参画できる環境づくりを推進していきます。</p>	

互いに支えあえる地域づくりの推進

～障害への理解促進から防犯・防災対策、支え合い活動の推進など～

【生活の視点:暮らす、参画する】

互いに支えあえる地域づくりを推進するためには、障がい及び障がい者(児)への理解を深める取り組みが重要となることから、市民への広報啓発活動をはじめ、学習機会の充実を図るとともに、子どもの頃から可能な限り障がいについての理解と認識を深めるための福祉教育を推進し、障がいに対する偏見や特別視することのない「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。

障がいのある方の社会参加を支援するため、誰もが利用しやすい道路をはじめ、公共建築物等のバリアフリー化を推進するなど、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

また、障がいがあっても、地域社会において、安全で安心して暮らすことができるよう、災害時などの緊急事態に備え、適切な情報伝達や避難誘導をはじめ、福祉避難所の指定、避難所での配慮などの支援体制を強化するとともに、地域における日ごろからの防犯対策を関係機関と連携して推進し、消費トラブルの防止に取り組みます。

障がいのある方の社会活動や地域づくりへの参加促進には、地域のボランティアは必要不可欠であることから、ボランティア人材の確保と活動への参加支援を推進するとともに、障がいのある方の重度化・高齢化、さらに親亡き後を見据え、緊急時などにおける迅速な対応や将来を見据えた働きかけなどの支援体制が地域で構築できるよう取り組みを推進します。

これらの取り組みの充実化を図り、互いに支えあえる地域づくりを推進していきます。

4 施策の体系

第5次でだこ障がい者(児)プランの施策の体系は以下のとおりです。

■第5次でだこ障がい者(児)プランの施策の体系

基本理念:社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。				
基本目標	生活の視点	取組方針	基本施策	頁
目標1 安心して暮らせる生活 基盤の充実	暮らす	方針1 必要な情報が得やすく、気軽に相談できる！	(1)わかりやすい情報提供と意思疎通支援の推進	28
			(2)相談体制の整備と機能強化	30
		方針2 保健・福祉サービス等が利用しやすくなる！	(1)生活習慣病等を起因とする障害の発生予防	32
			(2)保健医療関係機関との連携	33
			(3)福祉サービス等の充実	34
			(4)福祉人材の確保、育成	39
		方針3 サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！	(1)権利擁護の仕組みの充実	39
		方針4 安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！	(1)居住支援に関する取り組みの充実	41
(2)住宅改修の促進	42			
目標2 子ども期からの一貫した支援の推進	育ち、 学び	方針1 早期から適切で一貫した支援が受けられる！	(1)発達遅れなどの早期発見と成長支援の体制の確立	43
			(1)児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実	45
		方針2 育ち、学び、社会生活の力をつける！	(2)就学前保育・教育の充実	46
			(3)学校教育等の充実	47
目標3 働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進	働く 楽しむ 参画する	方針1 希望する雇用・就労につける！	(1)就労支援の拡充	49
			(2)働く場の確保	50
			(3)家族介護者の仕事と家庭の両立支援	52
		方針2 地域活動等に参加しやすくなる！	(1)地域活動・社会貢献活動への参加促進	53
方針3 趣味やスポーツ等が楽しめる！	(1)学習・スポーツ・文化活動・余暇活動の充実	54		
目標4 互いに支えあえる地域づくりの推進	暮らす 参画する	方針1 障害への理解が深まる！	(1)障害への理解を深める広報・啓発活動の充実	56
			(2)障害への理解を深める学習機会の充実	57
		方針2 公共施設等が利用しやすくなる！	(1)人にやさしい福祉のまちづくりの推進	58
		方針3 緊急時でも落ち着いて対応できるように！	(1)防犯・災害時対策等の充実	59
			方針4 地域で、できる範囲で役割を担い、活動する！	(1)ボランティアの人材確保と活動への参加促進
		(2)障がい者関連団体・機関との連携強化		61
		(3)市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化		62

5 重点施策

本市では、これまで自立しようとする障がい者が、まず「自立への第一歩」を踏むことができるよう、「相談」・「居住」・「就労」について重点的に取り組んできたことを今後も継続的に取り組むとともに、当事者アンケート調査、関係団体ヒアリングなどを踏まえ、各基本目標における重点施策を以下のとおり設定します。

なお、「関連施策 No」とは、28 ページからの具体的な取り組みごとに振られている番号となっています(★を記載)。

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

重点施策1 ⇒ いつでも相談できる関係づくりに向けて取り組む

- 一般相談支援事業所の周知を図る
- 特定相談支援事業を推進する
- 障害児相談支援援助を推進する
- 権利擁護の推進
- 虐待についての相談及び指導・助言の充実に努める

【関連施策 No】 11)、13)、14)、41)、42)、44)

重点施策2 ⇒ 地域生活への移行に向けて取り組む

- 居宅生活を支える訪問系サービス・日中活動系サービスの提供
- 居住サポート事業の推進と周知を図る
- 宿泊体験事業の周知及び利用促進を図る
- 地域生活支援拠点整備事業の推進

【関連施策 No】 22)、23)、24)、34)、45)

基本目標2:子ども期からの一貫した支援の推進

重点施策1 ⇒ 早期からの支援の推進

- 発達障がい児(者)支援のための拠点周知を図る
- 発達相談の推進
- 医療的ケア児とその家族の支援体制の構築

【関連施策 No】 51)、53)、55)、57)

基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

重点施策1 ⇒ 就労が継続できるための支援

- 浦添市障がい者自立支援協議会の部会において就労支援の効果的な方策を検討する
 - 障がい者雇用に関する事業所への支援策の周知を図る
 - 浦添市雇用対策協定に基づく取り組みにより、雇用促進を図る
- 【関連施策 No】 69)、74)

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

重点施策1 ⇒ 障がいへの理解を深め、差別を解消する

- 広報や啓発活動を通し、障害への理解を深める
 - 差別に対する相談対応・解決に努める
 - 沖縄県共生社会条例の普及を図る
 - 浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の推進・普及を図る
 - 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
- 【関連施策 No】 85)、86)、87)、88)、89)、93)、94)

重点施策2 ⇒ 誰もが住みよい地域をつくる

- 災害時でも安心して暮らせる支援体制の構築
 - 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議に取り組む
 - 共生社会の実現に向けた取り組みを図る
- 【関連施策 No】 98)、99)、106)、107)

6 基本目標ごとの取り組みの評価指標について

本計画において、各基本目標の基本方針ごとの取り組みを実施したことによる効果を測る指標を以下のように設定します。

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

◆基本方針1:必要な情報が得やすく、気軽に相談できる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「計画相談支援」利用者の満足度	当事者アンケート調査	82.1%	現状より増加

◆基本方針2:保健・福祉サービス等が利用しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
福祉サービスの満足度 (サービスを利用している方のみ)	当事者アンケート調査	68.3%	80%

◆基本方針3:サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
成年後見制度に関する中核機関の設置	-	未設置	令和6年設置

◆基本方針4:安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
居住支援協議会の設置	-	未設置	設置

基本目標2：子ども期からの一貫した支援の推進

◆基本方針1：早期からの適切で一貫した支援が受けられる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「発達障がい児の早期からの支援体制」への満足度	当事者アンケート調査	-	70%

◆基本方針2：育ち、学び、社会生活の力をつける！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「浦添市は障がい児にとって住みやすいと思う」との回答割合	当事者アンケート調査	-	70%

基本目標3：働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

◆基本方針1：希望する雇用・就労につける！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
普段の過ごし方で「働いている」との回答割合	当事者アンケート調査	36.9%	現状より増加

◆基本方針2：地域活動に参加しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間で地域のイベントや企画に参加したり、協力したことがあったか」との回答割合	当事者アンケート調査	-	20%

◆基本方針3：趣味やスポーツ等が楽しめる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間でスポーツ大会に参加した」との回答割合	当事者アンケート調査	5.1%	現状より増加

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

◆基本方針1:障害への理解が深まる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」との回答割合	当事者アンケート調査	51.5%	現状より改善

◆基本方針2:公共施設等が利用しやすくなる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「道路や市役所などの公共施設が利用しやすい」との回答割合	当事者アンケート調査	-	60%

◆基本方針3:緊急時でも落ち着いて対応できるようになる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
災害時に「避難先が分からない」との回答割合	当事者アンケート調査	29.1%	現状より改善

◆基本方針4:地域でできる範囲で役割を担い、活動する!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間でボランティア活動に参加した」との回答割合	当事者アンケート調査	2.4%	現状より増加

7 計画を推進するために

(1)第5次てだこ障がい者(児)プランの周知

多くの市民や事業者、関係機関などが本計画に対する理解を深め、計画目標に向けた各取り組みに積極的に参画できるようにしていくとともに、地域の特性に応じた取り組みが展開できるよう、広報うらそえや市ホームページ、地域活動等を通じて本計画の周知に努めます。

(2)計画への意見反映と推進体制

本計画は、行政を始め、当事者、事業者、各分野における関係機関の意見を反映させながら、より充実した障がい者及び障がい児福祉施策となるようにしていく必要があることから、計画の見直し時等において、意見聴取を行い、意見・助言を踏まえて策定していきます。

また、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育・住まい・就労・生活環境など、多様な分野にわたっているため、それぞれの関係機関が連携して計画の実現に向けて取り組むことが重要です。

そのため、以下の会議を中心に、庁内の関係各課における取組状況を把握し、関係機関相互の連携の強化を図り、地域における障がい者(児)等への支援体制の整備が推進されるよう協議を深め、事業実施に向けて取り組みます。

①浦添市福祉保健推進協議会

学識経験者や関係機関において構成され、市長の諮問に応じ本計画全体の進行状況の確認や見直し等について審議し答申を行う場

②浦添市障がい者自立支援協議会

各分野ごとの部会にて構成され、地域における障がい者(児)等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域における障がい者(児)等の支援体制の整備につなげる取り組みを進める場

③浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会

手話言語等コミュニケーション手段を利用する当事者、手話通訳者、要約筆記者、音訳・点字通訳者、学識経験者等で構成され、市長の諮問に応じ本計画の手話言語等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進について、施策の評価や見直し等について審議し答申を行う場

(3)計画の進行管理

本計画の推進に向けて、様々な分野で業務改善などに広く活用されているマネジメント手法であるPDCAサイクルの導入により効果的な進行管理を行います。また、計画の中間年(3年毎)には「浦添市福祉保健推進協議会 専門部会」へ施策の実施状況や指標の達成状況について報告するなど、点検・評価を実施し、着実な計画の推進を図ります。

第3章 具体的な取り組み

総論で示した基本目標ごとに具体的な取り組み(具体施策)を位置づけます。

なお、具体施策については、前述の重点施策との関係を示していく(重点施策は★を記載)とともに、「持続可能な開発目標(SDGs)」を意識した施策推進を図っていくことができるよう、SDGsが掲げる17の目標との関係を整理します。

	1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる		8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間の不平等を是正する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		

参考資料: 持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組み(外務省)

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

基本方針1:必要な情報が得やすく、気軽に相談できる!

障がいのある人やその家族が必要な情報がわかりやすく、容易に入手できるよう工夫を行うとともに、意思疎通支援を担う人材の育成・確保、サービスの円滑な利用促進などコミュニケーション支援体制の構築に努めます。

また、障がいのある人やその家族が抱える生活上の不安や問題の早期解決を促進するため、関係機関などと連携し、相談できる窓口の充実を図ります。



(1)わかりやすい情報提供と意思疎通支援の推進

市の広報誌やホームページによる情報提供の推進をはじめ、意思疎通支援事業の推進や必要な用具の給付などを実施し、支援していきます。

取り組み名	内容	主管課
①様々な方法を通じての情報の提供		
1)市広報誌や市ホームページ等による情報提供の推進	<p>障害福祉サービスや地域生活支援事業の認知度が低い状況にあることから、障がい者支援や相談窓口等に関する情報が適宜利用者に届くよう、市の広報誌や市ホームページ、障がい者福祉のしおり等様々な媒体を利用して情報の積極的な周知を図り、利用促進に努めます。</p> <p>難病患者については、障害福祉サービスの対象となったことについて引き続き各種情報媒体を利用して周知徹底を図ります。</p> <p>情報提供に際しては、メディアユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティへの配慮を継続して市ホームページの作成などを図るとともに、無料のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)やスマートフォンアプリケーションを活用した多角的な広報の実施等を図ります。</p>	障がい福祉課 国際交流課
2)情報提供の充実と声の広報の活用促進	<p>情報提供について、誰もが分かりやすく伝わりやすい表現や、音声への変換にも対応できるような表現等に配慮します。</p> <p>声の広報について、配布や市ホームページ上の利用が十分にされるよう、浦添市身体障がい者福祉協会や関係団体等との連携を図りながら、効果的な周知方法の検討及び周知に努めます。</p>	国際交流課
3)意思疎通支援事業の充実	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障がい者等との意思疎通の支援を推進します。</p>	障がい福祉課 (各課)

	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の設置を継続するとともに、手話通訳者の派遣の充実 ・意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業等)について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度を周知 ・市役所窓口においてコミュニケーションボードの活用を図るなど、障害特性に応じた柔軟な意思疎通支援の実施 ・市主催の行事やイベント等に際しては、手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めていくものとし、行事等を所管する担当セクションと連携した取り組みの実施 	
4)その他の地域生活支援事業の実施	<p>情報支援及びコミュニケーション支援に係る人材の養成・研修など、社会参加促進事業等のサービスについて、引き続き実施し、ボランティア人材の養成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員や音訳ボランティア等ボランティア人材の養成 ・サークル等の関係団体との連携による手話通訳者や要約筆記者となる人材育成(ステップアップ講座の充実や、実践の場への参画促進) 	障がい福祉課
5)図書館サービスの充実	<p>障がい者(児)が、必要な情報を得たり、読書ができる環境づくりに向けて、図書館サービスの充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書の実施 ・録音図書の計画的な収集及び音訳グループからの「声の広報」CD寄贈受け入れによる収集の強化 ・宅配(資料郵送)サービス、資料の周知及び啓発の実施 	社会教育推進課(図書館)
6)緊急通報システムの充実	<p>障がい者が緊急時に速やかに通報できるシステムの充実及び普及に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「net119」や「緊急通報用FAX」等の普及・啓発・登録の推進 ・市ホームページや携帯メールなど、障害の特性に応じた多様な情報伝達システムの検討・整備 	障がい福祉課 消防本部
7)日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通支援用具)	<p>浦添市障がい者等日常生活用具給付等事業実施規程に基づき、日常生活の中で、情報・意思疎通支援に供する、携帯用会話補助装置をはじめ、ポータブルレコーダー、情報・通信支援用具などを給付します。</p>	障がい福祉課
8)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成します。</p>	障がい福祉課

9) 選挙における配慮の充実	<p>障がいのある有権者が投票に参加しやすいようにバリアフリーの投票所の設置に努めます。</p> <p>また障がいがある方で郵便物に点字を希望する有権者の投票入場券に「選挙名」及び「投票入場券」の点字シールを貼付して選挙に関する情報提供を図ります。</p> <p>今後も、郵便等による不在者投票や代理記載制度など障がいのある人の状況に応じた支援を継続するとともに、これらの投票制度について周知を図ります。</p>	選挙管理委員会
----------------	--	---------

(2) 相談体制の整備と機能強化

基幹相談支援センターを中心とした、総合的な相談をはじめ、発達障がい児やこころの健康など、様々な相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携した体制強化に努めます。

取り組み名	内容	主管課
① 相談支援機能の充実・強化		
10) 浦添市障がい者自立支援協議会の充実	<p>障がい者支援に関する具体的な内容(地域生活支援のあり方等)については、浦添市障がい者自立支援協議会で検討を行うなど、支援体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会における地域生活支援のあり方等の検討推進 ・各専門部会における、より専門的な検討事項(支援困難ケース等への対応、各分野における支援体制整備)の検討 ・障害のある方が自立支援協議会に参画、決定に関与できることを目指し、障がい者団体との定期的な意見交換を実施する等、具体的な検討を推進 	障がい福祉課
② 相談体制の充実		
11) 相談支援事業の推進 ★	<p>総合的な相談業務を担う相談支援の拠点として浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」内に設置した「基幹相談支援センターてだこの森」や「児童発達支援センターたんぼぼ」を中心に、こども、地域生活、住まい、就労等に関する相談に対応し、適切な支援が行えるよう、一般相談支援事業の推進及び気軽に相談できる体制の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターてだこの森や各相談支援事業所の周知 ・相談支援事業所や地域包括支援センター、浦添市社会福祉協議会(CSW等)、地域の相談員(自治会長、民生委員等)との連携による包括的な相談支援の実施 	障がい福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の相談援助技術の向上を図るため、浦添市障がい者自立支援協議会への参加を通して技術向上・情報交換の促進、基幹相談支援センターでだこの森による勉強会の開催などによる相談支援専門員の相談援助技術の向上 ・相互に連携できる体制づくりや加算取得による経営改善が図れるよう支援の実施 	
12) 重層的支援体制整備事業の実施検討	<p>既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」や、その移行準備事業の実施について検討を進めます。</p> <p>※重層的支援体制：属性・世代を問わない相談、地域づくりの実施体制</p>	福祉総務課(室)
13) サービス等利用計画・障害児相談支援援助の質の向上 ★	<p>サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成や、支援援助の質の向上を図ります。一方で、新規の受け入れが難しく待機期間が長期化しているケースもあることから、その対応についても検討を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定後のモニタリングの実施 ・基幹相談支援センターでだこの森に配置する主任相談支援専門員等を中心に、浦添市障がい者自立支援協議会においてサービス等利用計画・障害児相談支援援助の評価の実施 ・サービスの質や効果について把握を行う方策の検討・実施に努めます。 ・浦添市障がい者自立支援協議会及び相談支援事業所連絡会を活用し複数の事業所が連携する体制づくりに努めます。 	障がい福祉課
14) 発達障がい児(者)の相談窓口の充実 ★	<p>発達が気になる段階からの支援をはじめ、発達障がい児(者)のライフステージに応じ、適切な支援が途切れることなく提供できるよう、基幹相談支援センターでだこの森及び児童発達支援センターたんぼぼと連携し、相談窓口の充実を図るとともに、相談後に適切な場につなぐネットワークの強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児(者)支援関係課連絡会議(全体会議)の開催 ・実務者レベルの連絡会議の開催 ・心理士による連携会議の開催 ・ライフステージ移行時における引継ぎ・支援者の変更に際して支援が途切れることのないよう、情報共有のあり方について検討・調整の実施 	障がい福祉課

15)こころの健康に関する相談体制の充実	<p>市民のこころの健康について、相談体制をはじめ、医療機関等との連携を図り取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のこころの相談に対して来所・電話・訪問による相談体制の充実 ・医療機関等関係機関との連携強化 ・自殺対策行動計画に基づき、ゲートキーパー(心の健康サポーター)養成講座の開催 	健康づくり課
----------------------	---	--------

基本方針2:保健・福祉サービス等が利用しやすくなる!

地域において障がいのある方が生活する上で、必要となる保健・福祉サービスを提供できるよう、「生活習慣病に起因する障害の発生予防」をはじめ、「保健医療関係機関の連携」「福祉サービスの充実」を図ります。

福祉サービスの充実については、障がいのある人自身だけでなく、ヤングケアラーを含む家族介護者の支援にもつながることから、福祉サービスの充実に取り組みます。



(1)生活習慣病等を起因とする障害の発生予防

疾病の予防・障害の早期発見に向けた総合健診の取り組みをはじめ、健康相談・指導、健康づくり活動を推進し、生活習慣病を起因とする障害の発生予防に努めます。

取り組み名	内容	主管課
①疾病の予防・障害の早期発見及び健康づくり		
16)健康づくり等の推進	<p>生活習慣病等を起因とした障がいの発生を予防するため、生活習慣病等の発症予防・重症化予防の取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診、がん検診の推進 ・特定保健指導 ・生活習慣病重症化予防事業 ・食環境整備事業 ・健康教育、健康相談等による健康づくり事業 ・歯科・口腔、受動喫煙防止対策、適正飲酒の推進、身体活動・運動に関する事業 <p>市民の運動習慣に寄与することなどを目的として、「スポーツフェスティバル」「自治会対抗各種競技大会」「たごウォーク」等各種イベントへの参加促進を図ります。</p> <p>生活習慣病や薬物乱用等による健康への影響について学習する機会を通して、児童生徒の健康づくりについての知識を深め、規則正しい生活や望ましい生活習慣等、健康づくりについての意識を高める取り組みを推進します。</p>	<p>健康づくり課</p> <p>文化スポーツ振興課 観光振興課</p> <p>学校教育課</p>

17) 地域医療の普及促進	浦添市医師会や南部地区歯科医師会等との連携のもと、地域医療の普及促進に関する取り組みを実施します。 ・地域医療講演会等の開催	いきいき高齢支援課 健康づくり課
	浦添市在宅医療ネットワークと連携を図りながら障がい者等の在宅医療の支援に努めます。	いきいき高齢支援課 (障がい福祉課)

(2) 保健医療関係機関との連携

障がいのある人やその家族に対し、医療機関等の情報提供をはじめ、保健医療関係機関と連携し、適切な医療を受けることができる体制づくり等を推進します。

取り組み名	内容	主管課
① 適切な医療の提供推進		
18) かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及	障がい者(児)やその家族等が適切な医療にアクセスできるよう、医療機関等の情報提供をはじめ、かかりつけ医・かかりつけ歯科医(発達相談ができる医療機関も含む)の普及・定着に向け、市の広報誌や市ホームページ等、各種情報媒体を用いた啓発の推進を図ります。	障がい福祉課 いきいき高齢支援課
② 医療費助成制度の周知		
19) 自立支援医療の周知	適切に支給が受けられるよう、自立支援医療の対象者や指定医療機関の情報、自己負担に関する内容について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を行います。	障がい福祉課
20) 浦添市重度心身障害者(児)医療費助成の周知	心身に重度の障害のある障がい者の、保健の向上と福祉の増進に資するため、保険診療による医療費等の一部を助成するとともに、市の広報誌や市ホームページ等の活用により制度の周知を図ります。	障がい福祉課
21) 特定医療費(指定難病)助成制度の周知	国が定めた指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的として、県の保健所が実施している制度について、周知を図ります。	障がい福祉課

(3)福祉サービス等の充実

障害があることで日常生活や社会生活に困難を感じる方の手助けとなる各種障害福祉サービス等の充実を図り、本人の生活支援及び家族等の介護者への支援を推進します。

取り組み名	内容	主管課
①障害福祉サービス等の充実		
22)訪問系・その他のサービスの提供 ★	<p>住み慣れた地域で生活を送る上で支援が必要な障がい者(児)に対する支援を行うため、居宅介護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護といった訪問系サービス及び短期入所等のニーズに合わせた提供体制を整備します。</p> <p>また、自立生活援助のサービスを提供しやすくする仕組みについて、事業所のニーズも踏まえつつ、利用促進を図ります。</p> <p>なお、行動援護を行う事業所の確保や人材の育成については、事業所の指定を行う沖縄県に働きかけるなど連携を図っていきます。また、ケースに応じて個別課題解決に向けた取り組みを検討・対応していく中で、全体的な課題が見えた際には自立支援協議会でも調整・検討していきます。</p> <p>常に見守りが必要な重度障がい児・者の家族については、負担も大きく、支援が求められることから、病気などで一時的に介護ができなくなった場合や家族のレスパイト(休息)時に短期入所を役立ててもらえるよう、周知及び利用促進を図ります。また、生活環境の急激な変化により不安定な状態にならないよう、不安期・困難期・回復期をコントロールするための支援施設(短期入所)の利用といった柔軟な運用・場の確保が求められていることから、浦添市障がい者自立支援協議会において、解決方策の具体的な議論を行っていくものとします。</p>	障がい福祉課
23)日中活動系サービスの提供 ★	<p>多様な日中活動の場の充実を図るため、障害福祉サービス事業所との連携のもと、生活介護や療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援といった日中活動系サービスについて、適切なサービスの提供を図ります。</p> <p>就労定着支援の充実に向け、企業との顔合わせ機会の創出を図っていくとともに、自立支援協議会の就労支援部会の場を通し、企業と福祉関係事業所とのネットワークづくりを促進します。</p> <p>・自立支援協議会の就労支援部会を中心として、企業と福祉がつながる場として関係機関と連携し、企業や就労支援事業所の「見学ツアー」を実施します。</p>	障がい福祉課

24) 居住系サービスの提供 ★	<p>居住支援を必要とする障がい者への支援として、浦添市障がい者自立支援協議会等で市内のニーズを確認しながら、引き続き共同生活援助(グループホーム)等のサービス拡充に努めます。</p> <p>通所によって介護等を受けることが困難な障がい者に対し、安心できる生活を確保するため、施設入所支援により、居住の場の提供を図ります。</p> <p>共同生活援助について、サービスの質や量の充足状況等について把握していくため、チェック体制・実態把握の方策を強化します。</p>	障がい福祉課
25) 補装具の給付	<p>日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入や修理にかかる費用の支給を行います。</p> <p>制度内容について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を図ります。</p>	障がい福祉課
26) 共生型サービスの導入促進	<p>地域の社会資源として分野や対象を問わず利用できる形として、障がいのある方が65歳以上になっても使い慣れた事業所においてサービスが利用できるよう、介護サービス、障がい福祉サービス事業所が互いの制度の指定を受けて共生型のサービスを提供しやすくする仕組みについて事業所のニーズも踏まえつつ、県と連携しながら周知・研究を進めます。</p> <p>また、障害福祉サービスの提供事業所での適切な介護サービスの提供や介護保険サービス提供事業者が障がい特性の理解に努め、積極的に受け入れ対応できるよう、事業者の支援を検討します。</p>	障がい福祉課 (いきいき高齢支援課)
27) サービス事業所の人材確保・育成・定着に向けた支援	<p>サービス事業所の人材確保・育成・定着支援に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市及び沖縄労働局間で締結した「浦添市雇用対策協定」に基づき、関係部署が連携し、サービス事業所と福祉等人材のマッチングの機会確保の推進 ・従事者のスキル向上やキャリアアップのための研修等の実施を促進 ・福祉人材の確保等に向けて各種イベントやインターシップ等を活用し、福祉の仕事や魅力の情報発信の推進 ・事業所や県等の関係機関と連携し、働きやすい職場環境づくりに向けた研修等の実施の促進 	産業振興課 障がい福祉課
	<p>浦添市育英会が行っている保育士・社会福祉士・介護福祉士資格取得のための奨学金制度の周知を図り、専門性を持った人材の育成・確保に努めます。</p>	障がい福祉課 教育総務課

②地域生活支援事業関連のサービスの充実		
再掲)意思疎通支援事業の充実	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障がい者等との意思疎通の支援を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の設置を継続するとともに、手話通訳者の派遣の充実 ・意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業等)について市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度を周知 ・市役所窓口においてコミュニケーションボードの活用を図るなど、障害特性に応じた柔軟な意思疎通支援の実施 ・市主催の行事やイベント等に際しては、手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めていくものとし、行事等を所管する担当セクションと連携した取り組みの実施 	障がい福祉課
28)日常生活用具の給付	<p>重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。</p> <p>給付対象用具の耐用年数や新たな日常生活用具への対応についても、ニーズとのバランスを見ながら検討実施に努めます。</p> <p>難病患者についても日常生活用具の給付対象となっていることから、周知を図り支援します。</p>	障がい福祉課
29)重度身体障害者紙おむつ支給事業の実施	<p>常時紙おむつを使用している在宅の重度身体障がい者(児)の日常生活の経済的負担の軽減を目的とし、紙おむつの購入にかかる費用の支給を行います。制度の内容について、市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を図ります。</p>	障がい福祉課
30)移動支援事業(ガイドヘルパーの派遣)の充実	<p>外出時に支援が必要な障がい者等に対し、ガイドヘルパーの派遣を行い、社会生活上不可欠な外出、余暇活動及び通所・通学等の社会参加のための移動支援を行います。</p>	障がい福祉課
31)リフト付きバス運行事業の充実	<p>常時車いすを利用している方や重度の肢体不自由の方などが、病院への移動や余暇活動及び通所・通学等の社会参加のため、リフト付きバスを運行し、移動支援を行います。</p>	障がい福祉課

32) 地域活動支援センターの充実	<p>障がい者に、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流を促進し、障がい者の地域生活支援の充実を図る「地域活動支援センター」の活動を支援します。</p> <p>新規利用者の開拓に向けた取り組みをはじめ、利用者のニーズに合わせた取り組みを支援していくなど、地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。</p>	障がい福祉課
33) 日中一時支援事業の推進	<p>障がい児・者の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業の実施を進めます。実施に際しては、事業の実態の把握に努めるとともに課題を検証し、取り組みを推進していきます。</p> <p>医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、医療的ケア児に係る関係機関等による自立支援協議会及び医療的ケア児等支援会議で検討していきます。なお、日中一時支援事業所までの移動支援については、必要に応じて移動支援事業の活用も可能なことから、その周知に努めます。</p>	障がい福祉課
再掲) その他の地域生活支援事業の実施	<p>情報支援及びコミュニケーション支援に係る人材の養成・研修など、社会参加促進事業等のサービスについて、引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員や音訳ボランティア等ボランティア人材の養成 ・サークル等の関係団体との連携による手話通訳者や要約筆記者となる人材育成(ステップアップ講座の充実や、実践の場への参画促進) 	障がい福祉課
③『地域生活支援拠点等』の機能の充実		
34) 『地域生活支援拠点等』の機能の強化 ★	<p>障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急時の受入れ・対応」を円滑なものとしていくため、利用者の事前登録を行い、利用者の状態及び必要なサポートについて、受け入れる事業所で把握しておくことができる仕組みづくりに努めるとともに、空床 	障がい福祉課

	<p>時の補填のあり方について検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の急激な変化により不安定な状態にならないよう、不安期・困難期・回復期をコントロールするための支援施設(短期入所)の利用といった柔軟な運用・場の確保に向けて、浦添市障がい者自立支援協議会において、解決方策の具体的な議論を行っていくものとしします。 ・その他「地域生活支援拠点等」に求められる5つの機能の充実に向けて、自立支援協議会をはじめ、関係機関と連携して取り組みます。 ・協力してもらう支援機関の開拓をはじめ、定期的な協議の場について、自立支援協議会にて設置を検討します。 	
④その他の福祉サービス等の充実		
35) 重度の障がい者(児)に対する支援の実施	<p>障害のため必要となる精神的、物理的な特別の負担の軽減の一助として、重度障がい者に支給される特別障害者手当及び重度の障がい児に支給される障害児福祉手当の周知を図ります。</p>	障がい福祉課
36) 重度障がい者(児)を介護する者に対する支援の実施	<p>重度障がい者を介護する者に対し、在宅介護手当を支給することにより経済的及び精神的負担の軽減を図ります。市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を図ります。</p>	障がい福祉課
37) 障がい児を養育する家庭への支援の実施	<p>障がい児を養育する家庭に対し、関係機関との連携のもと、特別児童扶養手当の周知を図り、手当の給付による児童福祉の増進に努めます。</p>	こども家庭課
38) 強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備	<p>強度行動障がいを有する者への支援を図るため、支援ニーズの把握に努め、自立支援協議会など関係機関と連携した支援体制の整備に取り組みます。</p>	障がい福祉課

(4)福祉人材の確保、育成

福祉人材の不足が社会問題化している中、福祉サービスに対する需要の増大・多様化による質の高い福祉サービスの提供が求められることから、相談支援事業者の核となる福祉人材の確保・育成に努めます。

取り組み名	内容	主管課
39) 相談支援事業従事者の処遇改善・環境整備	相談支援事業を提供する事業者に対し、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努め、事業者の人材の確保を支援します。	障がい福祉課
40) 指定特定相談支援事業者への障害に関する研修の実施	指定特定相談支援事業者の障害に対する知識や対応技術の向上を図るための研修を実施し、様々な障害の方も安心してサービスを利用できるよう努めます。	障がい福祉課

基本方針3: サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！

浦添市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、適切な利用の促進に向けた取り組みを推進するとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

加えて、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方への理解促進や行政サービス等における配慮の充実に努めます。



(1)権利擁護の仕組みの充実

成年後見制度の利用促進に向けた取り組みをはじめ、虐待防止などの権利擁護に関する取り組みを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①成年後見制度の普及		
41) 成年後見制度利用支援事業等の利用促進 ★	浦添市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進に向けた制度の周知をはじめ、支援体制の構築などの取り組みを推進します。 ・市のホームページや広報誌などの媒体を活用し、成年後見制度や浦添市成年後見制度利用支援事業の周知 ・当事者や家族向けの講座や講演会の開催 ・広報機能、相談機能、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関(中核機関)及び協議会の設置・運営	障がい福祉課 いきいき高齢支援課

	・「成年後見制度法人後見支援事業」の実施に向け、実施事例の調査研究や関係機関等との連携・調整を図るなど、検討の推進	
②日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の普及促進		
42) 制度利用・充実に向けた支援 ★	日常生活自立支援事業について、普及促進を図るため、広報誌等を活用し、制度内容及び生活支援員の活動内容や意義に関する周知を図ります。 社会福祉協議会との連携により、日常生活自立支援事業の推進に向けて専門員や生活支援員の確保を進めるなど、支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課 いきいき高齢支援課
③障がい者への虐待の防止と適切な対応の実施		
43) 障がい者(児)への虐待防止に向けた意識啓発	障がい者(児)への虐待の防止やその早期発見のため、市の広報誌等により、市民に対し「障害者虐待の防止、障害者(児)の養護者に対する支援等に関する法律」の効果的な啓発実施に努めます。 関係機関に対し、浦添市障がい者自立支援協議会と連携して虐待防止に向けた研修等の開催及び参加の充実を図ります。	障がい福祉課
44) 虐待防止に向けた相談・支援体制の確立 ★	浦添市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待防止に向けた取り組みの推進及び関係機関(福祉施設、医療機関、幼稚園、学校、親の会)との連携強化を図るとともに、市民に対し、相談・支援窓口である浦添市障害者虐待防止センターの周知を図ります。	障がい福祉課

基本方針4:安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！

障がいのある人が住みたい地域や住み慣れた地域で暮らしていくためには、住まいの確保は重要な要素となります。

このことから、居住支援に関する取り組みの充実をはじめ、住み慣れた自宅で過ごすことができるよう、住宅改修等の促進に取り組むなど、多様な住まいの確保に向けた取り組みを推進します。



(1)居住支援に関する取り組みの充実

居住に関する相談支援をはじめ、居住サポート事業・宿泊体験事業、市営住宅等での優遇措置などの取り組みなど住まいの確保に向けた取り組みの充実を図ります。

取り組み名	内容	主管課
①住まいに関する支援の推進		
45) 居住サポート事業・宿泊体験事業の推進 ★	<p>沖縄県居住支援協議会等の動向を踏まえ、障がい者の地域生活における住まいを円滑に確保できるよう、居住サポート事業(借家さがし・家賃債務保証・賃貸契約サポート・居住継続支援)の推進と、事業の周知を図ります。</p> <p>併せて、地域や家主等の懸念の解消を図るなど、理解促進に努めるとともに、ウイークリー・マンスリー方式の活用等についても利用者と供給側のニーズを踏まえ、浦添市自立支援協議会との連携のもと、検討を行います。</p> <p>将来的な自立生活を目指している障がい者に対し、一人暮らしの不安解消と自立生活の練習を行う宿泊体験事業について、周知及び利用促進を図ります。また、複数名利用を可とすることも含め、宿泊体験事業の利用促進に向けた方策の検討を行います。</p>	障がい福祉課
46) 居住相談支援の充実	<p>居住相談等に取り組む各種団体や事業所等の情報を集め、それら相談窓口の利用を促進します。</p> <p>また、障がい者が一般の住宅での暮らしが可能になるよう、居住支援協議会の設置を検討します。</p>	建築営繕課 (障がい福祉課)
②市営住宅等を活用した住まいの確保		
47) 募集時の障がい者優遇措置の実施	<p>住宅確保が困難な障がい者等に対して市営住宅への入居が容易になるよう、募集時の優遇措置を進めます。</p>	建築営繕課

48)市営住宅・県営住宅建替え時におけるグループホームの確保に向けた協議	市営住宅等長寿命化計画において建替えの方針となった安波茶市営住宅、前田市営住宅の建替え計画の際には生活支援施設の配置検討を行います。	建築営繕課
	県営住宅の建替えに際し、併設施設に関する照会があった場合には、障がい者グループホームの確保を要請していきます。	障がい福祉課

(2)住宅改修の促進

住み慣れた自宅で過ごすことができるよう、住宅改修等の支援を実施します。

取り組み名	内容	主管課
①適切な住宅改修等の支援		
49)住宅改造費助成事業の普及等	障がい者の住宅改修に対する経済的負担の軽減を図るため、住宅改造費助成事業の普及や利用促進に努めます。 新たな住宅セーフティネット制度に関する各種取り組みの普及・利用促進を図ります。	障がい福祉課 (建築営繕課)

基本目標2：子ども期からの一貫した支援の推進

基本方針1：早期から適切で一貫した支援が受けられる！

発達の遅れや偏りのある子どもたちへの支援は、できるだけ早い時期から始め、大人として社会参加をする時まで、生涯にわたる支援が一貫性と継続性をもって総合的に行われることが重要となります。

このことから、早期から、健やかな成育を継続して支援するため、関係機関との連携のもと「発達の遅れなどの早期発見と成長支援」に努めます。



(1) 発達の遅れなどの早期発見と成育支援の体制の確立

早期からの支援体制の確立を図るため、母子保健の充実をはじめ、成育支援をめざすネットワークづくり、集団生活への適応支援を実施します。

取り組み名	内容	主管課
①母子保健の充実		
50) 窓口での情報提供	保健師や助産師等による親子健康手帳の交付を行い、不安を抱えている妊婦等への情報提供などの支援・充実を図ります。	こども家庭課
51) 乳幼児健康診査の体制の充実 ★	各健康診査において身体計測をはじめ、精神・運動機能の発達に加え、生活習慣や子育て状況を確認するなど、保健師や心理士等による健診時の保健指導・相談等の充実を図ることで発達の気になる子の早期発見に努めるとともに、乳幼児の月齢、年齢に応じた発育・発達その他子育てに関する個々に応じた支援を行います。 また、未受診者に対しては、ハガキによる通知をはじめ、電話や訪問などによる受診勧奨に努めます。	こども家庭課
52) マタニティースクール等への参加促進	育児中の不安や疑問等の解消や保護者同士の交流の場となることをはじめ、低出生体重児出生率の減少や小児・成人肥満の減少等を目指し、マタニティースクール等を開催するとともに、参加促進に向けた取り組みを推進します。 ・スクール内容を主に「食」とし、乳幼児の健康管理に取り組めるよう指導の実施 ・離乳食の開始や進め方に関する講話を行い、保護者がスムーズに離乳食に取り組めるように支援の推進 ・母子手帳アプリ「母子モ」を活用した情報提供に努めます。多くの市民が事業に参加できるよう本事業の周知の推進	こども家庭課

<p>53) 訪問指導やわんぱく相談(発達相談)等の推進 ★</p>	<p>健診後、継続的な支援が必要な子どもとその保護者に対し、家庭訪問や来所・電話相談などを行います。</p> <p>低体重児や未熟児等に対して家庭訪問や育児支援を行います。</p> <p>保健相談センターで実施している心理士等による子どもの発達についての相談(わんぱく相談)を利用し、必要な支援が受けられるよう、わんぱく相談の周知に努めるとともに、療育機関等との連携を図ります。</p> <p>1歳6か月児健診において発達の経過観察が必要な児に対して健診事後教室(さくらんぼクラブ)の案内を行い、発達状況の確認を通し保護者の気づきを促します。</p>	<p>こども家庭課</p>
	<p>親子遊びを通して楽しく関わり方を学び、子どものからだや心の育ちを促す親子通園型発達教室「そだちのひろば うぐいす」について周知を行うとともに、関連機関との連携による支援に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>②継続した成育支援をめざすネットワークづくり</p>		
<p>54) 関係機関とのネットワークづくり</p>	<p>乳幼児健診や集団生活の場を通して、保護者が子どもの「発達の偏りや障害」に気づき、支援を受け入れるまでの葛藤や不安を理解し、浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」内にある児童発達支援センターたんぼぼや親子通園施設「そだちのひろば うぐいす」等を連携することで切れ目のない家族支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な子どもが地域で健やかに生活するため、「発達の偏りや障害」の早期発見、療育から教育へとライフステージと個々の状態に応じた適切な支援が受けられるように、効果的なネットワークづくりに努めます。 ・発達障がい児(者)支援関係課連絡会議の実施 ・複数課に配置されている心理専門職員の情報交換ができるよう、心理士実務者会議の開催に努めます。 	<p>障がい福祉課 (こども未来課 学校教育課 こども家庭課)</p>
	<p>浦添市障がい者自立支援協議会のこども支援部会において、行政内各課や関係機関との情報交換の場、問題解決の場として連携を強化します。</p> <p>浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」の指定管理者との連携や、同施設利用者・関係機関等とのネットワークの充実を図ります。</p>	<p>障がい福祉課</p>

55) 医療的ケア児等の支援体制の充実 ★	<p>医療的ケア児及びその家族の抱える課題、その対応策について医療的ケア児に係る各分野の関係機関等による自立支援協議会及び医療的ケア児等支援会議において、支援体制の強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦添市医療的ケア児コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関と連携し、医療的ケア児及びその家族の支援に努めます。 ・医療的ケア児の保育所等・学校受入において、保育所等・学校への看護師配置を含め、受け入れ体制の充実を図ります。 	障がい福祉課 (こども未来課 学校教育課 こども家庭課)
③集団生活等への適応支援		
56) 保育所等訪問支援の実施促進	<p>利用を希望する方の申請に基づき、保育所や学校に訪問支援員を派遣し、適切かつ効果的な支援を検討していく「保育所等訪問支援事業」の実施促進に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保育所等訪問支援事業」について、多様な媒体を活用し、周知等を図ります。 ・同様の事業を実施している児童発達支援センターたんぽぽの取り組みについて、利用希望者への周知を図ります。 	障がい福祉課

基本方針2: 育ち、学び、社会生活の力をつける！

障がいのある子どもが健やかに成長し、一人ひとりの特性を踏まえ、その能力を伸ばすためには、療育をはじめ、保育・教育の充実が、必要不可欠であります。

このことから、療育相談・指導をはじめ、就学前の発達支援保育を必要とする児童の実態把握・支援、療育相談支援、発達支援保育の推進などの「就学前保育・教育の充実」、障がいのある児童生徒に最も適した教育が受けられる環境づくりを行う「学校教育等の充実」を図ります。また、障がいのある幼児、児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるよう、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる体制の整備を図ります。



(1) 児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実

早期から、障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助する療育相談・指導について、児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実を図ります。

取り組み名	内容	主管課
57) 児童発達支援センターの充実 ★	浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」に設置された児童発達支援センターたんぽぽにおいては、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活か	障がい福祉課

②就学前教育等の充実		
61) 就学等の一貫した教育支援の充実	<p>就学支援にあたっては、特別に配慮が必要な児童本人及び保護者の意向を把握し、専門家の意見を聞きながら、保護者に対し教育内容などについて十分な情報提供を行います。</p> <p>関係機関との連携のもと、本市の教育支援委員会の就学支援の一層の充実を図ります。</p>	学校教育課 こども未来課

(3)学校教育等の充実

障がいのある児童・生徒に対し、教育関係機関と連携した特別支援教育の推進体制の充実に向けた取り組みをはじめ、放課後等デイサービス事業など放課後支援の充実に向けた取り組みを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①特別支援教育の充実		
62) 特別支援教育体制の充実	<p>教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場でともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対しては、特別支援学校や市内小中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援教育コーディネーター、巡回指導員等や保護者、関係機関と連携を強化し、特別支援教育の推進体制の充実を図ります。</p> <p>特別支援教育コーディネーター研修会、発達障がい研修会等を継続実施し、全ての教職員の特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する理解を促進します。</p>	学校教育課
63) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・実施	<p>一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的な視点で効果的に実施するため、保護者や福祉、医療、就労等の関係機関との連携のもと、「個別の教育支援計画」の策定を推進します。</p> <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒のニーズに応じた支援、指導計画に基づき、学校全体の協力体制の中で合理的配慮を図り、きめ細かな支援、指導を行います。</p>	学校教育課
64) 特別支援学級及び通級指導教室の充実	<p>通常の学級担任と、特別支援学級の学級担任が児童生徒の様子などについて常に情報交換を行い、その指導の充実を促進します。</p> <p>通級指導教室(浦添小学校:言語通級指導教室「ことばの教室」、内間小学校、浦添中学校:発達障がい通級指導教室)で障害の改善を図り、学校生活に適応していくための援助を行います。</p>	学校教育課

65) 特別支援教育のためのヘルパーの配置	特別な支援を必要とする児童生徒などの安全面等を支援するため、ヘルパーを配置し、さらなる資質の向上に努めます。	学校教育課
66) 教育内容・共同学習・特別支援学校等との交流機会の充実	<p>進路指導においては、子どもたちの自己の理解と、主体的に進路を選択する能力などを育成するため、職場見学や職場体験学習等の職業教育を推進します。</p> <p>通常の学級と特別支援学級・特別支援学校の児童生徒との交流や共同学習を推進し、地域との交流の機会を充実します。</p>	学校教育課
②放課後支援の充実		
67) 障害児放課後児童育成事業等の充実	<p>日中、就労などにより保護者のいない障がい児の放課後の生活の場を提供するため、引き続き障害児放課後児童健全育成事業(ひまわり学童クラブ)での保育内容の充実に努めるとともに、地域の児童(学童)クラブでの障がい児の受け入れを促進します。</p> <p>障がいのある子どもの保育について、地域の児童(学童)クラブの支援員等に対する研修内容の充実に努めます。</p> <p>日中、地域の子どもたちとふれあう機会を充実するために、地域の子どもイベント等への参加を促進します。また、市民や各団体の協力のもと、各児童センターや自治公民館などで、ともに遊べる環境づくりを促進します。</p>	こども政策課
68) 放課後等デイサービス事業の充実	<p>就学している障がい児について、放課後等の居場所として、かつ生活能力の向上のために必要な訓練等を受けるための場として、放課後等デイサービス事業の充実を図ります。</p> <p>事業所が急増している中、質の確保を図るため、障がい児に対する支援について市に相談があるときは、事業所や保護者の支援の方法と、子ども本人の発達状態を踏まえた意向とが一致するような対応実施等を働きかけます。</p> <p>放課後等デイサービス事業者の質の向上や、事業所間の横の連携体制構築に資するよう、障がい児の放課後支援の充実に資する団体や活動等に関する情報提供に努めます。</p>	障がい福祉課

基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

基本方針1:希望する雇用・就労につける!

障がいのある方の雇用・就労は、自立した生活を送るための重要な要素となります。このため、市、就労支援事業所等の各機関が連携をとり、総合的支援を行うことが重要であることから、就労支援の質の向上をはじめ、公的機関による雇用の促進など、支援体制の一層の充実を図ります。



(1)就労支援の拡充

就労に向けた相談機能の充実をはじめ、訓練機会の充実、就労継続支援事業の推進に取り組み、就労支援の拡充に努めます。

取り組み名	内容	主管課
①就労相談支援体制の充実		
69) 就労に向けた 相談機能の充 実 ★	<p>障害特性に応じた就業相談等が行えるよう、相談支援事業所の活用促進を図ります。</p> <p>浦添市障がい者自立支援協議会就労支援部会において、障がい者の就労支援にかかる方策等について協議を図るとともに、就労に関する行政各課や関係機関との情報交換、個別の就労支援の検討や事例研究を実施し、ネットワークづくりに努めます。</p>	障がい福祉課
	<p>市及び沖縄労働局間で締結した「浦添市雇用対策協定」に基づく「雇用対策協定運営協議会」により、ハローワークと関係各課の協議・連携を継続するとともに、障害者就業・生活支援センター等の外部機関との連携強化を行うなど、市民の雇用・就労支援を図るための総合的な就労支援を進めます。</p>	産業振興課
70) 就労に向けた 訓練機会の充 実	<p>沖縄県が実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の周知及び就労へ結びつこうことができるよう、雇用支援関連機関との連携を図ります。また、市内の訓練の受け入れ先(事業者)の確保につながるよう、県や浦添市障がい者自立支援協議会就労部会との連携のもと、事業所に対する障害者雇用及び訓練への理解促進に努めます。</p> <p>公共職業訓練校における職業能力向上のための障害者訓練プログラムの周知及び利用促進を図ります。</p>	産業振興課
	<p>事業所内や企業における作業や実習などを行い、適性にあった職場への就労を支援する就労移行支援事業の充実促進に努めます。</p>	障がい福祉課

	<p>雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力を習得するための支援を行います。(就労継続支援事業:A型)</p> <p>一般就労等の雇用に結びつかなかった方や一定年齢に達している方、就労継続支援事業の雇用型の利用が難しい方に対し、就労や生産活動の機会の場の提供を行うとともに、一般就労に必要な知識、能力を習得するための支援を行います。(就労継続支援事業:B型)</p> <p>一般就労に移行した方からの相談を通じ、課題把握や解決に向けた支援を行う就労定着支援事業の利用促進に努めます。</p> <p>浦添市障がい者自立支援協議会の部会等といった様々な機会を通じ、就労支援に関する事業の適正な運営とサービスの質の向上を働きかけていきます。</p> <p>就労移行支援や、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援について、若年性認知症患者も利用できることが十分に認知されていない状況も見受けられることから、市ホームページ等でも文言等を掲載することで、当事者を含む市民や事業所に対し、これらのサービスを若年性認知症患者も利用できることを周知していきます。</p>	
71) 身体障害者用自動車改造費助成の実施	<p>身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を図ります。</p>	障がい福祉課
72) 障害者自動車運転免許取得費助成の実施	<p>障害者手帳の交付を受けた者に対して就労及び社会参加を促進することを目的とし、自動車運転免許取得費の一部を助成します。市の広報誌や市ホームページ等を活用し、わかりやすく制度の周知を図ります。</p>	障がい福祉課

(2)働く場の確保

働く場の確保として、公的機関における雇用の促進や一般就労支援などによる働く場の開拓に取り組めます。

取り組み名	内容	主管課
①働く場の開拓		
73) 公的機関における雇用の促進	<p>法定雇用率の水準を維持しながら、継続的な障がい者雇用の促進に努めるとともに、知的障がい者や精神障がい者の受け入れについても、採用枠の設定方法等、近隣自治体や先進事例の調査・研究、好事例の反映に向けた調整に努めるなど、雇用の可能性について積極的に検討を行います。</p>	職員課

	<p>浦添市障害者活躍推進計画(令和2年4月)で位置づけた部局ごとの採用目標(市長部局及び教育委員会においては、法定雇用率以上)に基づき、障がい者雇用を進めます。</p>	<p>市長部局 教育委員会 議会事務局 消防本部 上下水道部局</p>
74)一般就労への支援 ★	<p>障がい者の就労支援に向けた取り組みを強化します。</p> <p>一般企業に対し、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度について、各種情報媒体を用いて周知を図るとともに、障害を理由とする差別禁止の啓発及び待遇向上に向けた理解促進を図ります。また、市内の企業や公的機関等での障がい者雇用の好事例の収集・発信を行っていくなど、障がい者雇用への理解促進に努めます。</p> <p>「浦添市雇用対策協定」に基づく「雇用対策協定運営協議会」をはじめ、商工会議所やハローワーク、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、事業所への障がい者雇用の要請活動を行い雇用の促進に努めます。さらに、より効果的な要請活動のあり方について検討を行います。</p> <p>職場で働くことが難しい障がい者の就業機会を確保するため、多様な働き方の取り組みとして「テレワーク(在宅勤務)」を推進し、障がい者が働きやすい環境整備に努めます。さらに、近年急速に社会に浸透したテレワークが障がい者雇用につながった事例等の収集・発信に努めます。</p> <p>トライアル雇用制度、職場適応援助者(ジョブコーチ)制度、職親制度、障害者雇用納付金制度等、障がい者の雇用に関する事業所への支援策の周知を図り、活用促進に努めます。</p> <p>また、障がい者の就労定着を支援する効果的な方策を検討するため、浦添市障がい者自立支援協議会を中心に他の自治体が行っている雇用前・雇用後の一貫した支援やジョブサポーター制度の調査・研究を行い、実施に向けた検討を行います。</p> <p>一般就労の充実に向けて、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会などの場を通し、障がい者雇用の当事者(求職者、企業、事業所)と関係部署等との意見交換の機会を設けます。</p>	<p>障がい福祉課 産業振興課 障がい福祉課</p>
75)雇用機会の拡大に向けた支援	<p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を策定</p>	<p>障がい福祉課</p>

	し、障がい者の雇用機会の拡大に取り組みます。さらに、障害者就労施設等の事業内容などについて、市内の企業などに向けて情報発信に努めます。	
--	---	--

(3) 家族介護者の仕事と家庭の両立支援

家族介護者が、仕事や家庭あるいは育児の両立ができるよう、家族介護者のワークライフバランスの支援を行います。

取り組み名	内容	主管課
① 家族介護者のワーク・ライフ・バランスの支援		
76) 仕事と介護・育児の両立に向けた多様な働き方の普及啓発	市民や事業所等に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方やフレックスタイム制度、テレワーク、短時間正社員制度など仕事と介護・育児が両立できる多様な働き方の普及啓発を行います。	産業振興課 市民協働・男女共同参画課
77) 仕事と介護・育児の両立に向けた相談窓口の周知	就労と介護や子育て等の両立を支援するため、沖縄労働局などの相談窓口を周知します。	産業振興課 市民協働・男女共同参画課

基本方針2:地域活動等に参加しやすくなる!

地域で暮らしていく上で、障がいのある人が、支援を受ける側というのではなく、障がいのない人との関わりを持つことによって障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、自身ができることについては地域の担い手として活動し社会参加を促進できるよう、地域活動等への参加促進するよう支援を行います。



(1)地域活動・社会貢献活動への参加促進

障がいのある人が、できる範囲で地域活動や社会貢献活動へ参加し、交流する中で地域で活躍する担い手となれるよう、地域活動・社会貢献活動への参加促進への取り組みを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①地域活動・社会貢献活動への参加促進		
78) 地域活動への参加促進	自治会や民生委員・児童委員等と連携し、地域の祭りや清掃活動等の地域活動への障がいのある方の参加促進に努めます。	福祉総務課
	地域活動支援センター、作業所等が行う地域交流活動への支援を行います。	障がい福祉課
	精神障害のために、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態の方に対し、出会いとコミュニケーションの機会を提供すること(なかまクラブの開催)を通して社会参加への関心を育み、こころの健康づくり及び精神保健の向上を図ります。	健康づくり課
79) 社会貢献活動への参加促進	障がい者は支援の受け手ではなく、担い手として活躍する意識づくりを促進し、さらにピアサポート活動への参加を促進します。 ボランティア月間の推進等により、多くの市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	障がい福祉課 福祉総務課

基本方針3:趣味やスポーツ等が楽しめる!

障がいのある人が生きがいのある生活を送るには、障がいのない人との関わりを持つことによって障がいや障がいのある人への理解と認識を深めるためにも、気軽に参加できるスポーツ・文化活動の推進を図るとともに、余暇活動への支援を行い地域で生活する上での生きがいにつなげられるよう、支援を実施します。



(1)学習・スポーツ・文化活動・余暇活動の充実

学習・スポーツ・文化活動・余暇活動に関する活動や学びの機会の充実をはじめ、スポーツ・文化活動への支援を実施し、障がいのある人が生きがいをもって暮らせる環境づくりに取り組みます。

取り組み名	内容	主管課
①活動機会や拠点の充実		
80)活動機会や拠点の充実	障がい者と一般市民が共にスポーツに親しんだりできるよう、環境づくりに取り組みます。	文化スポーツ振興課
	障がい者と一般市民が共に学んだりできるよう、まちづくり生涯学習環境づくりに取り組みます。	市民協働・男女共同参画課 社会教育推進課
	障がい者の教養、文化及び体育の向上を図る拠点となるサン・アビリティーズうらそえについての周知と充実に取り組み、利用促進に努めます。	障がい福祉課
②生涯学習の充実		
81)学習内容の充実	障害の特性に配慮し、市民大学や出前講座、各種講座への障がい者の参加促進に努めます。	市民協働・男女共同参画課 社会教育推進課(中央公民館)
	各特別支援学校で開催されている青年教室活動の支援に努めます。	こども青少年課
再掲)図書館サービスの充実	視覚や聴覚などに障がいのある人が、必要な情報を得たり、読書ができる環境づくりに向けて、図書館サービスの充実に努めます。 ・点字図書の充実 ・録音図書の計画的な収蔵及び音訳グループからの「声の広報」CD寄贈受け入れによる収蔵の強化 ・宅配サービスなどの利用できるサービス、資料の周知及び啓発の実施	社会教育推進課(図書館)

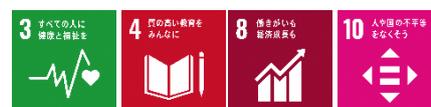
③スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実		
82) スポーツ・レクリエーション活動の充実	<p>利用者のニーズ、障害の程度に応じた教室を開催します。また、サン・アビリティーズうらそえ等で行われているスポーツ・レクリエーション教室の情報提供を行い、幅広いスポーツ・レクリエーションへの参加を促進します。また、障がい者スポーツの更なる振興を図るため、当事者ニーズ等を踏まえながら新規スポーツ種目の実施も検討します。</p> <p>沖縄県身体障害者スポーツ大会への派遣支援や全国障害者スポーツ大会への県代表選手の推薦等を行うとともに、車いすサッカーや水泳大会等、障がい者も参加できるスポーツ大会の開催に努めます。</p>	障がい福祉課
	<p>健常者も一緒になって楽しめるよう、障がい者スポーツの普及を図るとともに、障がいのある方のスポーツ団体に対して、支援ニーズの把握に努めその活動への支援を検討します。</p>	障がい福祉課 文化スポーツ振興課
83) 文化活動の支援	<p>広く市民が文化芸術に親しめる機会や情報の提供を行うとともに、引き続き、障がい者が気兼ねなく文化活動に参加できるよう、活動場所の確保等、環境づくりを進めるとともに、活動している団体と連携した取り組みや支援を検討します。</p> <p>障がい者の文化活動の発表、展示会等を開催し、障がい者の創作意欲や交流機会の拡充を図ります。</p> <p>特別支援学校や特別支援学級、障がい者施設等への美術館学芸員等による出前講座、授業を検討します。</p> <p>「浦添市文化芸術振興事業長期計画」に基づき、芸術・芸能・音楽などのあらゆる分野で浦添市らしい特色ある事業を展開していく中で、健常者も障がい者も分け隔てなく事業を展開し、文化芸術活動への障がい者の参加促進を図ります。</p>	障がい福祉課 文化スポーツ振興課 社会教育推進課（中央公民館） 文化財課（美術館）
84) 余暇活動の支援の検討	<p>障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく、生きがいをもって生活するために、余暇は大切なものであることから、市内で余暇活動に取り組んでいるサークルや団体等へ支援の検討に向けた取り組みを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で余暇活動に取り組んでいるサークルや団体の把握 ・活動している団体の市の広報誌やホームページ等での情報提供をはじめ、活動の場の利便性の向上など、余暇活動への支援の方向性について検討 	障がい福祉課 文化スポーツ振興課 社会教育推進課（中央公民館）

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

基本方針1:障害への理解が深まる！

市民等が障がいのある方や障害への理解を深めるため、関係機関、障がい者団体などの様々な主体との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」「沖縄県共生社会条例」などの周知を図るとともに、地域、学校、職場などにおける啓発・広報活動、講座の開催などの学習機会の提供に努めます。

また、外見からわかりにくいことから、より一層の理解が必要な内部障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう等については、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進に努めます。



(1)障害への理解を深める広報・啓発活動の充実

市民等に対し、障がいのある人及び障害への理解を深めるための広報をはじめ、イベントや行事等を活用した啓発活動を推進します。

取り組み名	内容	主管課
①広報活動の充実		
85)市民理解に向けた市広報誌等の充実 ★	市民に向けて、障害の理解を促す記事をはじめ、障がいの特性や必要な配慮などに関して市の広報誌やホームページ等で効果的かつ継続的に紹介していきます。 また、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について正しく理解していくことができるよう情報提供を推進します。	障がい福祉課
②啓発事業の充実		
86)イベントや行事を活用した啓発活動の充実 ★	てだこまつりや市民イベントへの障がい者団体等の参加を促進します。 発達障がいや障がいのある方の特性や合理的配慮等について、市民等が理解を深めていくことができるよう、4月の発達障がい啓発週間及び9月の障害者雇用支援週間、12月の障害者週間において、障害福祉サービス事業所、障がい者団体の展示会等のイベントを実施し、市民への啓発を図ります。	市民生活課等 障がい福祉課 (産業振興課)
87)地域精神保健講演会の充実 ★	地域で心の病気や障害に対する理解を深めてもらうために、地域精神保健講演会を実施します。	健康づくり課

88) 沖縄県共生社会条例等の普及 ★	<p>障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる共生社会の実現をめざすため、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」の周知を図ります。併せて、「障害者差別解消法」の周知を図るなど、差別の解消に向けた取り組みを推進します。</p> <p>基幹相談支援センターでこの森及び一般相談支援事業所において、障害を理由とする差別等に関する相談に対応します。</p> <p>共生社会条例等の周知に向け、地域生活支援事業の中の「理解促進研修・啓発事業」により、各種啓発イベント等の実施を図ります。また、そうした中で障がい者をサポートしていくことについて、意識の醸成を図ります。</p>	障がい福祉課
89) 浦添市手話言語等条例の推進・普及 ★	<p>手話言語等コミュニケーション手段の理解及び利用促進を図り、合理的配慮や環境整備を図るために制定された「浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例」について、当事者をはじめ、広く市民に周知します。また、毎月第3水曜日の手話言語等コミュニケーション手段推進の日を活用し、各種啓発イベント等の実施を図り、市民の手話言語等コミュニケーション手段に対する関心及び理解を深めるよう努めます。</p>	障がい福祉課
90) 子どもの発達講演会の充実	<p>乳幼児をもつ保護者を対象に、子どもの発達過程と発達を促す関わりについて理解を深めてもらうため、発達専門医等による子どもの発達講演会を実施します。</p>	こども家庭課

(2) 障害への理解を深める学習機会の充実

学校での福祉教育をはじめ、地域への福祉学習を推進し、障害への理解を深める取り組みを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①福祉教育・福祉学習の推進		
91) 各学校の特色に応じた福祉教育の推進	<p>道徳の時間やその他の教育活動を通して、「共生」していくことの大切さについて学んでいくなど、各学校の特色を生かして多様な福祉教育を学校や社会福祉協議会、地域、保健医療福祉関係機関との連携を図りながら推進します。</p>	学校教育課
92) 学習機会の充実	<p>障害に関する理解を深め、共生のまちづくりを進めていくことができるよう、出前講座、各種講座等を通し学習機会の充実を図ります。</p>	市民協働・男女共同参画課 社会教育推進

		課（中央公民館） 障がい福祉課
93) 企業への啓発等の推進 ★	企業での障害に対する理解を深め、障がい者の就労や地域での生活支援等が図られるよう、浦添市障がい者自立支援協議会との連携のもと、企業への啓発活動を進めます。	障がい福祉課
	障がい者雇用に対する理解促進を図るため、市ホームページを活用した情報発信を行います。	産業振興課

基本方針2: 公共施設等が利用しやすくなる！

障がいのある人が、地域で安全で、安心して暮らしていくことができるよう、生活環境の実現を図るため、公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、全ての人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりの取り組みを推進します。



(1) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくり条例等に関して、各種施設等の整備における周知をはじめ、指導・助言などを推進し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進		
94) 福祉のまちづくり条例等への適切な対応 ★	「浦添市福祉のまちづくり条例」をはじめ、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等に基づいた各種施設整備の指導及び助言、周知を図ります。	建築指導課 障がい福祉課
	モノレール駅周辺のまちづくりにおいて、移動の円滑化に向けた基盤整備のあり方について関連セクションと検討を図ります。	都市計画課 障がい福祉課
95) 都市計画マスタープランに基づく「福祉のまちづくりに関する方針」の推進	第五次浦添市総合計画の目標像のひとつである「ともに支えあう健康福祉都市」の実現に向けて、全ての人々が利用しやすい施設の整備、誰もが自由に利用できる公共交通網の整備等を推進します。	都市計画課

②福祉のまちづくりに関する広報・啓発		
96) 市民や事業者等との連携による情報発信	市民、通り会や事業者等の協力を得ながら、歩道上の迷惑駐車(点字ブロック上の駐車、車いすの通行を妨げる駐車等)防止に努めます。	市民生活課
	身障者等用駐車場の適正利用を進めるため、障害、病気・怪我、妊娠等で移動に配慮を要する状況にある方へ利用認定証を交付する取り組み(ちゅらパーキング利用証制度)の周知及び適正利用の促進に努めます。	障がい福祉課

基本方針3:緊急時でも落ち着いて対応できるようになる!

<p>障がいのある人が地域で安心して生活を送るために、消費者保護対策をはじめ、防犯対策に努めます。</p> <p>また、災害時において障がいのある人やその家族が適切に避難し、必要な支援が受けられるよう、要配慮者避難支援の充実を図るとともに、障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保に取り組みます。</p> <p>くわえて、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症流行に適切に対処するため、市民や支援事業所への情報提供をはじめ、県や保健所、医療関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。</p>



(1)防犯・災害時対策等の充実

悪徳商法などの消費者保護対策などの防犯に関する取り組みをはじめ、災害時における避難支援や福祉避難所指定などの支援体制を確立し、地域や関係機関との連携による取り組みを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①防犯対策の充実		
97) 情報提供の充実	障がい者が悪徳商法などの犯罪から被害にあわないよう、市の広報誌や市ホームページ等での情報提供を行います。警察や地域住民等との連携により、犯罪防止に努めます。	市民生活課
②災害時等対策の充実		
98) 災害時の要支援者支援体制の充実 ★	災害発生時に障がい者が安全に避難し必要な支援が受けられるよう、「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、協力関係機関や福祉事業所と連携し、支援体制の充実を図ります。「個別避難計画」の作成を通して、要支援者一人ひとりに合わせた支援方法の検討を図り、個別避難計画の作成推進に努めます。	福祉総務課 防災危機管理課

99) 市民の防災意識の高揚・環境整備等の促進 ★	いざというときの備えや災害時の危険箇所、避難場所、福祉避難所、災害時の行動についての周知活動を充実します。	防災危機管理課(こども未来部・福祉健康部)
	災害時に福祉避難所が十分に機能するよう、関係団体からのニーズの吸い上げ等も行いつつ、バリアフリーチェックやソフト面の対応について実情を確認していくなど体制・環境整備を進めます。	こども未来部・福祉健康部(防災危機管理課)
	災害時における障がい者等への支援方法について、市の広報誌や市ホームページ等を通して周知を図ります。	福祉総務課(防災危機管理課)
	指定されている福祉避難所において、障がいのある人が参加する運営訓練を実施するなど、災害時に対応できる体制の構築に努めます。	こども未来部(防災危機管理課)
	地域における自主防災組織の強化を促進するとともに、地域の連携を深めることができるよう、災害時の要支援者を含む防災訓練の実施を推進します。	防災危機管理課(福祉総務課、市民生活課)
	関係機関との連携のもと、障がいがある方でも参加できる救命講習などを実施します。	消防本部
③緊急時対策の推進		
再掲) 緊急通報システムの充実	障がい者が緊急時に速やかに通報できるシステムの充実及び普及に努めます。 ・「net119」や「緊急通報用FAX」等の普及・啓発・登録の推進 ・市ホームページや携帯メールなど、障害の特性に応じた多様な情報伝達システムの検討・整備	障がい福祉課 消防本部
④感染症対策の推進		
100) 感染症対策の推進	インフルエンザをはじめ、新型コロナウイルス感染症などの予防対策について、市の広報誌やホームページ上で周知を図ります。 また、障害者施設などで感染症などの発生があった場合には、関係機関と連携をとりながら、感染症まん延防止に関する調査及び支援を迅速に実施します。 くわえて、障害福祉サービス事業所などに対して、感染症の流行に備え、衛生用品の備蓄などの普及啓発を行います。	障がい福祉課 健康づくり課

基本方針4:地域で、できる範囲で役割を担い、活動する！

障がいのある人が地域で暮らしていくには、福祉サービスの充実だけでなく、住民等による支えが重要となります。

このことから、ボランティア人材の確保と活動への参加支援をはじめ、障害者関連団体との育成支援を促進し、地域での支え合い体制の充実に取り組みます。



(1) ボランティアの人材確保と活動への参加促進

ボランティア人材の確保にあたっては、ボランティア養成事業の推進をはじめ、ボランティア活動の参加促進に資する拠点の機能の充実を図り、地域で支える体制づくりを進めていきます。

取り組み名	内容	主管課
①ボランティアの養成促進		
101) ボランティア養成事業等の推進	てだこ市民大学・まちづくりアカデミーを通し協働人材の育成に努めます。	市民協働・男女共同参画課
	介護予防をサポートする人材の育成を図るために、介護予防サポーター養成講座等を開催します。	いきいき高齢支援課
②ボランティア活動の支援促進		
102) 市民活動の支援の充実	市民が主体的に行う公益的な活動を支援するため、関連部署や関係機関と連携し、市民活動に関する情報収集・発信、コーディネート機能等の充実に努めます。	市民協働・男女共同参画課

(2) 障がい者関連団体・機関との連携強化

障害者関連団体の育成をはじめ、障害者団体と連携したピアサポーターの育成に取り組みます。

取り組み名	内容	主管課
①障がい者関連団体等の育成支援、連携強化		
103) 障がい者団体等の活動支援	障がい者支援等の活動がより円滑に行えるよう、各種障がい者団体等の自主的な活動の支援を進めます。 悩み事を抱える障がい者に対し、当事者として寄り添うことができるよう、障がい者団体等と連携し、ピアサポーターの育成に努めます。	障がい福祉課
104) 当事者団体に対する支援の実施	市内を活動拠点とする障がい者等や家族による団体及び地域住民団体等で障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去することを目的とした活動を行う団体に対し、補助金を交付し支援します。	障がい福祉課

(3)市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化

地域における障がい者支援体制の強化に向けて、関係機関の連携による支援ネットワークの充実を図るとともに、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みなどを推進します。

取り組み名	内容	主管課
①障がい者支援体制の充実強化		
105)地域での支援体制の充実強化	地域で支援を必要とする障がい者への適切な対応を行うことができるよう、基幹相談支援センターてだこの森、各種指定障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会(CSW等)、自治会等との連携により、支援ネットワーク体制の充実強化を図ります。	障がい福祉課 (福祉総務課)
106)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進 ★	精神障がい者が差別を受けることなく、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。 保健、医療、福祉等の関係者による協議の場をとおして、各支援者の課題解決力及び支援の質の向上に努めます。	障がい福祉課
107)地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進 ★	高齢者をはじめ、障がい者や子どもなど全ての住民を対象とした「てだこ・ゆいぐるプラン(第6次浦添市地域福祉計画・第7次浦添市地域福祉活動計画)」に基づき、地域住民等の参画による地域の課題解決、見守り・声かけなどの取り組みを関係機関とともに支援し、共に支え合う地域共生社会の実現をめざします。	福祉総務課

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 令和8年度(2026年度)の成果目標

国の基本指針の内容や過去の実績等を踏まえ、実現の可能性も勘案した上で、令和8年度(2026年度)の成果目標を以下の様に設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している障がい者のうち、今後、共同生活援助等を利用し、地域移行を図ることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

<福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る方策>

施設入所者については、地域へ移行する際の環境づくりが非常に重要となっています。

移行を進めるにあたっては、住居の確保、連絡体制の確保、緊急事態の対応等きめ細かな環境づくりが求められています。

一方、居住確保については契約や費用面での負担等の課題がみられ、移行が進まない現状が見られます。

そのため、スムーズな地域への移行ができるような体制づくりの充実に努めるものとします。

事項	数値	備考
令和4年度末現在入所者数(A)	124人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	118人	令和8年度末の見込み数
【目標】 削減見込み目標値(C)	6人 (5%)	$C = A - B = E - D$ (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	15人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	21人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込み
【目標】 地域移行目標数(F)	7人 (6%)	Eのうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、協議を図っていくことを目標とします。

事項	数値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置済 (市単独設置)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間1回

(3)地域生活支援の充実

障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を行う『地域生活支援拠点等』について、県や近隣自治体、関係事業所等との連携・調整の上、そのあり方を検討し、整備を行うことを目標とします。

事項	数値
地域生活支援拠点の整備	設置 (徐々に機能を増やしていくことにより段階的に設置)
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討	年間1回
強度行動障害者への支援体制の整備	令和6年度 (市単独設置)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設を利用する障がい者について、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき就労移行支援事業等の利用者の増加を図っていくものとし、一般就労への移行等を図ることが見込まれる障がい者数を目標値として設定します。

<就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策>

就労移行については、事業所の質の向上と就労移行先と連携したきめ細かな計画が求められています。この間、就労移行支援事業所数は増加傾向にあり、利用者が自分にあった事業所を選択できるようになってきています。

そうした中、事業所においては、受け入れ先の企業と連携し、障害に対する理解を高めていくことや、就労が継続できるような環境づくりが求められます。また、利用者自身も技能の習得、マナーや生活習慣、人との関わり等、一般的に必要なスキルを身につけていく必要があり、そのためにも利用者に応じたケアやサービスの提供が求められます。

今後とも事業所の取り組みを支援し、就労移行に向けた環境づくりに努めるものとします。

①福祉施設から一般就労への移行者数

事項	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数(A)	15人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
【目標】 目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	20人 (Aの1.33倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

②令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数(A)	6人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	8人 (Aの1.33倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

③就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事項	数値	備考
【目標】 令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	11か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
【目標】 令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	6か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

④令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数(A)	4人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	6人 (Aの1.50倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

⑤令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事項	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数(A)	5人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
【目標】 目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	7人 (Aの1.40倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

⑥就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事項	数値	備考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
【目標】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	11か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	3か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※就労定着率＝過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に3年半以上6年未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」内に児童発達支援センター「たんぼぼ」を設置しています。

保育所等訪問支援の充実については、現在も実施しており、今後も事業について多方面への周知を行っていきます。

現在、主に重症心身障がい児を受け入れている事業所はありませんが、障がい児を受け入れる事業所によりニーズに対応できている状況にあります。今後、ニーズの増加があった際に対応できる体制の確保について検討を行っていきます。

医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れ先が不足していることから、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置を図っていくものとします。

事項	数値
児童発達支援センターの設置	設置済 (市単独設置)
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	令和6年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済 (市内4か所)
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (市単独設置)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置を継続 (令和8年度 4人)

(6)相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人や障がいのある子が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が求められます。国の指針では、令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを定めています。

浦添市では基幹相談支援センターについて、令和3年4月よりこれまでの直営から指定管理者への業務委託に移行し、委託事業者との連携のもと、総合的・専門的な相談支援の継続・充実を図っていくとともに、市内相談支援事業所への訪問を実施し、困難事例の把握や相談員との連携に努めています。

また、引き続き自立支援協議会相談支援部会において、委託相談支援事業所及び特定相談支援事業所に対応した事例を共有し(事例検討会)、相談員の連携支援の知識・技術の向上を図るとともに、事例検討会に関係機関の参加や関係機関からの事例報告を取り入れ、連携強化を図ります。

事項	数値
基幹相談支援センターの設置	設置済
地域の相談支援体制の強化	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	100件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	100件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	10件
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1件
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	各部会2～3か月に1回
参加事業者・機関数	10人 （専門部会委員数）
協議会の専門部会の設置数	5か所
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	各部会2～3か月に1回

(7)障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が必要であり、国の指針においても令和8年度末までにサービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制構築を定めることになっています。

提供されるサービスの質や利用者にとってのサービスの内容が適切かどうかといった評価ができるよう、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用していくとともに、その共有を図るため、事業所に研修会等を実施していきます。

事項	数値
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間5人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和8年度構築
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	令和8年度 年間1回

2 障害福祉サービス利用見込み量等について

居宅介護、重度訪問介護等、訪問系サービスについて、障がいのある方の要望に応じてサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を図るとともに、その充実を促進します。

また、生活介護、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスについて、障がいのある方の要望を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

さらに地域における居住空間の確保が図られるよう、サービス提供事業所との連携を図り、グループホーム(共同生活援助)のサービス提供を促進します。

※居宅介護など一部サービスについては、障害支援区分の判定が必要です。

(1)訪問系サービス

1)サービスの概要・見込み量

①居宅介護(ホームヘルプ)

<サービスの概要>

日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)を対象に、自宅で食事、入浴、排泄などの身体介護や炊事、掃除洗濯などの家事援助等の日常生活の支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)	—	○	○	○	○	○	○

○印は該当する区分です。以下同じ。

<見込み量>

日常生活に密着したサービス内容のため利用者は年々増加傾向にあります。今後も増加が見込まれることから、近年の伸びを勘案して増加を見込みます。

居宅介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	257人	267人	277人	287人
サービス見込み量(時間)	6,441時間	6,672時間	6,903時間	7,134時間

②重度訪問介護

<サービスの概要>

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人を対象とし、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度訪問介護	－	－	－	－	○	○	○

<見込み量>

概ね横ばいで推移しており、今後も現状のまま推移するとみられることから、横ばいから微増で推移していくものと見込みます。

重度訪問介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	17人	19人	21人	23人
サービス見込み量(時間)	3,961時間	4,089時間	4,217時間	4,345時間

③行動援護

<サービスの概要>

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【対象：知的・精神・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
行動援護	－	－	－	○	○	○	○

※障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあっては、これに相当する支援の割合）である方。

<見込み量>

障がい者の外出や余暇活動等、一定のニーズがあり、この間は横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

行動援護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	12人	12人	12人	12人
サービス見込み量(時間)	292時間	314時間	336時間	358時間

④同行援護

<サービスの概要>

視覚障がいのある方が移動の際に著しい困難を有するとき、外出に必要な援助を行います。

【対象：身体・難病(視覚障害を有すること)】

<見込み量>

横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

同行援護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	41人	41人	41人	41人
サービス見込み量(時間)	1,327時間	1,327時間	1,327時間	1,327時間

⑤重度障害者等包括支援

<サービスの概要>

常時介護の必要性が高い人(重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方など)に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
重度障害者等包括支援	－	－	－	－	－	－	○

※以下の3つのタイプの何れかに該当する必要がある。(I類型・II類型は四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態にある方)

I類型：人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(筋ジストロフィー・ALS・脊椎損傷・遷延性意識障害)

II類型：最重度知的障がい者(重症心身障害)

III類型：障害支援区分の行動関連項目10点以上(強度行動障害)

<見込み量>

県内に実施可能な事業所がないことから、見込値は0とします。

重度障害者等包括支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込み量(時間)	0時間	0時間	0時間	0時間

2)訪問系サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 訪問系サービスは、在宅生活を送る上で身近で重要なサービスであることから、事業者と連携を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。増加見込み量を確保するため、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 重度障害者等包括支援については、前述したように、県内に実施可能な事業所がなく、見込値は0に設定していますが、この間、相談支援事業所に対し、同事業に関する問い合わせ等が寄せられるなど、利用ニーズは0ではないと認識しています。同事業については、サービス調整事務の煩雑さや請求業務の負担も大きいことが指摘されており、全国的にもほとんどサービス提供が進んでいない状況です。重度の障がいのある方が地域での生活を継続できるようにしていくためにも、今後は沖縄県などとも連携し、サービスニーズや事業実施を難しくしている課題等の把握に努めます。あわせて、生活介護事業所等といった関連サービス事業所に対し、単独あるいは連携による指定取得の働きかけを検討していくものとします。

(2)日中活動系サービス

1)サービスの概要・見込み量

①生活介護

<サービスの概要>

常に介護を必要とする方に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
生活介護	-	-	○ (50歳以上)	○	○	○	○

<見込み量>

概ね横ばいで推移していることから、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

生活介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	288人	288人	288人	288人
サービス見込み量(時間)	6,114時間	6,114時間	6,114時間	6,114時間

②自立訓練(機能訓練)

<サービスの概要>

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者・難病患者に対し、一定期間、身体的リハビリテーション等を実施します。

【対象：身体・難病 標準利用期間：18か月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(機能訓練)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

利用者は少ない状況で推移しており、直近の利用ニーズがみられないことから、見込値は0とします。

自立訓練(機能訓練) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込み量(時間)	0時間	0時間	0時間	0時間

③自立訓練(生活訓練)

<サービスの概要>

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の必要性を有する知的障がい者及び精神障がい者に対し、一定期間、家事能力向上のための訓練等を実施します。

【対象：知的・精神 標準利用期間：24か月(長期入院・入所からの移行は36か月)】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
自立訓練(生活訓練)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年の利用ニーズに増減があることから、過去3年間の平均で推移すると見込みます。

自立訓練(生活訓練) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	48人	48人	48人	48人
サービス見込み量	811人日	811人日	811人日	811人日

④就労選択支援

<サービスの概要>

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【対象：就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者】

<見込み量>

令和7年から開始の新規サービスであり、開始に向けて準備を進めます。

就労選択支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人
サービス見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日

⑤就労移行支援

<サービスの概要>

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病 標準利用期間：24か月】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労移行支援	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年の利用ニーズに増減があることから、過去3年間の平均で推移すると見込みます。

就労移行支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	35人	35人	35人	35人
サービス見込み量	633人日	633人日	633人日	633人日

⑥就労継続支援A型(雇成型)

<サービスの概要>

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方に対して、就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援A型(雇成型)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

就労移行支援終了後の受け入れ先であり、増加傾向で推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

就労継続支援A型(雇成型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	161人	171人	181人	191人
サービス見込み量	3,199人日	3,398人日	3,596人日	3,794人日

⑦就労継続支援B型(非雇用型)

<サービスの概要>

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる方に対して、OJT(具体的な仕事を通じた指導)を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、雇用形態への移行を支援します。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
就労継続支援B型(非雇用型)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

就労移行支援終了後の受け入れ先であり、増加傾向で推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

就労継続支援B型(非雇用型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	528人	607人	698人	803人
サービス見込み量	9,894人日	11,208人日	12,696人日	14,382人日

⑧就労定着支援

<サービスの概要>

一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。

<見込み量>

近年の利用ニーズに増減があることから、過去3年間の平均で推移すると見込みます。

就労定着支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	20人	20人	20人	20人

⑨短期入所

<サービスの概要>

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
短期入所	－	○	○	○	○	○	○

<見込み量>

施設の不足により、利用者数は概ね横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

短期入所(福祉型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	75人	75人	75人	75人
サービス見込み量	480人日	480人日	480人日	480人日

短期入所(医療型) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	2人	2人	2人	2人
サービス見込み量	4人日	4人日	4人日	4人日

⑩療養介護

<サービスの概要>

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【対象：気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上】

<見込み量>

概ね横ばいで推移しており、今後においても横ばいで推移すると見込みます。

療養介護 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	36人	37人	37人	37人

2)日中活動系サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 生活介護については、重度障がいのある人の地域生活への移行を推進する観点より引き続き拡充していく必要があることから、事業者と連携を図りながらサービス提供体制の確保に努めます。また、サービス提供に携わる人材の育成支援に努めます。
- 一般就労や福祉型就労等に従事し、一人ひとりが生きがいを持って働けるよう、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら、利用者が希望する就労の実現をめざします。
- 就労定着が困難で退職してしまった場合にも、空白期間を生じずに就労移行支援を速やかに再開できるよう、他の自治体の状況も参考に、受給者証の有効日数に柔軟性を持たせていくことも含め、切れ目のない支援のあり方の調査・検討に努めます。
- 受注機会の拡大に向けたマッチング支援、販路拡大や工賃向上につながるような支援等について、浦添市障がい者自立支援協議会就労部会との連携により検討していくとともに、市として可能な支援について検討・実施に努めます。
- より質の高いサービスを提供できるよう、就労に関する事業者主体の連絡会の活動について側面的支援等を図ります。
- 短期入所については、事業所の不足もみられることから、サービス事業所に対し、参入促進を働きかけていきます。

(3)居住系サービス

1)サービスの概要・見込み量

①自立生活援助

<サービスの概要>

施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

<見込み量>

利用者は少ない状況で推移しており、今後も同様の傾向で推移していくものと見込みます。

自立生活援助 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人	1人	1人	1人

②共同生活援助(グループホーム)

<サービスの概要>

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【対象：身体・知的・精神・難病・障がい児】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
共同生活援助(グループホーム)	障害支援区分による制約なし						

<見込み量>

近年は増加傾向で推移しており、今後においても増加傾向で推移すると見込みます。

共同生活援助(グループホーム) 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	203人	261人	335人	430人

③施設入所支援

<サービスの概要>

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他の省令で定めるサービスを提供します。従来の入所施設の住まい(夜)の部分です。

【対象：身体・知的・精神・難病】

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
施設入所支援	－	－	－	○ (50歳以上)	○	○	○

※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能

<見込み量>

施設入所支援については概ね横ばいで推移しています。今後も同様の傾向で推移すると見込みます。

施設入所支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	125人	125人	125人	125人

2)居住系サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 自立生活援助は平成30年4月に新設されたサービスであり、利用者が少ない状況で推移していることから、サービスの周知を図っていくとともに、事業者への新規参入を働きかけ、地域生活を支援する体制の整備に努めます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、施設の不足や定着等に課題がある状況も懸念されることから、実態把握に努めるとともに、施設の不足がみられる場合には生活介護等のサービス事業者に対して参入を働きかけていくものとします。

3 相談支援サービス利用見込み量等について

計画相談支援をはじめ、県や相談支援事業所と連携し、地域移行支援、地域定着支援を推進します。

(1)相談支援サービス

1)サービスの概要・見込み量

①計画相談支援

<サービスの概要>

障がい者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を策定するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し(モニタリング)等のケアマネジメントを実施します。

平成 24 年4月に支給決定プロセスが見直され、平成 27 年4月より、障害福祉サービスを利用する際は、原則としてサービス等利用計画を作成することとなっています。

<見込み量>

各種サービスの利用者数の増加にともない、利用者数も増加傾向で推移すると見込みます。

計画相談支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	350人	350人	360人	370人

②地域移行支援

<サービスの概要>

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、住居の確保等、地域における受け入れ体制の整備を行うものです。

<見込み量>

過去3年間は年間3～5人で推移しており、地域移行を推進していく中で、年間5～10人の利用を想定して見込みます。

地域移行支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	7人	7人	7人	7人

③地域定着支援

<サービスの概要>

福祉施設、精神科病院を退所・退院して単身生活に移行した方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応、相談する事業です。

<見込み量>

過去3年間の利用がみられないことから、見込値は0とします。

地域定着支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

2)相談支援サービスの見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 計画相談支援について、市のホームページ等を通じて障がいのある方への周知を図っていくとともに、基幹相談支援センターてだこの森との連携のもと、計画相談支援の提供体制の充実に努めます。
- 地域定着支援について、利用が進んでいないことから、事業の周知・利用促進を働きかけていきます。

4 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスについて

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込み量等を定めます。

(1) 自立支援給付(障害福祉サービス)

1) サービスの概要・見込み量

① 児童発達支援

<サービスの概要>

未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

<見込み量>

発達障害に対する社会的認知度や認識も高まっていくなか、増加傾向で推移しており、今後も増加傾向で推移すると見込みます。

児童発達支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	230人	240人	250人	260人
サービス見込み量	2,450人日	2,550人日	2,650人日	2,750人日

② 医療型児童発達支援

<サービスの概要>

就学前の障がいのある子ども(上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童)に児童発達支援及び治療を行います。

<見込み量>

利用者数が少なく、急激な伸びは見込めないため、今後も横ばいで推移すると見込みます。

医療型児童発達支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	1人	1人	1人	1人
サービス見込み量	10人日	10人日	10人日	10人日

③放課後等デイサービス

<サービスの概要>

就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

<見込み量>

発達障がいに対する社会的認知度や認識が高まっていく中、ニーズが高まっており、増加傾向で推移しています。近年の伸びを勘案し、今後も増加を見込みます。

放課後等デイサービス 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	590人	610人	630人	650人
サービス見込み量	8,260人日	8,540人日	8,820人日	9,100人日

④保育所等訪問支援

<サービスの概要>

保育所等に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

<見込み量>

他サービスとの併用が多いため児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者増加に伴い増加傾向で推移していることから、今後も増加傾向で推移すると見込みます。

保育所等訪問支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	25人	28人	31人	35人
サービス見込み量	50人日	56人日	62人日	70人日

⑤居宅訪問型児童発達支援

<サービスの概要>

外出することが難しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。

<見込み量>

過去3年間の利用がみられないことから、見込値は0とします。

居宅訪問型児童発達支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	0人	0人	0人

⑥障がい児相談支援

<サービスの概要>

計画相談支援と同様に、障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリングなどの支援を行うものです。

<見込み量>

発達障がいに対する社会的認知度や認識が高まっていく中、増加傾向で推移しています。今後もニーズの増加が見込まれるため増加傾向で推移すると見込みます。

障がい児相談支援 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	180人	180人	190人	200人

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

<サービスの概要>

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行います。

<見込み量>

医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置にともない、コーディネーターの配置を図っていくものとします。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置数	1人	2人	3人	4人

2) 自立支援給付(障害福祉サービス)の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」の周知を行う中で、児童発達支援や保育所等訪問支援等、関連サービス利用の促進を図ります。
- 居宅訪問型児童発達支援については、サービスとして開始していますが、実績がなく、利用ニーズもみられない状況にあることから、事業の周知を積極的に行い、サービスを必要とする方に情報が行き届くようにしていきます。

5 地域生活支援事業の見込み量等について

本市の地域生活支援事業の基盤整備にあたっては、障がいのある方の要望等を十分に踏まえつつ、現行のサービス量の低下等を招くことなく必要な水準を確保するよう各事業を推進します。なお、地域生活支援事業は、市町村等が必ず実施しなければならない必須事業のほか、地域の特性や利用者の状況に応じて任意で実施する事業からなっています。事業内容は、国から例示された事業目的を踏まえつつ、自治体の判断により一定程度柔軟な運用を図ることができるものとなっています。

(1) 必須事業

1) 事業の概要・見込み量

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための取り組みを実施し、共生社会の実現を図ります。

<事業の概要>

障害についての理解を深めるためのパンフレット作成や共生社会実現に向けた啓発事業などを実施します。

<見込み量>

障がいに関するパンフレット等を給付し、理解促進に努めます。

理解促進研修・啓発事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み件数	1件	1件	1件	1件
実利用見込み者数	400人	400人	400人	400人

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。

<事業の概要>

障がい者等やその家族、地域住民等による団体が、お互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会を開催するなど、地域における自発的な活動を支援します。また、当事者及び当事者家族の団体等へ補助金を給付します。

<見込み量>

情報交換ができる交流会活動への支援を行うものとし、想定される参加者数を見込みます。

自発的活動支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み件数	5件	5件	5件	5件
実利用見込み者数	500人	500人	500人	500人

③相談支援事業

障がいのある方や家族等からの相談に応じ、必要な情報を提供することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営めるよう支援するものです。

<事業の概要>

■障害者相談支援事業

障がい者の様々な問題に対応するために、障がい者や家族の相談に応じ、各種サービスの利用援助、調整等を通じて地域生活に必要な支援を行います。

支援するにあたり関係諸機関と連携を図るなど、困難ケース等への対応、指導、助言を専門的資格、経験を有する相談支援専門員が行います。

基幹相談支援センターについては、令和3年4月より浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」内にて「障がい者(児)基幹相談支援センターてだこの森」が開所されており、機能の継続・充実に向けて取り組めます。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るものです。

基幹相談支援センター(委託)について、中核的役割を担う機関として、専門的職員(精神保健福祉士、心理士等)を配置しています。

■住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

障がいのある方が民間賃貸住宅への入居を希望する際、保証人が確保できないなどを理由に入居に困難を来す場合に対応するため、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、入居後の安定した居住の継続を図る支援を行います。

利用者を中心に、家族、医療機関、相談支援専門員、市役所、受託業者等の関係者と連携促進に努めます。

<見込み量>

各事業とも、実績に基づき見込み量を算出しています。

相談支援事業 見込み量

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
		実施見込み者数	750人	750人	750人	750人
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	実施見込み者数	750人	750人	750人	750人	
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	実施見込み者数(申請者)	32人	32人	32人	32人	

④成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害または精神障害等により判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自ら行うことが困難な場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

<事業の概要>

本市では成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対し、審判の申立てに要する経費及び後見人等の報酬に係る助成を行っています。

<見込み量>

この間、申立てに至るケースが少ない状況にありますが、引き続き障がい者の権利擁護に努めるものとし、毎年5名程度の利用を見込みます。

成年後見制度利用支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	5人	5人	5人	5人

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とするものです。

<事業の概要>

法人後見の活動を安定的に実施するための組織の構築に向け、検討を進めます。

<見込み量>

法人後見1か所の体制整備を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0か所	0か所	0か所	1か所
実利用見込み者数	0人	0人	0人	1人

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

<事業の概要>

意思疎通支援事業として、直営により手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業を実施するとともに、社会福祉協議会への委託により要約筆記者派遣事業を実施します。

<見込み量>

手話通訳は直営、要約筆記は浦添市社会福祉協議会へ委託しています。過去3年間の実績は年度により増減があるものの概ね横ばいで推移していることから、横ばいで推移していくものと見込みます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	900人	900人	900人	900人
うち、手話通訳者派遣数	890人	890人	890人	890人
うち、要約筆記者派遣数	10人	10人	10人	10人

手話通訳者設置事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置者数	1人	2人	2人	2人

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

<事業の概要>

排泄管理支援用具や介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、住宅改修費の給付を行っています。

<見込み量>

これまでの実績に基づき見込み量を算出しています(令和5年度より「情報・意思疎通支援用具」は給付対象用具追加、「排泄管理支援用具」は対象人数増加)。

日常生活用具の給付 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具 「特殊寝台、特殊マット、入浴担架等」	14件	14件	14件	14件
②自立生活支援用具 「入浴補助用具、歩行支援用具等」	22件	22件	22件	22件
③在宅療養等支援用具 「ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器等」	23件	23件	23件	23件
④情報・意思疎通支援用具 「視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計等」	65件	65件	65件	65件
⑤排泄管理支援用具 「ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等」	2,040件	2,040件	2,040件	2,040件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件	1件

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方などの自立した日常生活、または社会生活を営めるようにするために、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的に実施する事業です。

<事業の概要>

聴覚障がい者の社会参加等の促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を実施しています。講座の内容は厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムを基準として実施しています。

<見込み量>

年度により増減はあるものの概ね横ばいで推移していることから、横ばいで推移していくものと見込みます。

手話奉仕員養成研修事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習修了見込み者数	7人	7人	7人	7人

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

<事業の概要>

浦添市では、個別支援型(ガイドヘルパー)と車両移送型(リフト付きバスによる移送)を実施しています。

<見込み量>

近年の実績は年度により増減はあるものの概ね横ばいで推移していることから、微増から横ばいで推移していくものと見込みます。

移動支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込み者数	301人	305人	309人	313人
個別支援型(ガイドヘルパー)	177人	181人	185人	189人
車両移送型(リフト付きバスによる移送)	124人	124人	124人	124人
延べ利用見込み時間数	28,133時間	28,683時間	29,233時間	29,783時間
個別支援型(ガイドヘルパー)	24,170時間	24,720時間	25,270時間	25,820時間
車両移送型(リフト付きバスによる移送)	3,963時間	3,963時間	3,963時間	3,963時間

⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、地域の実情に応じ、通所した障がい者に創作または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、それによって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としています。具体的には、地域活動支援センターの基礎的事業に加え、地域活動支援センターの機能強化を図るための事業を実施するものです。

<事業の概要>

(ア)地域活動支援センターⅠ型事業

精神障がい者に対応する専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、精神障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業等を実施します。

(イ)地域活動支援センターⅡ型事業

機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を実施します。

(ウ)地域活動支援センターⅢ型事業

障がい者の生活や就労に関する相談対応、施設外における就労実習及び障害福祉サービスの情報提供等を行います。

<見込み量>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業所開所日を縮小したこと及び利用控えがあったことから利用者数が減少したものの、令和5年度以降は現状の維持を見込みます。

地域活動支援センター 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所
実利用見込み者数	130人	130人	130人	130人

2) 必須事業の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 基幹型相談支援センターについては、令和3年度より浦添市障がい福祉関連複合施設「ピラルルうらそえ」に移転していますが、引き続き機能の充実に向けて取り組みます。
- 保証人がいないため民間賃貸住宅に入居することが困難な方について、保証会社による家賃保証を行える住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の周知・利用促進を図り、入居を支援します。なお、連帯保証人については法的な義務はなく、慣習として行われているものであるため、浦添市障がい者自立支援協議会住まい・地域移行支援部会との連携のもと、不動産事業者や家主等への働きかけを行い、障がいのある方の居住に対する理解促進に努めます。
- 成年後見制度について、法人後見の活動を安定的に実施するための組織の構築に向け、検討を進めていくものとします。
- 日常生活用具給付等事業については、障がいのある方が安定した日常生活を送るため、引き続き、障害特性に合わせた適切な用具を給付・貸与します。また、利用者の要望等を踏まえ、用具の品目や耐用年数等の見直しを適切に行います。
- 手話奉仕員養成研修事業について、継続して手話奉仕員を養成していくものとします。
- 移動支援事業のうち、車両移送型については引き続き浦添市社会福祉協議会へ委託していきます。

(2)その他の事業・任意事業

1)事業の概要・見込み量

①日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るものです。

<事業の概要>

障がい児(者)を施設等で一時的に預かり、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、排泄及び食事の介助等を実施し、障がい児(者)を介護している家族の一時的な休息を図る事業です。障害福祉サービス同様の利用契約制度とし、利用を希望する障がい児(者)が支給申請を行い、受給者証の交付を受けて、本市の指定を受けた事業者と契約することによりサービスの提供を受けます。

<見込み量>

近年の実績は概ね横ばいで推移していることから、今後も横ばいで推移していくものと見込みます。

日中一時支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	24か所	24か所	24か所	24か所
実利用見込み者数	105人	105人	105人	105人

②スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供するものです。

<事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて、スポーツ・レクリエーション教室等を開催しており、スポーツ活動を通じて障がいのある方の体力増強、交流促進等を図っています。

<見込み量>

スポーツ・レクリエーション教室等は年度により利用者数の増減が大きいいため、直近の実績の横ばいで推移していくものと見込みます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	120人	120人	120人	120人

③文化芸術活動振興事業

障がい者等の文化芸術活動を振興するため、障がい者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行うものです。

<事業の概要>

障がい者教養文化体育施設サン・アビリティーズうらそえにおいて実施しています。

<見込み量>

近年の実績は年度により増減があることから、直近の実績の横ばいで推移していくものと見込みます。

文化芸術活動振興事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	120人	120人	120人	120人

④点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障がい者等の障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的または必要に応じ、適宜障がい者等に提供するものです。

<事業の概要>

市広報誌の音声テープを製作し、視覚障がいのある方に対して、音声による情報を定期的に提供する事業です。

<見込み量>

声の広報は浦添市ボランティア連絡協議会に委託しており、市の広報(毎月1回発行)を音声化して、対象者に配布しています。これまでの実績に基づき、横ばいで推移していくものと見込みます。

点字・声の広報等発行事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	80人	80人	80人	80人

⑤奉仕員養成研修

<事業の概要>

点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。

<見込み量>

浦添市社会福祉協議会へ委託しており、これまでの事業実績に基づき、横ばいで推移していくものと見込みます。

奉仕員養成研修 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用見込み者数	18人	18人	18人	18人

2)その他の事業・任意事業の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- スポーツ・レクリエーション活動支援について、当事者団体と連携を図り、機会の確保に努めるものとします。
- その他の事業についても、障がいのある人や障がいのある子どもが地域でその人らしい生活を営み、社会参加が促進されるようにしていきます。

(3)地域生活支援促進事業(市町村事業)

1)事業の概要・見込み量

①障害者虐待防止対策事業

<事業の概要>

障がい者虐待への迅速な対応のため、事前に居室及び受け入れ体制の確保を行うものです。

<見込み量>

これまでの事業実績に基づき見込み量を算出しています。

障害者虐待防止対策事業 見込み量

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	15人	15人	20人	20人
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	実利用見込み者数	1人	1人	1人	1人
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催見込み数	1回	1回	1回	1回
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施見込み箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

②成年後見制度普及啓発事業

<事業の概要>

浦添市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進に向けた制度の周知や支援体制の構築などの取り組みを推進する事業です。

<見込み量>

成年後見制度中核機関の設置運営に向け検討するものとして見込みます。

成年後見制度普及啓発事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所

③医療的ケア児等総合支援事業

<事業の概要>

医療的ケア児コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、教育、子育てなどの各分野の関係機関と連携し、医療的ケア児及びその家族を支援する事業です。

<見込み量>

直近の実績に基づき、今後も個別支援を中心に実施していくものとして増加を見込みます。

医療的ケア児等総合支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等の協議の場の設置	1か所	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	2人	3人	4人
医療的ケア児等とその家族への支援	5人	10人	10人	10人

④発達障害児者及び家族等支援事業

<事業の概要>

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障がい児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る事業です。

<見込み量>

平成30年4月に制度化された事業です。児童発達支援センターと連携し少人数を対象としたプログラムや支援者も実際にペアレントプログラムに参加し支援スキルを習得する研修を実施するものとして見込み量を算出しています。

発達障害児者及び家族等支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム	0回	0回	1回	1回
	0人	0人	5人	5人
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修	0回	0回	1回	1回
	0人	0人	2人	2人

⑤重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

<事業の概要>

重度訪問介護を利用している方もしくは重度訪問介護の対象となる学生に対して、修学するために必要な大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する事業です。

<見込み量>

対象者が事業を利用できるように身体介護等の提供可能な事業者への委託を検討します。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 見込み量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込み箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所

2)地域生活支援促進事業(市町村事業)の見込み量確保のための方策等

これまでの実績及び今後のニーズ等を想定し、確保方策は以下の通りとします。

- 障がい者虐待防止及び権利擁護に関する研修を実施し、普及・啓発を図っていくものとしていきます。
- 医療的ケア児等への支援について、個別支援体制構築に向けた協議を実施し、医療的ケア児等コーディネーターを継続して配置していきます。
- ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムについて、児童発達支援センターと連携しながら、少人数を対象とした養成研修の検討を行います。また、支援スキルを習得するための研修については、支援者も参加し支援スキルを習得できるよう設定していきます。

6 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備

浦添市では令和2年3月に「第4次てだこ親子プラン-第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画-」(令和2年度～令和6年度)を策定し、障がいのある子どもと家庭への支援充実に向けた取り組みをしています。さらに、配慮が必要となる子どもも含めて、各事業の需要見込みを算出し、これを満たす確保の内容及びその実施時期を定めています。

こうした方向性を勘案し、保育所・幼稚園等及び放課後児童健全育成事業における配慮が必要な子どもの受け入れについて以下のように見込み、支援のための体制の確保・充実を図ります。

子ども・子育て支援等の提供体制の整備 見込み量

	令和4年度末 の実績	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	70人	70人	70人	70人
認定こども園	111人	111人	111人	111人
放課後児童健全育成事業	201人	201人	201人	201人
幼稚園	0人	0人	0人	0人

資料編

1 浦添市における障がい者等の現況

(1) 浦添市における障がい者数の推移

■ 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、令和3年3月末現在4,550人となっています。

平成29年度からの推移をみると、平成29年度から令和元年度は増加傾向にあり、令和元年度から令和3年度は減少傾向で推移しています。

身体障害者手帳所持者数（各年度3月末現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	4,543	4,569	4,684	4,671	4,550

資料：浦添市「令和4年度福祉保健の概要」

■ 知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和3年3月末現在1,288人となっており、A1が12.1%、A2が22.6%、B1が25.4%、B2が39.9%となっています。

平成29年度からの推移をみると、すべての程度が増加傾向にあり、療育手帳所持者数は増加しています。

療育手帳所持者数（各年度3月末現在）（ ）は18歳未満を再掲

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A1〔最重度〕	114 (20)	119 (17)	125 (18)	137 (24)	156 (27)
A2〔重度〕	240 (48)	259 (52)	268 (50)	286 (57)	291 (58)
B1〔中度〕	290 (76)	297 (72)	324 (78)	325 (74)	327 (67)
B2〔軽度〕	429 (190)	456 (200)	471 (201)	490 (193)	514 (196)
合計	1,073 (334)	1,131 (341)	1,188 (347)	1,238 (348)	1,288 (348)

資料：浦添市「令和4年度福祉保健の概要」

■精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年3月現在1,836人となっており、等級別では2級が1,061人で最も多く、約6割を占めています。

平成29年度から増加傾向で推移しており、令和3年度は平成29年度に比べ387人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度3月末現在）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	388	412	424	438	438
2級	838	885	994	1,019	1,061
3級	223	243	278	310	337
合計	1,449	1,540	1,696	1,767	1,836

資料：浦添市「令和4年度福祉保健の概要」

(2)浦添市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所

令和6年3月1日現在の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業は下記のとおりとなっています。

■指定障害福祉サービス事業所情報(令和6年3月1日現在)

資料：沖縄県ホームページ「障害福祉サービス指定事業所情報」

サービスの種類		
事業所名	住所	
居宅介護(30事業所)		
ヘルパーステーションらくだ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-10-2 201号室
ヘルパーステーション中西	901-2126	沖縄県浦添市宮城1-14-1 吉長7 th 106
寿楽ケアステーション	901-2113	沖縄県浦添市大平503-5 ベルグ大平102
地域生活支援センターEnjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
訪問介護ステーションみらい	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-20-7
浦添中央ケアセンター	901-2101	沖縄県浦添市西原1-13-1
訪問介護サービス かなさ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションおりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	901-2125	沖縄県浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション福寿	901-2104	沖縄県浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション咲き	901-2126	沖縄県浦添市宮城3-9-14パティオB'sII101
ヘルパーステーションぱれっと	901-2103	沖縄県浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーション こうらん	901-2133	沖縄県浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
ヘルパーステーションリみら	901-2103	沖縄県浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
訪問介護 いちご	901-2113	沖縄県浦添市字大平504番地マンション長浜1F
ヘルパーステーショントライ	901-2101	沖縄県浦添市西原4丁目39番7号-607
ウーバーケア浦添店	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖1丁目4番8号 ルッグハイム1階102号室
ケアセンターココロすまいる	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目17番11
ヘルパーステーション星	901-2102	沖縄県浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
ヘルパーステーション小枝	901-2111	沖縄県浦添市経塚350番地
ヘルパーステーション うんてん	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23-5 パティオンハイツ102号室
ヘルパーステーション リん	901-2126	沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号 1F
ヘルパーステーションあじま	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目25番3号 1階
ヘルパーステーションてーしち	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目41番6号201
ケアステーションあしすとfor	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1034番地 ハイツながたはら2 101
ホームケアおねっと	901-2121	沖縄県浦添市内間2丁目7番6号玉正アパート103
ヘルパーステーションOCC	901-2126	沖縄県浦添市宮城五丁目3番7号 1階
訪問介護事業所きずな 浦添店	901-2111	沖縄県浦添市経塚437-1
おうちでくらせる訪問介護 浦添	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目6番13号1階
訪問介護あろは うちま	901-2121	沖縄県浦添市内間三丁目1番10号清流マンション106号
重度訪問介護(26事業所)		
ヘルパーステーションらくだ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-10-2 201号室
ヘルパーステーション中西	901-2126	沖縄県浦添市宮城1-14-1 吉長7 th 106
寿楽ケアステーション	901-2113	沖縄県浦添市大平503-5 ベルグ大平102
訪問介護ステーションみらい	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-20-7
浦添中央ケアセンター	901-2101	沖縄県浦添市西原1-13-1
訪問介護サービス かなさ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖4-18-2
ヘルパーステーションおりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶三丁目5番2-101号
ヘルパーステーションにじ	901-2125	沖縄県浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション福寿	901-2104	沖縄県浦添市当山2-10-10
ヘルパーステーション咲き	901-2126	沖縄県浦添市宮城3-9-14パティオB'sII101
ヘルパーステーションぱれっと	901-2103	沖縄県浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーション こうらん	901-2133	沖縄県浦添市城間2丁目2番6号 MANSION MIYAGI306
ヘルパーステーションリみら	901-2103	沖縄県浦添市仲間2丁目5番3号 Dクレスト浦添6-A
訪問介護 いちご	901-2113	沖縄県浦添市字大平504番地マンション長浜1F
ウーバーケア浦添店	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖1丁目4番8号 ルッグハイム1階102号室
ヘルパーステーション星	901-2102	沖縄県浦添市前田西原3丁目9-1 石川荘102号室
ヘルパーステーション小枝	901-2111	沖縄県浦添市経塚350番地
ヘルパーステーション うんてん	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23-5 パティオンハイツ102号室
ヘルパーステーション リん	901-2126	沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号 1F
ヘルパーステーションあじま	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目25番3号 1階
ヘルパーステーションてーしち	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目41番6号201
ケアステーションあしすとfor	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1034番地 ハイツながたはら2 101
ヘルパーステーションOCC	901-2126	沖縄県浦添市宮城五丁目3番7号 1階
訪問介護事業所きずな 浦添店	901-2111	沖縄県浦添市経塚437-1
おうちでくらせる訪問介護 浦添	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目6番13号1階
訪問介護あろは うちま	901-2121	沖縄県浦添市内間三丁目1番10号清流マンション106号

サービスの種類			
事業所名		住所	
行動援護(2事業所)			
地域生活支援センターEnjoy		901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
ヘルパーステーショントライ		901-2101	沖縄県浦添市西原4丁目39番7号-607
同行援護(9事業所)			
ヘルパーステーション中西		901-2126	沖縄県浦添市宮城1-14-1 吉長アパート106
訪問介護ステーションみらい		901-2126	沖縄県浦添市宮城4-20-7
ヘルパーステーションにじ		901-2125	沖縄県浦添市仲西三丁目15番1号1階
ヘルパーステーション咲き		901-2126	沖縄県浦添市宮城3-9-14パティオB'sⅡ101
ヘルパーステーションぱれっと		901-2103	沖縄県浦添市仲間一丁目7-9 403号室
ヘルパーステーショントライ		901-2101	沖縄県浦添市西原4丁目39番7号-607
ヘルパーステーション星		901-2102	沖縄県浦添市前田3丁目9-1 石川荘102号
ヘルパーステーションOCC		901-2126	沖縄県浦添市宮城五丁目3番7号 1階
ホームケアおねっと		901-2121	沖縄県浦添市内間2丁目7番6号玉正アパート103
重度障害者等包括支援			
※事業実施なし			
生活介護(10事業所)			
社会就労センターわかたけ		901-2102	沖縄県浦添市字前田998-3
障がい者通所支援センターこみかん		901-2101	沖縄県浦添市西原1-10-1
沖縄療育園 ビノキオ		901-2111	沖縄県浦添市経塚714
障害者支援施設 沖縄ココロニーセンター		904-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-7
りぼーん		901-2102	沖縄県浦添市前田4-4-9
生活介護そら		901-2133	沖縄県浦添市城間3008-2番地
そる		901-2133	沖縄県浦添市城間3丁目13番13号 101号室・201号室
らそ		901-2133	沖縄県浦添市城間3丁目13番13号 101号室
生活介護ぱれっとViVi		901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号
生活介護事業所 Catch		901-2121	沖縄県浦添市内間3-22-28
自立訓練(機能訓練)			
※事業実施なし			
自立訓練(生活訓練)(4事業所)			
自立訓練事業所 経塚苑		901-2111	沖縄県浦添市経塚348番地
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結		901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
指定障がい福祉サービス事業所叶e		901-2121	沖縄県浦添市内間4丁目26番11号202
Cotori		901-2122	沖縄県浦添市勢理客2丁目23番5号
宿泊型自立訓練(1事業所)			
自立訓練事業所 経塚苑		901-2111	沖縄県浦添市経塚348番地
就労移行支援(一般型)(5事業所)			
就労支援事業所 就労ブラザわく・わく		901-2111	沖縄県浦添市経塚346番地
アンジュ		901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号2階
BowL JoB		901-2132	沖縄県浦添市伊祖1-5-2
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結		901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F
就労支援多機能型事業所 happiness浦西		901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目6番2号
就労継続支援(A型)(11事業所)			
就労継続支援事業所 沖縄ココロニーセンター		901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17
就労継続支援施設 みのりの会		901-2133	沖縄県浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302
久樹		901-2131	沖縄県浦添市牧港2-1-3コーポ レ・セーナ101
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結		901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F・6F
障がい者ITサポートおきなわ		901-2121	沖縄県浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号
ウエリナ		901-2113	沖縄県浦添市大平一丁目35番3号
サンクスラボ・浦添オフィス		901-2121	沖縄県浦添市内間3丁目3番地20号 JG津覇 305号室
ワークイズムことばの家		901-2132	沖縄県浦添市伊祖1丁目30番1号
障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン		901-2103	沖縄県浦添市仲間3丁目3-2
RAMS		901-2122	沖縄県浦添市勢理客3丁目11番10号 リバービュー7 101
就労継続支援事業所エース		901-2126	沖縄県浦添市宮城2-16-14 2-B

サービスの種類			
事業所名		住所	
就労継続支援(B型)(29事業所)			
就労継続支援事業所 沖縄ココニーセンター	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17	
社会就労センターわかたけ	901-2102	沖縄県浦添市字前田998-3	
きずなのえん	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖1-4-10	
就労サポートセンター そら	901-2133	沖縄県浦添市城間3008-2番地	
障がい者支援事業所うりずん	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-1-6-101	
就労継続支援施設 みのりの会	901-2133	沖縄県浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302	
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	901-2111	沖縄県浦添市経塚346番地	
たどり舎	901-2122	沖縄県浦添市勢理客3-11-9 102号	
障がい者就労・自立支援センターぐっぴい	901-2114	沖縄県浦添市安波茶3丁目4番6号宮城荘101	
障がい者就労支援センター すばる	901-2133	沖縄県浦添市城間2丁目27番2号	
アンジユ	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号2階	
指定障がい福祉サービス事業所 かりゆし結	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号ウイングビル3F	
就労支援リアン	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目8番11号 1階	
アルバ	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号1階	
就労継続支援B型事業所 パートナーサポートセンター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖3丁目7-1 名嘉ビル6階	
就労継続支援B型事業所ウイズユー	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖二丁目25番3号 1階	
指定障がい福祉サービス事業所叶e	901-2121	沖縄県浦添市内間4丁目2番11号202	
障がい者ITサポートおきなわ	901-2121	沖縄県浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号	
就労継続支援B型事業所ほかほか	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号 101号室	
就労継続支援B型事業所くればす	901-2131	沖縄県浦添市牧港1丁目32番16号 2階	
就労支援多機能型事業所 happiness浦西	901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目6番2号	
障がい福祉サービス事業所 ハートフルユニオン	901-2103	沖縄県浦添市仲間3丁目3-2	
espo浦添	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目30番1号	
障がい者就労支援事業所フレブル	901-2125	沖縄県浦添市仲西3-15-2 フェニックス21 203号	
障がい福祉サポートネット JIMMY Nine 前田	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目14番3号	
Cotori	901-2122	沖縄県浦添市勢理客2丁目23番5号	
ちぐさ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-1-3 202号	
RAMS	901-2122	沖縄県浦添市勢理客3丁目11番10号 リバービュー7 101	
アニメ	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目36番3号 1階	
短期入所(5事業所)			
沖縄療育園	901-2111	沖縄県浦添市経塚714	
地域生活支援センターEnjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9	
障害者支援施設 沖縄ココニーセンター	904-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-7	
きんちゃん家	901-2103	沖縄県浦添市仲間三丁目20番5号	
短期入所ばれっとViVi	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号	
療養介護(1事業所)			
沖縄療育園	901-2111	沖縄県浦添市経塚714	
共同生活援助(11事業所)			
グループホームむひぼ	901-2102	沖縄県浦添市前田1004番地9	
グループホーム みのりの会	901-2133	沖縄県浦添市城間2680番地3 ロイヤルNYマンション302号室	
グループホーム バタニア	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1-6-9	
みかん グループホーム	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目14番30号	
グループホームよつ葉	901-2102	沖縄県浦添市前田1-9-13石川マンション1F	
あじまあ安波茶	901-2114	沖縄県浦添市安波茶三丁目34番6号	
グループホームくろーばー	901-2112	沖縄県浦添市沢岨974-20	
こころのおうち	901-2131	沖縄県浦添市牧港5丁目13番28号 Popular牧港 1F	
共同生活援助くればす仲間	901-2103	沖縄県浦添市仲間3丁目10番3号	
グループホームほかほか	901-2126	沖縄県浦添市宮城三丁目6番1号 2階	
ファーストサークル	901-2131	沖縄県浦添市牧港2丁目15番3号コーポ水無月303	
施設入所支援(1事業所)			
障害者支援施設 沖縄ココニーセンター	904-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-7	

サービスの種類		
事業所名	住所	
計画相談支援(21事業所)		
ピアサポートセンターほると	901-2103	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター1階
地域生活支援センター Enjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田字998番地の3
生活支援センターあおぞら	901-2113	沖縄県浦添市大平321番1-2
相談支援事業所 ゆんたく	901-2553	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
コロナー相談支援センターうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田997番地
相談支援事業所アンジュ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目12番2号 2階
相談支援事業所 ちむちむ	901-2101	沖縄県浦添市西原1-1-22 パレスミザト101
相談支援事業所おりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶3-5-2-101
相談支援センターふわり	901-2121	沖縄県浦添市内間2-6-22
相談支援事業所 かりゆし結々	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F
相談支援事業所デライト	901-2121	沖縄県浦添市内間2-22-28 クォーレB 402
にじねこ相談支援センター	901-2131	沖縄県浦添市牧港1丁目48-3
相談支援事業所 どんぐりの木	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 浦添市障がい福祉関連複合施設2階
相談支援事業所 ばすてる	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8
相談支援事業所Weave(ウィーブ)	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-12-16
じーにあす 相談支援事業所	901-2126	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 パークビュー洗203
相談支援事業所 リライトラボ	901-2111	沖縄県浦添市経塚201番地2
相談支援事業所ベーター	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouse A棟うみ
浦添牧港相談支援事業所 幹	901-2131	沖縄県浦添市牧港1-22-18
相談支援事業所あい	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号401号室
相談支援事業所 ハビネスサポート	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1丁目14番12号 2階
地域移行支援(2事業所)		
地域生活支援センター Enjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
相談支援事業所 ゆんたく	901-2553	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
地域定着支援(2事業所)		
地域生活支援センター Enjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
相談支援事業所 ゆんたく	901-2553	沖縄県浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階
自立生活援助(1事業所)		
自立訓練事業所 経塚苑	901-2111	沖縄県浦添市経塚348番地
就労定着支援(2事業所)		
Bowl JoB	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1-5-2
就労支援事業所 就労プラザわく・わく	901-2111	沖縄県浦添市経塚346番地

■指定障害児通所・入所支援事業所情報(令和6年3月1日現在)

資料:沖縄県ホームページ「障害福祉サービス指定事業所情報」

サービスの種類			
事業所名	住所		
児童発達支援(34事業所)			
沖縄療育園 ビノキオ	901-2111	沖縄県浦添市経塚714	
しあわせ駅	901-2112	沖縄県浦添市沢岨1-6-9	
浦添市児童発達支援センターたんぼぼ	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 2階	
キープ浦添 ことばの教室Kids	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F	
こっこ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-25-16	
レジリエンス・スポーツセンター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目3番1号1階・2階・3階	
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20	
ピスティス	901-2102	沖縄県浦添市前田1052-3	
こどもデイサービス こころ	901-2132	沖縄県浦添市城間三丁目13番13 我如古ビル202号室	
こどもプラス浦添教室	901-2134	沖縄県浦添市港川507番地8 1階	
グロウアップサポート ひと葉	901-2111	沖縄県浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階	
きらりはーと浦添校	901-2133	沖縄県浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階	
キッズハウスOkay	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番2号	
コロニー児童デイサービスまえた(児童発達支援)	901-2102	沖縄県浦添市前田1158番地	
チャイルドハウスNIMI	901-2134	沖縄県浦添市港川一丁目16番3号	
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階	
ハッピースカイ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室	
子ども療育ステーション ここふわ 港川	901-2134	沖縄県浦添市港川2-31-7	
MANA	901-2113	沖縄県浦添市大平438番地 1番地	
ペーテルの夢	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouseA棟うみ	
そらごころ絆	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101	
ペーテルの夢II	901-2102	沖縄県浦添市字前田636-2 アリュール201	
チャイルドサポートうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目1367番地8 1階	
コロニー児童デイサービス みやぎ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17	
コベルプラス 浦添教室	901-2134	沖縄県浦添市港川458番地 オキジムビルアネックス401号室	
児童発達支援・放課後等デイサービス ばれっと城間	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8 2F	
marcher	901-2102	沖縄県浦添市前田1-48-1 コーポ石川102	
児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ	901-2122	沖縄県浦添市勢理客三丁目4番13号2階	
ほの・テラス	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23番10	
Viento	901-2126	沖縄県浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK	
児童発達支援あろはkids牧港	901-2131	沖縄県浦添市牧港1-64-14	
おれんじキッズ&児童デイサービス・アニマートうらそえ	901-2113	沖縄県浦添市大平1-14-6 エンゼルハイム1階	
おりじんキッズ	901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目20番2号	
KID ACADEMY+ 浦添校	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1-1-16 Casaiju1F	
医療型児童発達支援			
※事業実施なし			
障害児相談支援(21事業所)			
地域生活支援センターEnjoy	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9	
ピアサポートセンターほると	901-2103	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号浦添市社会福祉センター1階	
生活支援センターあおぞら	901-2113	沖縄県浦添市大平321番1-2	
相談支援事業所 ゆんたく	901-2111	沖縄県浦添市経塚633番地メディカルプラザ3階	
コロニー相談支援センターうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田997番地	
相談支援事業所アンジュ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目12番2号 2階	
相談支援事業所 ちむちむ	901-2101	沖縄県浦添市西原1-1-22 パレスザト101	
相談支援事業所おりじん	901-2114	沖縄県浦添市安波茶3-5-2-101	
相談支援センターふわり	901-2121	沖縄県浦添市内間2-6-22	
相談支援事業所かりゆし結々	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目2番2号 ウイングビル6F	
相談支援事業所デライト	901-2121	沖縄県浦添市内間2-22-28 クォーレB 402	
にじねこ相談支援センター	901-2131	沖縄県浦添市牧港1丁目48-3	
相談支援事業所 どんぐりの木	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 浦添市障がい福祉関連複合施設2階	
相談支援事業所ばすてる	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8	
相談支援事業所Weave(ウィーブ)	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-12-16	
じーにあす 相談支援事業所	901-2126	沖縄県浦添市宮城2丁目17番2号 パークビュー洗203	
相談支援事業所 リライトラボ	901-2111	沖縄県浦添市経塚201番地2	
相談支援事業所ペーテル	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouse A棟うみ	
そーしゃるサポートここから	901-2123	沖縄県浦添市西洲3丁目1番1号 カレ-浦添西海岸パルティ2Fグリーン-Howlive Urasoe RoomC	
相談支援事業所あい	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番7号401号室	
相談支援事業所 ハビネスサポート	901-2132	沖縄県浦添市伊祖1丁目14番12号 2階	

サービスの種類		
事業所名	住所	
放課後等デイサービス(41事業所)		
児童デイサービス ピュア	901-2133	沖縄県浦添市城間3-14-3
しあわせ駅	901-2112	沖縄県浦添市沢岬1-6-9
児童デイサービス 童子	901-2102	沖縄県浦添市前田1004-9
コロニー児童デイサービス まえだ	901-2102	沖縄県浦添市前田997番地
コロニー児童デイサービス みやぎ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-9-17
キープ浦添 ことばの教室Kids	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖2丁目4番10号ラインビル4F
こっこ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2-25-16
児童デイサービスこみかん	901-2101	沖縄県浦添市西原1-10-1
レジリエンス・スポーツセンター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖二丁目3番1号1階・2階・3階
放課後等デイサービス「遊友」	901-2103	沖縄県浦添市仲間1丁目10番7号社会福祉センター内
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20
ピスティス	901-2102	沖縄県浦添市前田1052-3
しあわせ駅 経塚	901-2112	沖縄県浦添市沢岬1丁目6番6号
こどもプラス浦添教室	901-2134	沖縄県浦添市港川507番地8 1階
こどもデイサービス こころ	901-2132	沖縄県浦添市城間三丁目13番13 我如古ビル202号室
ドリームスクールえる	901-2132	沖縄県浦添市伊祖3丁目4番12号伊々寿スポット205室
放課後等デイサービスオールスター	901-2127	沖縄県浦添市屋富祖三丁目7番1号 名嘉ビル3階
グロウアップサポート ひと葉	901-2111	沖縄県浦添市経塚441番地 コーポ吉嶺1階
きらりはーと浦添校	901-2133	沖縄県浦添市城間四丁目5番1号 久場川ビル2階
キッズハウスOkay	901-2132	沖縄県浦添市伊祖一丁目32番2号
チャイルドハウスNIMI	901-2134	沖縄県浦添市港川一丁目16番3号
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階
MANA	901-2113	沖縄県浦添市大平438番地 1番地
ハッピースカイ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖三丁目2番地9 メゾンNagama 101号室
ペーテルの夢	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouseA棟うみ
子ども療育ステーション ここふわ 港川	901-2134	沖縄県浦添市港川2-31-7
そらごころ絆	901-2104	沖縄県浦添市当山2丁目9-1 アーバンハウス浦西101
ペーテルの夢II	901-2102	沖縄県浦添市字前田636-2 アリュール201
チャイルドサポートうらそえ	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目1367番地8 1階
Viento	901-2126	沖縄県浦添市宮城4丁目22番6-101号 マンションMK
児童発達支援・放課後等デイサービス ばれっと城間	901-2133	沖縄県浦添市城間4-15-8 2F
指定放課後等デイサービス事業所 グローアップスマイル結	901-2125	沖縄県浦添市仲西1丁目3番22号メゾン・アンズリー201号室
児童発達支援・放課後等デイサービス ステラ	901-2122	沖縄県浦添市勢理客三丁目4番13号2階
ぼの・テラス	901-2101	沖縄県浦添市西原五丁目23番10
りんくる前田	901-2102	沖縄県浦添市前田一丁目48番3号 ストーンリバー1階
marcher	901-2102	沖縄県浦添市前田1-48-1 コーポ石川102
ドユーラボてだこ	901-2132	沖縄県浦添市伊祖二丁目30番17号1階
おれんじキッズ & 児童デイサービス・アニマートうらそえ	901-2113	沖縄県浦添市大平1-14-6 エンゼルハイム1階
おりじんキッズ	901-2101	沖縄県浦添市西原5丁目20番2号
ふれあいきつづ内間	901-2121	沖縄県浦添市内間2丁目22-27ドミールうちま1F
りんくる学園通り	901-2132	沖縄県浦添市伊祖2丁目24番8号 フィットネスビル2階
保育所等訪問支援(4事業所)		
ペーテルの夢	901-2102	沖縄県浦添市前田862-28 TwinsHouseA棟うみ
浦添市児童発達支援センターたんぽぽ	901-2131	沖縄県浦添市牧港4丁目5番10号 2階
ペーテルの夢II	901-2102	沖縄県浦添市字前田636-2 アリュール201
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階
医療型障害児入所支援(1事業所)		
沖縄療育園	901-2111	沖縄県浦添市経塚714番地
居宅訪問型児童発達支援(1事業所)		
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階

■浦添市内の重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所

サービスの種類		
事業所名	住所	
児童発達支援(3事業所)		
沖縄療育園 ビノキオ	901-2111	沖縄県浦添市経塚714
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階
放課後等デイサービス(2事業所)		
児童デイサービス ゆうわ 浦添	901-2101	沖縄県浦添市西原6-7-20
ばれっとKid's	901-2101	沖縄県浦添市西原一丁目6番9号 ジョイントLLC2階

2 障害者手帳所持者アンケート調査

1. 調査の目的

本調査は、「第5次てだこ障がい者(児)プラン」の策定にあたり、本市における障がいのある方の日常生活の状況や各種サービスに関するご意見などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査の対象者

障がい者：浦添市内在住の18歳以上65歳未満の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)保持者から2,600人を無作為抽出。

障がい児：浦添市内在住の18歳未満の障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)保持者の480人を全抽出。

3. 調査の方法

郵送による配布・回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

4. 調査期間

令和5年1月末から3月中旬まで

5. 回収状況

	配布数	回収数		回収率	
		郵送回収	WEB		
障がい者	2,600 件	802 件	662 件	140 件	30.8%
障がい児	480 件	165 件	122 件	43 件	34.4%

6. アンケート調査結果概要【障がい者】

障がい者アンケートの調査結果について、市全体での傾向は以下のとおりとなっています。

0. 調査票の記入方法
・記入方法は、「ご本人が回答」が約 7 割を占めており、「ご本人にかわって家族の方が回答」が約 2 割、「家族の方と相談しながらご本人が回答」が約 1 割となっている。
1. あなた自身のことについて
・住んでいる地域は、「仲西中学校区」が 27.3%、「神森中学校区」が 20.4%、「港川中学校区」が 20.1%、「浦添中学校区」が 18.1%、「浦西中学校区」が 12.0%。 ・性別は、「男性」が 47.5%、「女性」が 50.6%で「女性」がやや多い。 ・年齢は、「50 代」(28.7%)や「40 代」(22.4%)が多く、「40 代以上」が 7 割弱(64.9%)を占めている。一方、「20 代以下」は 2 割弱(18.5%)にとどまっている。 ・同居家族の上位は、「母親」(41.6%)、「父親」(27.6%)、「配偶者」(22.7%)。
2. 障害の程度について
・所持している手帳の種類は、「身体障害者手帳」が 38.2%、「療育手帳」が 26.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が 42.5%。 ・身体障害者手帳の等級は、「1級」(34.0%)、「2級」(25.2%)、「3級」(16.0%)と続いており、等級が高い方の回答が多い。 ・療育手帳の区分は、「B2」(32.1%)、「B1」(30.2%)、「A2」(20.5%)、「A1」(14.9%)と続いており、区分が低い方の回答が多い。 ・精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」(56.9%)、「3級」(23.5%)、「1級」(15.5%)。
3. 日常の動作・介助者について
・各種日常動作で介助を必要とする項目は、「掃除・洗濯・炊事などの家事」(28.9%)、「外出をする」(24.8%)、「お風呂に入る」(16.9%)が上位にあがっている。 ・主な介助者は、「親」が 48.9%で約 5 割を占め、「配偶者」(15.2%)、「施設・病院の職員」(10.1%)と続いている。 ・主な介助者の年齢は、「50 代」(31.4%)、「60 代」(23.7%)、「70 歳以上」(21.3%)と続き、「50 代以上」が 8 割弱(76.4%)を占めている。 ・主な介助者が介助できなくなった場合の現在の対応は、「同居している他の家族」(44.9%)、「同居していない家族・親戚」(37.7%)で、家族・親戚の対応が多い。 ・希望する今後の対応は、現在と同様に家族・親戚が多いものの、現在の対応に比べ、「ホームヘルプ」や「ショートステイ」等のサービス利用意向が高くなっている。 ・主な介助者の困りごとは、「精神的に疲れる」(46.9%)、「身体が疲れる」(38.2%)、「睡眠不足になりがち」(21.3%)が上位にあがっている。
4. 感染症対策について
・新型コロナウイルスに関して困っていることは、「障がいのため、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しないか不安」(42.4%)、「家族や介助者が感染した場合、日常生活を送ることができないか不安」(34.2%)、「外出を控えたり、知り合いに会えない生活が長引くと辛い」(27.1%)が上位にあがっている。 ・感染症に関して、5 割強(53.1%)が国・県・市・事業所などに要望がある状況。要望のうち、「自粛などで仕事ができなくなった場合の何らかの支援を求めて欲しい」が 32.8%で最も多い。
5. 外出、社会活動について
・外出時に利用する交通機関は、「家族などが運転する自動車」が約 5 割を占め、最も多い。「路線バス」や「タクシー」を利用する方は約 3~4 割となっている。 ・外出する上で、5 割強(54.2%)が困っていることがある状況。困っていることのうち、「人の目が気になる」(19.0%)や「道路や歩道に段差が多く、移動しにくい」(14.1%)が多い。

<ul style="list-style-type: none"> ・1年間に、5割強(52.9%)の方が趣味やスポーツ、社会活動を行っている。その内容としては、「仲間、友人同士での交流」(25.4%)、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」(23.2%)、「インターネットやメールを利用した交流」(16.2%)が上位にあがっている。 ・社会活動に参加するための条件は、「気軽に参加できる雰囲気であること」、「活動についての情報が提供されること」、「一緒に行く仲間がいること」が4割前後で上位となっている。
<p>6. 就労等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段の過ごし方は、「働いている」(36.9%)、「家(入所施設)にいる(仕事をしていない)」が(30.4%)、「就労系事業所に通っている」(17.3%)が上位にあがっている。 ・働いている方のうち、「会社・役所等で働いている」が約8割で最も多い。 ・家(入所施設)にいる(仕事をしていない)方の主な理由は「障がいにより、できる仕事がない」が約4割で最も多い。 ・就労に必要な環境は、「経営者・職場の人が障がいに理解があること」が7割で突出し、「障がいにあった仕事内容であること」や「健康状態にあわせた働き方(通院ができる等)ができること」が5割弱となっている。
<p>7. 成年後見制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「制度のだいたいの内容を知っている。または、よく知っている」が21.4%、「知らない」が43.1%。 ・今後の利用意向は、「必要な状況になれば考えたい」が約7割で最も多い。
<p>8. 相談や情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援を利用しているのは3割。相談したい内容は「自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと」、「経済的なこと」、「支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと」が3割以上で多くなっている。 ・悩みや困りごとの相談相手は、「家族や親族」が8割弱で突出し、次いで「友人・知人」や「医師や看護師」が3割前後となっている。 ・情報の入手先で多いのは、「テレビ・ラジオ」(62.5%)、「インターネット・SNS」(55.0%)。
<p>9. 災害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震や台風などの災害時に困ることは、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」(43.9%)、「避難先がわからない」(35.0%)、「一人では避難できない」(29.6%)が上位にあがっている。
<p>10. 障害福祉サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用しているサービスは、「計画相談支援」(24.3%)、「就労継続支援(A・B型)」(17.3%)、「生活介護」(10.1%)が上位にあがっている。 ・障害福祉サービスを利用していない理由は、「家族で十分な介助や介護ができていないから(利用する必要がないから)」(37.7%)や「どのようなサービスが利用できるかわからないから」(21.7%)が上位にあがっている。
<p>11. 浦添市の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8割の方が日常生活や活動等を行う上で市からの支援を希望している。支援の内容は、「気軽に相談できる窓口」が約4割、「交通費等の経済的な援助」が約2割で多くなっている。 ・「サン・アビリティーズうらそえ」では7.2%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は34.7%。「ピアラルうらそえ」では1.9%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は28.8%。
<p>12. 社会及び行政への要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会及び行政への要望は、「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」及び「年金、諸手当(特別障害者手当等)の増額など所得保障の充実」が約5割で多くなっている。

7. アンケート調査結果概要【障がい児】

障がい児アンケートの調査結果について、市全体での傾向は以下のとおりとなっています。

0. 調査票の記入方法
・記入方法は、「ご本人にかわって家族の方が回答」が 8 割弱(76.4%)を占めており、「家族の方と相談しながらご本人が回答」が 10.9%、「ご本人が回答」が 6.7%となっている。
1. お子さん自身のことについて
・住んでいる地域は、「仲西中学校区」が 25.5%、「浦添中学校区」が 24.2%、「神森中学校区」が 21.2%、「港川中学校区」が 14.5%、「浦西中学校区」が 13.3%。 ・性別は、「男性」が 69.1%、「女性」が 30.9%で「男性」が多い。 ・年齢は、「就学前(0～6 歳)」が 13.9%、「小学生以上(7～18 歳)」が 86.1%。 ・同居家族の上位は、「母親」(96.4%)、「兄弟姉妹」(78.2%)、「父親」(71.5%)。
2. 障害の程度等について
・所持している手帳の種類は、「療育手帳」が 69.7%、「身体障害者手帳」が 22.4%、「精神障害者保健福祉手帳」が 20.0%。 ・身体障害者手帳の等級は、「1級」(64.9%)、「2級」(21.6%)、「3級」(5.4%)と続いており、等級が高い方の回答が多い。 ・療育手帳の区分は、「B2」(44.3%)、「A2」(24.3%)、「B1」(20.0%)、「A1」(10.4%)。 ・精神障害者保健福祉手帳の等級は、「2級」(39.4%)、「1級」及び「3級」(30.3%)。 ・発達障害の有無は、「はい」が 74.5%。診断名は「自閉スペクトラム症」が 69.1%で突出し、「学習障害(LD)」や「注意欠陥・多動性障害(ADHD)」等の診断名は 1～2 割程度。 ・発達が気になったきっかけは、「家族の気付き」(33.3%)及び「乳幼児健康診査」(16.3%)が多く、この 2 項目で約 5 割を占めている。 ・難病の診断の有無は、「はい」が 11.5%、「いいえ」が 85.5%。 ・医療的ケアの有無は、「はい」が 10.9%、「いいえ」が 84.2%。医療的ケアの内容は、「経管栄養(鼻から・胃ろう・腸ろう)」が 44.4%で最も多い。
3. ご家族や介助者について
・父親の就労状況は、「正規社員・職員」(59.4%)が最も多く、「就労していない」は 1.8%。 ・母親の就労状況は、「パート・アルバイト」(33.3%)が最も多く、「就労していない」は 26.7%。 ・就労していない理由は、父親が「現在、求職中」(66.7%)、母親が「以前は働いていたが、障がいのある子の面倒をみるためやめたから」(38.6%)が最も多い。 ・各種日常動作で介助を必要とする項目は、「外出する」(66.6%)、「掃除・洗濯・炊事などの家事」(63.7%)、「留守番をする」(60.0%)が上位にあがっている。 ・主な介助者は、「母親」が 9 割以上を占め最も多く、主な介助者の年齢は、「40 代」(51.6%)、「30 代」(20.5%)が多くなっている。 ・主な介助者が介助できなくなった場合の現在の対応は、「同居している他の家族」(71.3%)、「同居していない家族・親戚」(54.1%)で、家族・親戚の対応が多い。 ・希望する今後の対応は、現在と同様に家族・親戚が多いものの、現在の対応に比べ、「ホームヘルプ」や「ショートステイ」等のサービス利用意向が高くなっている。 ・主な介助者の困りごとは、「精神的に疲れる」(47.5%)、「身体が疲れる」(36.9%)、「自分の時間がもてない」(28.7%)が上位にあがっている。 ・障がいのある子の保護者と交流する機会は、「よくある」+「時々ある」が 47.9%、「あまりない」+「まったくない」が 50.9%となっている。 ・今後、障がいのある子の保護者と交流したいかと思うかは、「交流したい」が 63.0%、「交流したいけどできない」+「交流したいと思わない」が 34.0%。交流したいと思わない理由は、「参加する余裕がないから」が 44.6%で最も多い。

4. 保育・療育・教育について

- ・小学校就学前のお子さんの平日の日中の過ごし方は、「児童発達支援事業所」(60.9%)、「公立保育所」(30.4%)、「小学校併設の認定こども園」(21.7%)が多く、「自宅で過ごしている・家族と過ごしている」との回答は 8.7%。
- ・お子さんが利用したことのあるサービスは、「児童発達支援」が 69.6%で突出し、「子育て支援センター」(26.1%)、「保育所等訪問支援事業」(17.4%)と続いている。
- ・各種サービスのうち、5 割の方は「希望したサービスは利用できた」と回答しているものの、「病児・病後児保育」や「一時保育」では 1~2 割の方が障がいにより利用を希望したが利用できなかったと回答している。
- ・平日の日中お子さんをどこに通わせたいかは、「児童発達支援事業所」や「特別支援学校の小学部」の割合が 3~5 割で多くなっている。
- ・小学校以上の年齢のお子さんの平日の日中の過ごし方は、「小学校・中学校・高校に通っている」の合計が 48.7%、「特別支援学校の小学部・中学部・高等部に通っている」の合計が 42.3%で、「自宅で過ごしている・家族と過ごしている」は 7.0%。
- ・自宅や家族と過ごしている理由は、「本人が学校に行くのを嫌がるから」が 80.0%で最も多い。
- ・放課後や夏休み期間中の過ごし方の現状は、「自宅で家族と過ごしている」や「放課後等デイサービスに行っている」が 5~6 割で多く、今後希望する過ごし方も同様となっている。
- ・現在通っている園や学校で充実させるべきだと思うことは、「障がいに対応できる専門的な職員の配置」や「進学・就労などの進路指導の充実」が 3 割を占め多くなっている。
- ・インクルーシブ教育の推進の必要性は、「思う」(66.1%)、「どちらともいえない」(28.5%)、「思わない」(4.2%)となっている。

5. 災害について

- ・地震や台風などの災害時に困ることは、「一人では避難できない」(50.9%)、「避難所でほかの人と一緒に過ごすのが難しい」(39.4%)、「避難所の設備が障がい者に対応しているか不安」(35.8%)が上位にあがっている。

6. 感染症対策について

- ・新型コロナウイルスに関して困っていることは、「家族や介助者が感染した場合、日常生活を送ることができるか不安」(43.0%)、「障がいのため、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化しないか不安」(35.2%)、「外出を控えたり、知り合いに会えない生活が長引くと辛い」(30.3%)が上位にあがっている。
- ・感染症に関して、6 割弱(56.4%)が国・県・市・事業所などに要望がある状況。要望のうち、「自粛などで仕事ができなくなった場合の何らかの支援を考えて欲しい」が 41.8%で最も多い。

7. 浦添市の取り組みについて

- ・9 割の方が日常生活や活動等を行う上で市からの支援を希望している。支援の内容は、「気軽に相談できる窓口」が 35.2%、「活動できる拠点や場所」が 21.2%で多くなっている。
- ・「サン・アビリティーズうらそえ」では 18.8%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は 45.5%。「ピアラルうらそえ」では 13.3%の方が「すでに利用している」と回答し、「今後利用したい」は 54.5%。

8. 社会及び行政への要望について

- ・社会及び行政への要望は、「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」及び「年金、諸手当(特別障害者手当等)の増額など所得保障の充実」が約 5 割で多くなっている。

3 一般市民アンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、「第5次てだこ障がい者(児)プラン」の策定にあたり、市民の皆さまの福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としています。

2. 調査の対象者

浦添市在住の18歳以上の方々から無作為抽出した1,000人及び浦添市ホームページに掲載したQRコードから回答した方

3. 調査の方法

18歳以上の1,000人については、郵送による配布・回収を基本としながら、調査票にURL及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

また、浦添市ホームページにQRコードを掲載し、WEBで回答できる方法で調査を実施しました。

4. 調査期間

令和5年6月末から7月末まで

5. 回収状況

	配布数	回収数	有効回答数		回収率	
			郵送回収	WEB		
調査票	1,000件	272件	271件	196件	75件	27.1%
ホームページ	—	8件	7件	—	7件	—

※ホームページは市外在住の回答者(1件)を除く。

6. アンケート調査結果概要

1. あなた自身のことについて
・住んでいる地域は、「浦添中学校区」が23.4%、「仲西中学校区」が21.9%、「神森中学校区」が19.4%、「港川中学校区」及び「浦西中学校区」が17.6%。 ・性別は、「女性」が63.3%、「男性」が36.7%で「女性」が多い。 ・年齢は、「60歳以上」が33.1%、「40代」が20.1%、「50代」が17.6%、「30代」が15.1%、「20代」が12.6%、「10代」が0.7%。
2. 障がいのある人との交流について
・身近な障がいのある人の有無は、「いない」が54.7%、「いる」が40.6%、「わからない」が4.7%。 ・障がいのある人はあなたからみてどなたかは、「親(自分の親・配偶者の親)」及び「その他の親戚」(18.6%)、「子ども(その配偶者も含む)」(16.8%)、「兄弟姉妹(その配偶者も含む)」(15.0%)が上位にあがっている。

3. 障がいのある人に対する理解について

- ・障がいのある人に対する差別や偏見は、「よく感じる」+「時々感じる」が 39.9%、「あまり感じない」+「まったく感じない」が 59.0%となっている。
- ・障がいのある人に対する差別や偏見をなくすために必要なことは、「学校における障がいのある人への理解を深める教育の充実」(76.6%)、「障がいのある人とない人の交流の場づくり」及び「障がいのある人の積極的な社会参加」(46.8%)が上位にあがっている。
- ・「障害者差別解消法」の認知度は、「名称も内容も知らない」が 67.6%、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が 26.3%、「名称や内容を知っている」が 5.0%。

4. 地域活動やボランティア活動について

- ・障がいのある人を支援する地域活動やボランティア活動への参加の有無は、「参加したことはない」が 86.0%、「過去に参加したことがある」が 11.5%、「現在参加している」が 2.5%で、ほとんどの方が参加したことがない。
- ・参加したことがある地域活動やボランティア活動は、「行事・イベント等の手伝い」が 66.7%で、「募金活動の手伝い」や「日常生活の支援」に比べ 30 ポイント以上高くなっている。
- ・障がいのある人を支援するボランティア活動に参加したことがない理由は、「どのようなボランティア活動があるのかわからないから」(58.6%)、「忙しくて参加する時間がないから」(37.7%)、「自分にできるかどうかかわからないから」(28.9%)が上位にあがっている。
- ・障がいのある人への声かけや手助けに抵抗があるかは、「ない」が 74.8%、「ある」が 23.4%。

5. 災害時等における支援について

- ・災害時に障がいのある人の支援や協力をしたいかは、「思う」が 87.8%、「わからない」が 11.9%、「思わない」が 0.4%。
- ・実際にどのような支援や協力ができるかは、「安否確認・声かけ」(88.1%)、「安全な場所への避難誘導」(79.1%)、「家族への連絡」(63.1%)が上位にあがっている。
- ・支援してあげたいと思わない理由は、「何をすればよいかかわからないから」(58.8%)、「どのように接したらいいかわからないから」(50.0%)が他の項目に比べ高くなっている。

6. 障がいのある人の社会参加の促進について

- ・障がいのある人が地域や社会に積極的に参加するために大切なことは、「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」(72.3%)、「障がいのある人も使いやすい施設をつくる」(66.9%)、「移動困難な障がいのある人に配慮した、交通機関や道路を整備する」(63.3%)が上位にあがっている。

7. バリアフリーのまちづくりの推進について

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインの普及は、「あまり進んでいない」(36.0%)、「まあまあ進んだ」(35.6%)の割合が多い。
- ・浦添市の移動交通手段の利便性は、「まあまあよいと思う」(44.6%)、「あまりよくないと思う」(36.0%)の割合が多い。

8. 障がい者施策について

- ・障がいのある人のために市が力を入れていく必要がある施策は、「障がい者(児)の施設サービスの充実」(50.4%)、「道路や交通の利便性の確保」(49.6%)、「就労への支援、働く機会の充実」(46.0%)が上位にあがっている。

4 関係団体へのヒアリング結果

1. 当事者団体・親の会

①	(一社)浦添市身体障がい者福祉協会
②	沖縄自閉症児親の会まいわーど
③	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会

①会の活動や運営に関する課題について

- ・情報発信はしているが、新規の会員が集まらない。
- ・会員の固定化及び高齢化の進展。
- ・当事者団体の活動は、中間の年代がいない。
- ・親同士の繋がりをどうやって作っていくかが課題である。インターネットが発達し、生の声を聞きに来るよりもネットでの情報収集に依存してしまいがち。情報収集の観点からみるとよいのだが、自分の心を軽くするために愚痴を言ったり、悩み事を相談できる場として活動していることが他の親御さんに届いていない。
- ・活動するにあたって、会員の会費だけではまかえない部分があるので助成金に頼っているところがある。助成金を探して、申請して、報告書を出すという流れがあるので、事務局の負担が大きい。仕事をしながらの活動なので、専任は難しい。
- ・皆さんの理解のもととにかく地域社会に障がいの理解を深めてもらう、知ってもらう努力は地域参加をさせてもらいながらしているところ。

②この5年間で浦添市の障がい者(児)の取り組みが進んだこと、遅れていると感じていること

- 取り組みが進んだこと
 - ・発達障がい者の支援施設が出来た事。支援が充実するだろうという期待はある。
 - ・相談を受けた時にピアラルうらそえがあることで、繋げやすくなった。ピアラルか、福祉館に行こうという道筋が出来てきているので良かった。
- 取り組みが遅れていると感じていること
 - ・市役所の担当課が3階にあることや、トイレが利用しづらい、さらに市役所周辺の点字ブロックが切れている箇所もある。
 - ・小学校に入学するとヘルパーが足りない。先生方の自閉症についての勉強が追い付いてないと感じる。校内に人を充実させて、先生の手が足りるようにして欲しい。ヘルパーを多めに学校に入れる。先生の質を上げる為の幅広い勉強、研修をしてもらいたい。
 - ・コロナ禍になって、保健室の利用の仕方が変わってきている。今までは保健室登校でOKだった子が、保健室登校禁止になったと聞く。5類になるのであれば、以前のように戻してほしい。
 - ・5年位前の話にはなるが、生活介護プラス短期ショートステイ入所ができる施設が少ないように感じる。

③今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か

- 市民及び地域の理解
 - ・住み慣れた地域で安心して自分の好きなものへの参加しやすい雰囲気づくりが大事だと思う。差別や偏見を感じる所では地域の方達へ認識を深めていただく取り組みは現在の計画の中にも書いてはあるが、まだ浸透していないと感じる。
 - ・地域に住む人達と気楽に挨拶ができる、障がいのある子供達がいて当たり前の地域づくり、日頃からの関係づくりが重要だと思う。それが、災害においてもその子の居場所、特徴を隣近所の

方々がお互いに分かる、頼れる関係になっていければ良いと思う。

・障害への理解が進んでいないのは、どうしていいかわからない市民も多くいるように思う。

○移動支援の充実

・子どもが市外の作業所に通っているのだが、親が途中まで送っている。本当は移動支援を使いたいのだが、市としてのメニューとしてあっても、対応する方がいないので移動支援を使った事がない。

・本土(愛知県)の事例では、学校帰りにプールに行きたいとの要望に、移動支援を使って学校からプールに送るといった事例もある。しかし、基本的に浦添市では家から学校、学校から家なので一人一人のニーズへの対応までには至っていない。

・うらちゃん号を復活させて欲しい。一般家庭はあまり利用しないと思うが、車を持ってない自閉さん達が使っている。

○居場所づくりの推進

・小学生までは放課後デイサービスや児童センターに行くので居場所があるが、中学校以降の居場所づくりが必要だと思う(あおぞらさんの1か所しかない。各地域に、一か所か、市のまん中の場所に一か所は必要ではないか)。

○スポーツや文化活動の推進

・どの子どもまずはスポーツ交流だったら、参加の入り口としてよいと思う。市役所をはじめ関係機関で協力しながら企画から広報、周知があると良いと思う(文化活動も同様)。

○情報の伝達について

・情報を分かりやすく伝えることが重要。

・役所側が情報を出したとしても、本人達が開く事もしないだろうし、年齢が進むにつれて厳しい状況もある。逆に若い人は、今はネット社会でもあるので、情報を収集しやすい面もあるが、情報過多になり不安が起きたりするので、情報をどう処理していくかも仲間が必要ではないか。

④各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて

・ヘルパーの不足(マッチングが上手くいかない場合もある)。

・昔に比べると、サービスも充実してきていると感じる。

・地域によっては、放課後等デイサービスが利用しにくい地域もあるのではないかと。また、土曜日にやっていない所が多い。土曜日に働いている方もいるので、土曜日やっていない事業所が多いと、親は困り、皆さん疲弊する。

・親が病気などになった時に頼るところがないと感じる。スピーディーな対応ができる仕組みづくりの充実をしてもらいたい。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者期待したい事柄や、当事者団体として支援できる取り組み)

○感染対策をしての外出や活動の継続

・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校が休みになって保護者に対応が委ねられた時に、知的障がいのある自閉の子はある程度活動しないと気持ちがおさまらない。このような事態が今後あった場合に適切な支援があって、子どもの運動的な活動に付き合える方(団体)がいれば良いと思う。

・団体としての活動自体ができなくなり、情報も錯綜する中、会員同士の連絡もままならないことがあったので、リモートなどにも対応できるような団体への支援をお願いしたい。

○緊急時の受け入れ先、対応

・障がいをもった子ども達がコロナに感染した時、県の条例で指定されているホテルに行けるとの話だったが、1人でホテルに置くことはできない。あったとしても利用しづらく当事者のレベル

によっては利用出来ないで、そのような緊急時の受け入れ先の確保はとても重要である。

- ・中には、障がいのある人ということでホテルの方が受け入れられないと断られることもあった。
- ・今後の教訓として、「情報提供の充実」と「確認の徹底」が重要だと感じた。行政にも受け入れ先のホテルにも確認をとるなどの連絡・相談フローがあると良いと思った。

⑥その他

○紙おむつの支援の拡充

・紙おむつの件について、肢体不自由のお子さんの場合は市からの補助があり利用できたが、自閉症のお子さんについてはなかったようなので、その辺も支援を拡充してもらいたい。

○当事者や親の会などの団体の情報の周知支援

・当事者団体の新規会員獲得の件にも関わるが、ホームページでも周知しているが、ホームページだと意識してアクセスしないと情報は得られない。特に自閉症の団体は小規模な団体がいくつもあり、自閉症だけに限らず、発達障がいもLDの会だったりと細かく分かれている。そういう団体がそれぞれで情報発信するのは難しいので、その辺の周知の支援をしてもらいたい。

・市の方で、例えば教育委員会関係であれば就学説明会など困っている親御さんが集まるような機会があるので、そこに当事者団体の情報発信の場の枠を開けていただいて、そこから当事者としての声を伝えられる事ができればと思っている。また、市役所の窓口などに団体の啓発チラシ等を置くような配慮をしていただければ助かる。

・発達障がいの当事者団体としては、発達障がいを抱えている人達にとっては合理的配慮をもらう事は大変助かるので、市内で行われている合理的配慮の事例をわかりやすくまとめて出してほしい。

○避難行動要支援者への対応の充実

・福祉避難所の充実。

・避難行動要支援者避難支援計画の個別計画について、対象者に話は伝わっているのか分からないので、周知を徹底してほしい。

・VRで自分の避難経路を見る事ができるということを取り入れてはどうか(発達障がいの方は自分でイメージするのが苦手な方が多いので、これを一度体験できる場所があるところにも安心して避難できると思う)。

○ピアサポートの充実

・当事者のピアサポートの場があるといいが、まだ作れていない。当事者同士で話をする事で気持ちが軽くなる事もあるので、公的な場で用意していただけるような場所があれば助かる。

・ピアサポートを担える人材の確保・養成も重要である。

○障がい児に対する早期対応の充実

・3歳児健診の時に子どもの発育、発達状況の遅れに気づく事があると思うのでお母さんの支援ができると思う。

・健診等で相談された方が市の担当課やピアラルうらそえなどの関係機関にスムーズにつながる仕組みの充実が必要だと思う。

○教育環境の充実

・ヘルパーさんへ夏休みの時の賃金保証によるヘルパーさんの確保が必要だと思う。どうしても2か月お休みになるのであれば、ヘルパーさんを学童に貸し出すなど、何か手立てを考えてもらいたい。

・発達障がいなどについて、学校の先生方に対して体験型の研修をやってほしい(鳥取県の井上先生が市と連携してやっているティーチャーズトレーニングという取り組みがあり、発達障がいの子どもに対応するという仕組みとして効果を上げている)。

・不登校の子に対して、オンラインを通して学校に参加できる仕組みを整えてほしい。学びを止めないためにも、もう少し柔軟に学校側が対応してもらいたい。

○残念だったこと

・障がい児の方はピアラルうらそえが設置され、早期発見、早期療育などが充実していることは嬉しい事であるが、障がい者(団体)においては、団体事務所も含めて厳しい状況にある(ピアラルうらそえに入れると期待していた)。

2. 相談事業所

①	相談支援事業所おりじん
②	相談支援事業所ゆんたく
③	ピアサポートセンターほると
④	生活支援センターあおぞら
⑤	基幹相談支援センターてだこの森

①この5年間で浦添市の障がい者(児)の取り組みが進んだこと、遅れていると感じていること

■取り組みが進んだこと

・事業所と市役所の連携はとれていると感じる。
・基幹相談支援センターの立ち上げにより4つの委託相談支援事業所の連携がとれて情報共有ができるようになった。
・自立支援協議会の住まい部会において居住サポート事業のためのワーキングを立ち上げ、利用促進につながった。
・居住については、レキオスとの連携が進んできている。
・サン・アビリティーズうらそえは交流の場としてうまく活用されている。
・相談支援体制、会議体が増えた。
・障がい領域の中での計画相談、委託相談、基幹相談というところの相談支援体制を作らないといけない。グループでの相談会を色々やってきて、自立支援協議会を中心に少しずつだが、連携体制が取れてきている。
・委託相談と基幹相談の連携した相談支援の取り組みも進められており、相談支援に関わるころはちょっとずつ進んできていると思う。
・子どもの発達の相談については、ピアラルうらそえができて、少しずつ課題に対する取り組みの動きも出てきている。

■取り組みが遅れていると感じていること

・市民の障がいを持っている方への理解や、地域との関わりを持つ機会が少ないと思う。
・物も人も資源は沢山あるが、当事者団体の育成は遅れているように感じ、市としてのサポートも少し弱い気がする。
・当事者や家族の方の色んな所への参加、社会参加支援については、これからの気がする。

■相談事業所としての状況

・自立生活援助事業、地域定着事業を開始したかったが、この2年間で進めるのが難しかった。
・宿泊体験事業の活用ができていない。
・困りごとのなかには障がい者分野と高齢者分野の両方に関わるケースもあるが、お互いの理解不足で連携できないことがある。
・自立支援を定着したかったが難しい。

②今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、どういった支援が必要か

○地域の理解や関係機関とのつながり・見守り

- ・地域の方からは障がいを持っていることだけで敬遠されていると感じることもあるので、その辺の理解が必要。
- ・対応の仕方や関わり方を知っていれば、問題等もなく見方も変わるのではないか。そういう働きかけを住民ではなく自治会長にやっていただく事で、その方を知ってもらう。ボランティア活動に入ってもらう事でもコミュニケーションの場にもなる。
- ・行政区の集まりに市役所の担当課も出向き、どのような方が地域に住むか説明したほうがいい。孤立防止にもつながる。
- ・自治会と計画相談員がつながることで当事者が地域で困りごとがあったときに対応しやすくなるかもしれない。
- ・高齢者分野での「見守り」はできていると思うが、障がいの分野では敬遠されがちな印象がある。障がいの特性により見守りのレベルが高齢者の方の見守りとは違う部分も出てくると思うが、自治会や関係者等が協力して地域での見守りが必要。

○居場所の充実

- ・自立度は高いが居場所を求めている方もおり、地域活動支援センターとは別にインフォーマルな居場所も含めた情報提供が必要。

○行政や関係機関などからの情報提供・周知の充実

- ・周知方法の工夫が必要。
- ・ボランティア活動等、繋がる為の案内、発信をしてもいいのではないか。
- ・就労に関しては、相談分野からの情報提供の発信も必要ではないかと感じる。

○包括的なサービスの必要性

- ・沖縄県ではどこもやっていないと思うが、重度の方の包括的なサービスがある。行動障害の重い自閉症の方などに対し、包括的に支援するサービスを整えていかないと重度の方の社会的参加は難しい(重度障がい者等包括支援 15 歳以上となっているので児のことを言っていると思う)。

○関係機関などの連携強化

- ・障がい者の社会参加を促すには、縦割りでそれぞれの制度のままでは難しいので、行政をはじめ関係機関と一緒に話し合う場がなければ時間がかかるし、止まってしまう。

○就労に関する取り組みの拡充

- ・就労については、市内の企業との調整の推進をはじめ、市として障がいの雇用を支える所をもう少し拡充してもらいたい。

○移動に関する支援

- ・うちちゃんミニの復活。市内線バスがあったが予算の関係でいったん止まっている。障がいのある方、高齢の方に非常に好評だった。それに乗れる知的障がい、精神障がいの方が利用することで、運転手やお客さんとの交流ができたので復活させてもらいたい。塾に毎回安心していけるとか。障がい者の社会参加には大きかったのではないか。

③各種障害福祉サービスなどや地域生活支援事業に関する質・量の不足や改善、未実施の障害福祉サービス等のニーズについて

○ヘルパーの充実

- ・グループホーム不足やヘルパー不足でサービスが利用できないことがある。
- ・ヘルパーとのマッチングがうまくいかない場合がある。

○制度やサービスに関する周知の充実

- ・制度を知らない方が多い。途中で障がい者になった方向けに、病院等で市役所での手続き方法等の情報提供があるといいかもしれない。

・相談支援事業所が定着までの動きの中で、国でやっている助成金、相談支援事業所でも定着支援を行うにあたってきちんと保障するという制度ができるかと思うので、このようなこれからの事業についての周知も情報提供があると良いと思う。

○不足している取り組みの充実

- ・浦添市では生活介護、グループホーム、ショートステイが圧倒的に少なく、そういう施設に繋げる時は市外になり、ほぼ使えていない状況が多い。
- ・軽度の知的障害がある単身世帯の方は、金銭関係のトラブルが多い。支援できる仕組みが必要。
- ・今あるサービスの充実も大事だが、「重度障がい者等包括支援」はサービスなので、必要があるサービスは進められるようにして欲しい。
- ・短期入所、行動援護、生活介護などの事業所が少ない。
- ・訪問入浴が高齢者では一般的だが、障害部分ではサービスとしてはなく、生活支援の事業の中で市町村で工夫をして行っているが、浦添市は行っていないので、訪問入浴のサービスは必要だと思う。

○サービスの質の均一化への取り組み

- ・障害福祉サービスのところで児童発達支援と放課後等デイサービス、障がい児通所支援の中での通所系の2つだが、浦添市としては事業者数としては充実しているが、多すぎて受け入れの状況がそれぞれ個々の事業所に任せられており、実際にそこでやられている療育内容についても事業所に任せられているので質の担保や点検などは行政の役割ではないかと思う。
- ・保育所等訪問支援は学校もそうだが、児童養護施設などのそういうところにも専門性の担保として求められている。
- ・地域支援生活事業の中に発達障がい児者家族等支援事業があり、家族支援に当たっての事業で現行の計画の中に数値目標もあるが、現在浦添市では実施がゼロなので、実施に向けて積極的に考えていく必要があると思う(ニーズもある)。
- ・地域生活支援促進事業の中に「家庭教育福祉連携推進事業(コーディネーターを置いてその連携推進にあたっての色々な調整、研修、協議の場を作っていく)」があるが、現行の計画には入っていない。教育現場としても福祉との連携を課題として感じているところもあると思うので、取り組みの推進が必要ではないか。

④新型コロナウイルス感染症への対応・期待したい取り組み(障がい者への支援のあり方として市や事業者期待したい事柄)

○情報共有や会議、申請などに関する対応の充実・環境整備など

- ・在宅ワークの事業所が増えたことで仕事がしやすくなった方がいる一方で、外出する機会も減っている。
- ・会議が出来なかった場面も見られたのでネット環境の整備がされたい。
- ・事業所の中には今も電話での対応を望むところもあるが、感染対策をした上で出来れば直接出向いて関わられる体制は作って欲しいと期待している。
- ・行政については、コロナ禍においても申請などの際には直接窓口に出向かなければならなかったもので、出来れば郵送でも良いなど柔軟な対応をしてもらいたい。

○緊急時の対応の充実

- ・障がい児の保護者が感染した時にショートステイ等を利用する障がい児が一時的に増えると対応できなくなると思うので、緊急時の受け入れ先などの拡充は必要だと思う。
- ・緊急事態に対応できる市としてのヘルパーの維持、確保が必要だとコロナ禍で感じた。
- ・障害福祉サービスの途絶するような場合においても、早急に解決するか、復旧させるかということの手順を行政が持っていないといけないと感じた(施設ごとに判断していたら自分達で毎回状況変わってしまう)。

- ・災害時の福祉避難所の充実(避難所の拡充、指定された避難所として機能させるための訓練、備蓄がきちんとできるような環境整備など)

⑤「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について

○関係機関などの情報や事例共有・検討の場の充実

- ・自立支援協議会の「住まい部会」で1年ほど課題抽出や問題整理を行った。
- ・福祉分野が連携しないと解決できない問題がある。市役所内での情報共有も必要だと思う。
- ・2年前から中学校区で事例を共有することで進んできている。
- ・放課後等デイサービスでの問題を相談支援専門員に伝えるが、学校の先生と一緒に解決することがない。

○住まいについて

- ・住まいの確保が課題であり、居住支援協議会の立ち上げが必要ではないかと思う。
- ・トラブルを起こして出ていかなければならない事例もある。
- ・地域移行をせっかく使っても結局、地域に戻らず、グループホームに退院する人が結構多いので、色んな選択肢ができると良い。
- ・不動産の方との関係作りは勉強会もしたので、居住支援法人を増やす等の流れができると良い。

○地域資源の有効活用・連携強化

- ・浦添市は、相談に乗る窓口、関わる人、CSWもきちんとしている。しかし、それらが個別で活動しているイメージで繋がっていないと感じる。
- ・地域の資源を活用するには、市にある資源の中身を知ってもらうことが重要なので、関係機関や窓口の周知の徹底が必要(中身を知らないと利用もしない)。

⑥その他(要望など)

○今回の計画での取り組み記載の提案

- ・医療的ケア児の部分で、現行の計画の中に入っていない。居場所、社会参加でいうと一般施策の中での受け入れ推進を明記してもらいたい。これについては行政の方も今すぐは難しいとしている。でも、法的には定められ、努力義務ではなく、実施が義務付けられているので早急にやっっていけないといけない。改訂版なので新規の項目追加はできないと言われた。でも、法律で定められているので、はっきりと示して明記してもらいたい。
- ・不登校の対策のことが現計画には何も入っていないが、子ども青少年課と関わっている子ども達の約9割が発達性課題がありそうな子達なので、不登校対策と特別支援教育、発達支援との連携の強化が必要だと思う。
- ・受刑者や罪を犯した方の社会復帰に対して、障がいを持った方への支援は福祉的な支援が必要であるので、再犯防止計画に基づいて、障がいを持っている方の住まいの問題、就労の問題、生活支援について、元受刑者であったりする方の支援についても取り組む必要があるのではないか。

○情報提供・周知の推進

- ・高齢分野に比べて障害分野の相談窓口などの認知度が低く、周知が必要。
- ・現行計画では「早期から健やかな成長を継続して支援する体制作り」という目標 2 の所になるが、母子保健も学校教育の所も療育相談やわんぱく相談などが並んでいるが、実際の相談窓口がはっきりしておらず、わかりにくいと感じるので、相談窓口の明確化と周知の徹底が必要だと思う。また、相談を受けるところの記載も計画に入れたほうが良いと思う。

○事業所への支援の充実

- ・1人しかいない事業所へ市がサポートしてほしい。

○新たな仕組みづくり

- ・制度以外の所で使いやすいものがあればとの声をよく聞く。
- ・制度上のものは利用しづらいから狭間、インフォーマルなものなのか、障がいの枠ではなく、重層的な取り組みの中で位置付けられたらいいと思う。

○教育に関する取り組みの充実

- ・令和6年度からの児童発達支援センターの役割は、コンサルテーション、後方支援が明確に位置付けられることになっているので、巡回支援専門員整備事業の中で施設支援ということを考えていけないといけないと思う。
- ・教育に関して、浦添市は特別支援学級の子どもの数が多い。特別支援学級は多いのだが、通級指導教室は少なく、言語通級指導教室と発達障がい対象の通級指導教室は市内に1学級ずつしかないのも、その辺の拡充をしたほうが良いのではないかと。

○義務教育終了後の支援の充実

- ・義務教育を終えた後の相談はバラバラの状況があるので、1か所だけではなく、皆で考える場がないといけないのではないかと。
- ・18歳になるまでは、障がい者の福祉サービスも使えない状況があったりしたので、その辺の取り組みの充実化が必要だと思う。

3. 就労系事業所

①	Ange
②	障がい者 IT サポートおきなわ
③	就労サポートセンターそら
④	就労プラザわく・わく
⑤	社会就労センターわかたけ

①この5年間で浦添市の障がい者(児)の取り組みが進んだこと、遅れていると感じていること

■取り組みが進んだこと

- ・新型コロナウイルス感染症がまん延した時期の連携や対応。
- ・障がい者(児)の見守りのため、預かる場所の時間が延長されたこと。

■取り組みが遅れていると感じていること

- ・移動支援の充実。
- ・様々な手続きの電子化(スマホなどの読み込みで申請や1つの課で申請が済むような仕組みなど)。
- ・16時以降の障がい児を預ける場所が少ない。
- ・「重層的支援体制整備事業」の体制に向けた検討や体制づくりについて、現場レベルで実感できておらず、周知も不十分に感じる。
- ・障害福祉サービスの仕組みが分かりやすくなるような、パンフレット等を活用した周知の推進(児童から障害福祉サービスにうつる年代の家族で受給までの流れが分からないという話も聞く)。

②就労支援系事業所連絡会があることの効果・今後の展開等

- ・連絡会があることで、コロナ禍での事業所同士の助け合いができた(仕事の共同受注、寄付のあった消毒液の分配、情報交換など)。
- ・コロナ禍以降、活動自体が緩やかになってきているが、横のつながりを活かした利用者への支援の質の向上につながる取り組みをするためにも必要性を感じている。
- ・今後も、連絡会の存続には、行政の協力が不可欠である。

③今後、障がい者の社会参加の拡充を図っていくために、こういった支援が必要か

- ・社会の適切な理解。
- ・移動支援の充実。
- ・障がい者の認知や理解を得るには、当事者などが発信できる場をつくることも重要。
- ・障がい者への理解の周知の方法として、市役所のテレビモニターで事業所の案内等の実施。
- ・優先調達推進法が上手く活用されていないと感じる。
- ・祭りなどの地域行事への積極的な参加などを推進。
- ・地域の方々の交流機会や場の拡充。

④就労支援に関するサービスの質・量の不足や改善のニーズについて

- ・大平特別支援学校PTAの方々が毎年事業所説明会を開催しており、卒業後の通所先の選択の一端を担ってくれているが、行政も含めての発信への協力をしてもらいたい。
- ・就労定着支援事業において、人材の確保が難しく、事業者が増えないという課題がある。
- ・就労系サービスを利用するにあたり、直接B型が使えないという仕組みの中で、現在浦添市では夏休み期間を利用して就労移行の暫定支給を決定し、就労アセスメントを実施していると思うが、同じ期間に就労アセスメントが集中し、事業所の対応が困難な状況もあることから、期間の拡充を行うなどの対応をしないと厳しい。
- ・一般就労した場合においても、職場でサポートしてくれる人がいると良い(ジョブコーチが毎日終日一緒にいれるわけではないため)。
- ・65歳以上の方に対する柔軟な対応。

⑤「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について

- ・自立支援協議会の部会において、協議を進めていくことが重要だと思う。
- ・社会福祉協議会をはじめ、関係機関などでの早めにアプローチができるネットワークづくりが重要だと思う。
- ・「医療」「住まい」「就労」「生活支援」など、どこが中心になって動くのかというのが分かりづらいので、そこら辺を明確にして、関係機関がつながる仕組みづくりが重要だと思う。
- ・病院に通っている人は、サービスにつなげやすいが、ひきこもりの人はそこら辺の対応が難しいので、サービスにつなげやすい仕組みづくりが必要だと思う。

⑥重層的支援体制の構築に向けた考え方について

- ・他機関との連携が必要な利用者に関して、どこが中心になり取りまとめを行うのかをはっきりとさせる必要があると思う。
- ・各機関で支援に必要な情報の開示がスムーズにできるような体制が必要だと思う。
- ・支援が必要な方の行政手続きがより円滑にできるような体制づくり(各課たらい回しが無いよう)。
- ・生まれてから、節目節目の年代でのサービスの移行の際の相談の充実。
- ・気軽に相談できる仕組みづくり。
- ・相談先やサービスなどの情報提供・周知の充実。

⑦その他(要望など)

- ・市のホームページが以前よりも分かりづらい(情報が探しにくい、いわき市のホームページなどを参考にしては)。
- ・サン・アビリティーズうらそえ以外にも運動ができる場所があれば良い(公園や体育施設)。
- ・福祉サービス事業所を探している方の多くが送迎を希望しているが、事業所としては人員不足もあり、ニーズに十分に対応しきれていない状況もある。

- ・ただし、一般就労を目指す利用者に関しては、移動も含めた自立が必要になると思うので、学校や訓練期間で自立に向けた訓練ができるように行政からも働きかける必要があると思う。また、ヘルパーを利用しての「送迎ではない通勤支援」の拡充が出来ればよいと思う。
- ・企業とのタイアップによる「居場所づくり」に取り組んではどうか。
- ・サービスの量(ヘルパーさんの時間)の充実も必要ではあるが、自立支援に向けた取組みをより充実させた方がよいと思う。
- ・障がい者(児)の支援に関連する市役所の各課(生活保護担当課も)の横の連携の充実が必要だと思う。

4. 浦添市社会福祉協議会

<現計画の課題及び次期計画への要望>

○教育と福祉の連携について

- ・教育と福祉の連携会議や既存の教育機関会議への福祉事業所の参加。
- ・教育と福祉に関わる心理士による連携会議の実施。

○障がい者就労について

- ・各種障害特性に合わせた就労カリキュラムの検討。
- ・障害者就労定着支援とキャリアアップについて。

○福祉避難所の運営

- ・大規模災害時には、公助・共助・自助の考え方が必須であり、それぞれの役割の明確化と大規模災害を想定した訓練の実施。

○災害時の要援護者支援体制

- ・自主防災組織の実施と一体的に進めなければ絵にかいた餅になる。障がい者だけのことを考えるということだけでなく、地域の防災意識、防災体制をどのように高めて整備していくか、また地域の組織化をどのようにしていくのか具体的な内容があると良い。

○地域生活支援について

- ・発達障がい児及び家族支援の促進のためペアレントトレーニング・ペアレントプログラムの実施。

- ・ひきこもり支援として、ピアサポーターの育成や体制の実施。

○サービス等利用計画・障害児相談支援援助の質の向上

- ⇒現状は、相談事業所が少なく策定までにかかなりの時間を要しているため、事業所確保と相談員の質の向上は今後の課題だと思われる。

○発達障がい児(者)の相談窓口の充実

- ⇒①相談窓口の明確化

- ②ショートステイをさせることで家族へのレスパイト支援

○移動支援事業の充実

- ⇒重度障がい児を抱えながらも現サービスでは狭間のため、移動手段のない(車両が無い)保護者にとっては困難。重度の障がい抱える方が利用しやすいようなサービスを検討してほしい。

○日中一時支援の推進

- ⇒放課後等デイサービスの数が少なく、希望の事業所に入ることが難しく、入れたとしても他放デイと併用利用しなければならない状況で子どもに負担がかかっている。

長期休暇中のサービス提供時間と保護者のニーズが合わず、保護者が就労先と調整をしながら何とか乗り切っている状況は日中一時でカバーしていくと思われるが、そもそも日中一時を行っている事業所が少ない。具体的な推進方法を記載 例えば数値など・

○障がい児を養育する家庭への支援の実施

⇒受給者証を保持している子の保護者にファミリーサポート利用の無料券の周知と充実。

○児童発達支援センターの設置

⇒①具体的な明記は必要になると思われるが相談支援体制(利用児の相談・地域相談)の充実

②保護者支援の充実

○虐待防止に向けた相談・支援体制の確立

⇒虐待防止に向けた研修会の開催と啓発(事業者向け・保護者向けの研修開催)。

○保育所等訪問支援の実施促進

⇒①保育所等訪問支援事業所の拡充と専門職の質の向上

②学校等への周知と啓発

③保育所等訪問支援と併せて、巡回支援専門員整備事業に向けた取り組みについての体制が必要かと思われる。

○発達保育の推進

⇒①発達支援を必要とする子が保育等にスムーズに受け入れてもらえる体制の確保

②発達支援待機児童に対して、柔軟な受け入れが可能な委託デイの確保

○療育相談・指導の充実

⇒療育相談・療育指導の充実に文言の修正希望

○教育についての重点施策への反映

・学校における障がいのある人への理解を深める教育の充実。

・教育と福祉の連携促進に関する記載。

・医療的ケア児等、重度障がい児の地域での受け入れ推進。

○相談支援体制についての記載

・家族への相談支援の明記。

・グループホームやショートステイの充実。

○新たな支援ニーズについての記載

・強度行動障害を有する障がい者の支援。

・医療的ケア児等への支援。

・難病患者への支援。

・触法障がい者に対する支援。

○障害児支援についての記載

・こども家庭支援センターとの連携についての記載。

・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制についての記載。

⇒ピアラルうらそえの各事業との緊密な連携もしくは一体的な支援体制の構築の記載。

・発達障がい児(者)の相談窓口についての記載。

⇒障害が明確となる前の段階からの相談窓口の明確化および周知。

○相談支援事業の推進

・重層的支援体制整備事業は、障がい者を含む世帯全体の複雑化複合化した課題に対応するために取り組む事業。ゆえに、市内だけにとどまらず、貧困、高齢、障がい等の現場レベルでの協議や、ビジョンの設定に向けた検討が必要。浦添市の強みである、中学校圏域での連携体制を生かした事業であるためぜひ実施することが望ましい。上記取り組みを実施すること、実施時期について次期計画で明言することが必要。

○サービス等利用計画の質の向上

・計画作成の質の向上のためには、アセスメントの実施が不可欠。アセスメントシートを活用したアセスメントの実施を市の取り組みにしてはどうか。

○発達障害児者の相談窓口の充実

・市民に提示できる窓口の整備が必要。ワンストップでどこの窓口でも対応できることが将来的

には望ましいが、そうした窓口を支援するためにも、できればピアラルで市民に向けた窓口設置を希望したい。そのためにはマンパワー(予算)の確保も必要。

○地域生活支援拠点等

・相談フローチャートは作成したが、その受け皿の整備(緊急一時、体験利用)が未達成。各支援機関に協力してもらい、市民が困らないような体制を整備することがこの事業の肝。今後は受け皿の整備に取り組むことを計画で明言する必要がある。

○児童発達支援センターの設置

・設置については達成できている。センターに市の何をお願いするか具体的にすることが必要。基本的には地域相談、地域支援の提供とその体制整備となると思う。実施の方法については、面的整備も含めて検討するというにすると、へいあん・社協の共同企業体での実施というメリットが出てくると考える。

○成年後見制度利用支援事業の促進

・市民が必要時に相談できるための専門窓口、窓口を中心としたネットワーク形成(協議会の運営)等がなにより大切だと思う。

○市営住宅・県営住宅建て替え時におけるグループホームの確保

・建て替え時に検討ということでなく、住宅確保困難者の住まい確保ということで、公営住宅を含む住まいの検討を定例で開始してほしい。

・早期から健やかな成長を継続して支援する体制づくり。

○集団生活への適応支援

・保育所等訪問だけでなく、巡回支援専門員整備事業、療育等支援事業(県)等、アウトリーチの支援を一体的に整備し、必要に応じて選べる体制があることが必要だと思う。

○第5次プランへの記載

・「(1)権利擁護のしくみの充実」の中に「生活保護受給者で金銭管理が困難な方の支援を行います。」との内容の追加。

<理由>

生活保護受給者の方の金銭管理については、担当ワーカーが助言、指導をすることが基本であり、担当者の方は尽力なさっていますが、対象者の人数が多く、また複数の課題を抱えていることもあり、日常生活自立支援事業の紹介をいただくことがあります。

現在、日常生活自立支援事業の利用者 31 人のうち、生活保護受給者は 14 人です。今後、ますます高齢化が進む中、金銭管理の必要性が増大されることが予測されます。新たな支援の窓口が増えることが望まれます。

・上記と同様に「(1)権利擁護のしくみの充実」の中に「身寄りのない方も安心して居住先が得られ、必要なサービスを受けられるように支援します。」及び「成年後見制度が必要な方が利用できるように体制を整えます。」の内容の追加。

<理由>

病院からの相談で、身寄りのない方が施設を利用する必要が生じた際に、身元保証人を求められるとの経緯から日常生活自立支援事業の相談を受けることがあります。しかし、この事業においては身元保証人となることは業務の対象外となっております。今後、ますます身寄りのない方の支援が必要となってくると考えられます。

○第5次プランの評価・進捗管理についての記載

・計画の評価についてアウトカム指標を示してはどうか。

・計画の進捗管理について庁内会議。

5 計画策定の経緯等

■策定の経緯

開催日	会議内容等	
令和5年 3月29日	令和4年度第1回浦添市福祉保健推進協議会	・諮問 ・プラン策定の進め方など
7月5日	浦添市障害者自立支援協議会 第1回全体会	・プラン策定の進め方など
8月15日	第1回作業部会、検討委員会合同会議	・プラン策定の進め方など
8月24日	第1回専門部会	・アンケート調査結果の報告 ・現計画の評価
8月25日	第1回手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	
9月26日	第2回作業部会	・計画課題
10月6日	第2回検討委員会	・基本理念及び基本目標等 ・施策の検討
10月13日	第2回専門部会	
10月20日	浦添市障害者自立支援協議会 第2回全体会	・計画課題 ・第5次プランの施策に関する意見聴取
10月30日	第2回手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	・計画課題 ・基本理念及び基本目標等 ・施策の検討
11月15日	第3回作業部会、検討委員会合同会議	・施策の検討 ・障害福祉サービスの確保方策
11月20日	令和5年度第1回浦添市福祉保健推進本部	・第5次プラン策定について説明
11月21日	第3回専門部会	・施策の検討 ・障害福祉サービスの確保方策
令和6年 1月25日	第4回専門部会	・第5次プランの全体確認
1月30日	第3回手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	
1月31日	浦添市障害者自立支援協議会 第3回全体会	
2月1日～ 2月13日	パブリックコメントの実施	
2月19日	第5回専門部会	・第5次プランの最終確認
3月11日	令和5年度第3回浦添市福祉保健推進本部	・第5次プラン(案)の報告
3月12日	令和5年度第4回浦添市福祉保健推進協議会	・第5次プランの全体確認 ・市長へ答申

※第1回から第3回浦添市福祉保健推進協議会は別の議題で開催

※第2回浦添市福祉保健推進本部は別の議題で開催

○浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

改正 平成7年10月27日規則第26号
平成9年3月31日規則第12号
平成11年4月1日規則第21号
平成18年9月1日規則第30号
平成22年3月26日規則第1号
平成25年3月29日規則第25号
平成30年3月8日規則第7号
令和元年9月19日規則第8号
令和2年8月20日規則第50号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

2 協議会は、福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(令元規則8・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(令元規則8・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。

3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令2規則50・追加)

(専門部会)

第8条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(令2規則50・旧第7条繰下・一部改正)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平30規則7・一部改正、令2規則50・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(令2規則50・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則（昭和57年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成7年10月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月19日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月20日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

■浦添市福祉保健推進協議会 委員名簿

任期:令和4年6月24日～令和6年6月23日

No.	氏名	役職等	備考
1	上地 武昭	おきなわ地域福祉研究会 会長	会長
2	新垣 和歌子	浦添市民生委員児童委員連絡協議会 会長	副会長
3	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	
4	安里 真弥	浦添市自治会長会 副会長(内間自治会長)	
5	与那覇 涼	うらそえ介護福祉士会 会長	
6	儀間 優紀 肥谷 菊乃※	浦添市地域包括支援センター「さっとん」管理者	
7	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	
8	牧志 正人	一般社団法人浦添市身体障がい者福祉協会 会長	
9	村田 涼子	社会福祉法人若竹福祉会 理事長	
10	比嘉 真也	社会医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長	
11	稲垣 暁	災害ソーシャルワーカー	
12	上原 毅 新川 みき※	浦添市学校保健会 会長	
13	大濱 篤	一般社団法人浦添市医師会 理事	
14	崎濱 秀海※	公益社団法人南部地区歯科医師会 浦添班長	
15	比嘉 隼人	浦添市青年連合会 事務局長	
16	仲座 スガ子	浦添市子ども会育成連絡協議会	
17	宮里 ジュン	浦添市立経塚児童センター 館長	
	宮平 玲那※	浦添市立森の子児童センター 館長	
18	森田 牧子 又吉 りつ子※	社会福祉法人浦添市社会福祉協議会 常務理事	
19	鈴木 伸章	浦添市ボランティア連絡協議会 会長	
20	瀬戸 建	浦添商工会議所 総務課 課長	
	渡名喜 守聖※	浦添商工会議所 専務理事	
21	西銘 生弘	中部南保護区保護司会浦添市支部 保護司	

※団体の役職・役員変更等に伴う委員の変更

■浦添市福祉保健推進協議会 障がい者プラン策定専門部会 委員名簿

No.	氏名	役職等	備考
1	島村 聡	沖縄大学 人文学部福祉文化学科 教授	部会長
2	仲地 亜子	浦添市障がい児(者)基幹相談センター てだこの森 所長	副部会長
3	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会 会長	
4	村田 涼子	社会福祉法人 若竹福社会 理事長	
5	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会 会長	
6	砂川 朗之	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会 地域福祉課	
7	大城 照太	浦添市障がい者就労支援系事業所連絡会 ジョブネットてだこ18	
8	勝連 啓介	社会医療法人 へいあん 発達相談クリニック そえ～る院長	

○浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会規則

平成29年3月8日

規則第12号

改正 平成30年3月8日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例(平成28年条例第25号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選定する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに在任しないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、協議会の構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉健康部障がい福祉課において処理する。

(平30規則7・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月8日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

■浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会 委員名簿

No.	氏名	役職等	備考	
1	牧志 正人	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会聴覚部	当事者	会長
2	比嘉 信子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会視覚部	//	
3	本田 一郎	元沖縄県聴覚障害者情報センター施設長	//	
4	根間 洋治	元NPO法人 美ら島聞こえ支援協会 副理事長	//	副会長
5	長嶺 峰子	浦添市登録手話通訳者	手話通訳者	
6	宇栄原 美奈子	浦添市登録手話通訳者	//	
7	新里 武太	要約筆記サークル いろは	要約筆記者	
8	前津 成子	音訳ボランティアグループ つわぶき	音訳者	
9	新垣 宏美	点訳サークル ホルトの会	点字通訳者	
10	真謝 孝	元沖縄ろう学校校長／	学識経験者	
		元沖縄県聴覚障害者情報センター施設長		
11	砂川 朗之	社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会	その他 関係団体	
		地域福祉課 地域福祉推進係		
12	宮城 順子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会副会長	//	
13	中本 悦子	一般社団法人 浦添市身体障がい者福祉協会	//	
		(ピアサポートセンターほると)		

第5次てだこ障がい者（児）プラン検討委員会設置要綱

（令和5年7月24日 市長決裁）

（設置）

第1条 第5次てだこ障がい者（児）プラン（第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画）策定に必要な検討を行うため、第5次てだこ障がい者（児）プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）にその結果を報告する。

- （1）障害者計画に関すること。
- （2）障害福祉計画に関すること。
- （3）障害児福祉計画に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか計画策定に必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 3 前項の規定により難いときは、委員長に命ぜられた者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

（書面による審議）

第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書および参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面で意見を聴き、前条の会議に代えることができる。

（作業部会）

第7条 委員会に、第5次てだこ障がい者（児）プラン作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第8条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

■第5次てだこ障がい者(児)プラン検討委員会、作業部会 委員名簿

検討委員会 委員名簿

No.	氏名	所属	役職等
1	宮城 智枝子	福祉健康部	部長(委員長)
2	久保田 道代	〃	福祉総務課長(副委員長)
3	喜舎場 三弘	〃	福祉総務課主幹
4	栗國 綱志	〃	障がい福祉課長
5	宮城 高光	〃	いきいき高齢支援課長
6	知念 亜希子	〃	いきいき高齢支援課主幹
7	福原 雅史	〃	健康づくり課長
8	比嘉 寿樹	こども未来部	こども未来課長
9	盛本 克枝	〃	こども未来課主幹
10	新里 優子	〃	こども家庭課長
11	眞境名 究武	〃	こども家庭課主幹
12	嵩原 尚紀	総務部	防災危機管理課長
13	小林 晋作	企画部	国際交流課長
14	仲地 政直	市民部	市民生活課長
15	富山 美那子	〃	市民協働・男女共同参画課長
16	仲里 哲	市民部経済文化局	産業振興課長
17	諸喜田 司	〃	文化スポーツ振興課長
18	嘉手納 喜幸	都市建設部	都市計画課長
19	砂川 伸	〃	建築指導課長
20	山城 学	〃	建築営繕課長
21	慶田 朗	教育部	文化財課長
22	川上 あけみ	〃	社会教育推進課長
23	手登根 広幸	指導部	学校教育課指導監
24	砂川 恭成	消防本部	消防総務課長

作業部会 委員名簿

No.	氏名	所属		役職等	備考
1	松田 香	福祉健康部	福祉総務課	管理係長	
2	高嶺 朝洋	〃	福祉総務課	管理係主査 (重層事業担当)	
3	與那城 政也	〃	障がい福祉課	障がい福祉係長	部会長
4	河野 祐哉	〃	障がい福祉課	支援給付係長	副部会長
5	宮島 尋	〃	障がい福祉課	支援給付係主任 (社会福祉士)	
6	平良 昌代	〃	いきいき高齢支援課	介護給付係長	
7	玉那覇 智子	〃	いきいき高齢支援課	予防支援係長	
8	前城 未来	〃	いきいき高齢支援課	在宅支援係長	
9	金城 美奈子	〃	いきいき高齢支援課	在宅支援係主査	
10	上間 泉	〃	いきいき高齢支援課	高齢福祉係長	
11	伊禮 輝	〃	健康づくり課	予防係長	
12	松原 朝子	こども未来部	こども未来課	教育保育係主査	
13	谷成 加代子	〃	こども家庭課	母子父子係長	
14	米須 清隆	〃	こども家庭課	母子保健係長	
15	島 幸市	総務部	防災危機管理課	防災危機管理係長	
16	喜名 孝	企画部	国際交流課	広報広聴係長	
17	眞境名 利恵	市民部	市民生活課	市民生活係長	
18	大城 祐子	〃	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長	
19	金城 紅子	市民部経済文化局	産業振興課	雇用創生係長	
20	渡慶次 司	〃	文化スポーツ振興課	文化振興係長	
21	親富祖 弘也	〃	文化スポーツ振興課	スポーツ振興係長	
22	仲里 善文	都市建設部	都市計画課	都市交通企画係長	
23	知花 竹彦	〃	建築指導課	審査係技査	
24	大城 郷	〃	建築営繕課	計画工事係長	
25	岡本 亜紀	教育部	文化財課	美術館係長	
26	田場 尚子	〃	社会教育推進課	社会教育協働係長	
27	玉城 正也	指導部	学校教育課	指導係長	
28	根間 一英	消防本部	消防総務課	総務係長	

6 用語解説

あ行

アクセシビリティ

- ・建物・製品・ソフトウェアなどが、年齢や能力などに関係なく、どの程度利用可能であることを表す概念のこと。特に、障がい者や高齢者にとって、どの程度利用可能であることを表す意味で用いられている。

医療的ケア児

- ・人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。近年の新生児医療の発達により、医療的ケアを必要とする子どもの数は増加傾向にある。

インクルーシブ

- ・インクルーシブ(inclusive)とは、「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」という意味。障がい者だからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけでなく、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような「共生社会」を目指そうというもの。その基となった障害者権利条約では、障害者の「自ら選択する自由」が強調されている。

ウェブアクセシビリティ

- ・Webを利用する全ての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

浦添市福祉のまちづくり条例

- ・高齢者、障がい者、子育て世代等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、保証される地域社会の実現を目指すため、令和2年6月26日に成立し、同年10月1日から施行された。(市HPより)

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)

- ・全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対応な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して制定された条例。平成26年4月1日より施行。

沖縄県福祉のまちづくり条例

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、県民の福祉の増進に資することを目的とし、平成9年に制定。条例施行後の少子高齢化の進展やバリアフリーに関する法令等の整備などを踏まえて、平成17年10月に条例の一部を改正し、平成18年3月に条例施行規則の一部を改正するなど、その時々々の社会情勢の変化にも柔軟に対応している。バリアフリーに関する新たな法律(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行されたことから、条例施行規則のうち、道路、公園等、公共交通機関の施設、路外駐車場に関する基準の見直しを進めてきている。(県HPより)

か行

学童クラブ

- ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童について、放課後適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成をはかるところ。

基幹相談支援センター

- ・地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。自ら、障がい者等の相談、情報提供、助言を行う場合もあるが、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

きこえのサポーター

- ・「聞こえにくい」「聞こえない」ことにより日常生活を送る上で感じる“生活のしにくさ”などについて理解し、筆談を活用して「聞く」「伝える」ことへの配慮やサポートを行うボランティア。

共生型サービス

- ・高齢者や障がい者が共にサービスを利用できるよう、介護保険、障害福祉それぞれにサービスを位置付けたもの。同一の事業所で、一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取り組み。

グループホーム

- ・障がいのある人が地域で共同生活を営む住居のこと。地域社会の中にある住宅(アパート・マンション・一戸建て等)で、同居あるいは近隣に居住する専任の世話人が、食事の提供、相談、金銭管理など日常生活における援助・指導を行う。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

- ・平成17年7月に国土交通省が策定したユニバーサルデザイン政策大綱の考え方を踏まえ、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合拡充し、より総合的、一体的な法制度を構築したもの。高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するための措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的としている。令和2年5月20日にバリアフリー法の一部を改正する法律が公布され、令和3年4月1日より施行される。

コーディネート

- ・仕事の流れを円滑にするための調整のこと。障がい者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の関係者、施設、ボランティア団体、その他の関係団体との調整を通じて、適切なサービスを利用できるようにすること。

コミュニティソーシャルワーク事業／コミュニティ・ソーシャルワーカー

- ・支援を必要とする地域住民に対して、地域や人とのつながりなど個々の生活環境を踏まえ必要な支援を見極め、地域の資源(福祉サービス事業所、地域活動団体、ボランティア等)を活用し、総合的に支援を行う事業。その事業に携わる専門職をコミュニティ・ソーシャルワーカーという。コミュニティ・ソーシャルワーカーは、各個人の状況に応じた支援方法を検討し、関係機関との連携等により支援を行うとともに、地域支援のネットワークづくり等を行う役割を担っている。

コミュニティづくり推進委員会

- ・地域のさまざまな団体によって構成され、地域で必要とされる支え合い活動に組織的に取り組んだり、地域の福祉に関する意識づくりを進めたりする活動を行う。

さ行

重層的支援体制整備事業

- ・令和3年4月1日より施行される改正社会福祉法第106条第4項に基づき、支援対象者の年齢や属性を問わない包括的な支援体制を市町村が実施できるようにする任意事業。

手話言語条例(浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例)

- ・手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進をはかり、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備をはかり、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

手話奉仕員

- ・聴覚障害者や音声または言語機能障害者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。

障害者基本法

- ・障害者基本法は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」が、平成5年に大幅に改正されたもので、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための法律として名称も改められたものである。さらに、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害を理由とする差別禁止」の理念が明示された。また、平成23年8月に施行された改正法では、「障害」の範囲に発達障害や難病等に起因する障害が含まれることなどが明確化された。

障害者雇用支援月間

- ・障がい者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障がい者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めることを目的に、9月を障害者雇用促進月間と定める。

障害者総合支援法

- ・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律のこと。障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行された。

障害者週間

- ・国民に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者就業・生活支援センター

- ・職業生活における自立をはかるため、就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をはかりつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援をおこなう組織。

障がい者福祉のしおり

- ・障がいのある人等が利用できる各種サービス、制度などの内容をまとめた冊子。浦添市福祉事務所作成。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

- ・差別解消措置や差別解消支援措置などを通じて差別の解消を推進しようとする法律であり、それによって共生社会の実現に役立つことを目的にしている。

第1条において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的にする」と定められている。

平成25年6月26日に公布され、一部を除き平成28年4月1日に施行。

しよくおや

職親制度

- ・障がい者が協力事業所(職親)に通い、障害や病気等のために低下している仕事に対する集中力や持久力、職場の同僚や上司との人間関係、職場でのストレスに耐える力や解消の仕方など、作業を通して取り戻し、社会的自立の促進、社会復帰をはかることを目的とする。職親については知的障害福祉法第16条第3項に基づき、市町村が認めるものをいう。

職場適応援助者(ジョブコーチ)

- ・就労を希望する障がい者と一緒に職場に行き、共に作業したり、障がい者が職場で働きやすいように援助を行ったりする専門職。障がい者への支援だけでなく、事業主や従業員に対しても職務・職場環境の改善を助言・提案し、障がい者の職場定着をはかることを目的とする。

自立支援協議会

- ・地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関し中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。浦添市では平成20年7月に設立されており、より専門的な内容を協議するため各専門部会を設けている。

成年後見制度

- ・障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消したりすることにより、これらの人を不利益から守る制度。

相談支援専門員

- ・障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。(独立行政法人福祉医療機構HPより)

た行

地域活動支援センター

- ・創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場。

地域包括ケアシステム

- ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

特別支援学級

- ・小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。平成19年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されるまでは「特殊学級」という名称。

特別支援学校

- ・現在の盲・聾(ろう)・養護学校の障害種ごとの区分をなくし特別支援学校とし、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う。

特別支援教育

- ・特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

- ・校務として位置づけ、全ての小中学校や特別支援学校に置いて、校内の関係者や外部の関係機関との連携調査、保護者からの相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営等を担う。

トライアル雇用

- ・ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が短期間(原則3ヶ月)雇用し、その間に事業主と対象労働者とで、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りをはかる制度。

な行

難病

- ・厚生労働省が指定した特定疾患の通称。同省の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

ニーズ

- ・要求、必要、需要。

日常生活自立支援事業

- ・知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護することを目的とする事業。

日常生活用具

- ・身体障がい者(児)が日常生活を送る上で障害による負担を軽減するための用具。

ノーマライゼーション

- ・障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)の姿であるという考え方。

は行

発達障害、発達障害者(児)

- ・生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。発達障害者支援法第2条では、「この法律において『発達障がい』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義している。また、同第2項では「この法律において『発達障害者』とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、『発達障害児』とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」と定めている。

発達障害者支援法

- ・発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援をはかり、それによってその福祉の増進に寄与することを目的とした法律。平成 28 年5月に改正された。

バリア、バリアフリー

- ・バリアとは、障壁。バリアフリーは、障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁（バリア）となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

ピアサポート

- ・障がいのある人や家族などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障がいをもった人などの相談に応じ、問題解決のための助言・支援を行うことをピアサポートといい、その相談に応じる支援員をピアサポーターという。

法定雇用率

- ・民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用しなければならないこととされている。

※令和6年4月以降、段階的に引き上げ

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業 (対象事業主の範囲)	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40.0人以上)	2.7% (37.5人以上)
国、地方公共団体	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

補装具

- ・身体障がい者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ボランティア

- ・自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人または活動。

ま行

メディアユニバーサルデザイン

- ・全ての人々が違和を感じることなく印刷物やインターネットを見られるようにし、公共性の高い官公庁・病院などの災害情報や食品や薬品の安全情報など生命にかかわる重要な情報等を得ることができるようにすること。

や行

ユニバーサルデザイン

- ・障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ製品、建物、空間をデザインすること、そのような考え方。

ら行

ライフステージ

- ・人の一生を、乳幼児期、青少年期、壮年期、中年期、高年期などと分けた、各段階のこと。

療育

- ・心身に障がいのある児童に対し、早期に適切な医療や教育を行い、障害の治癒や軽減をはかり、発達を促すこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

- ・やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

第5次てだこ障がい者(児)プラン

第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画

令和6年3月 発行

発行:浦添市 福祉健康部 福祉総務課/障がい福祉課
沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
電話:098-876-1234(代表)

